

オーストリア「新絶対主義」と外国貿易

——クリミア戦争期「外交革命」の経済的背景——

武田元有

はじめに

ナポレオン戦争後の国際秩序を規定した「ウィーン体制」は1848年の三月革命によって崩壊し、その盟主であったオーストリアの憲法制定議会（1848年7月—）は立憲政体・連邦体制の導入を求め、1849年2月に憲法草案（クレムジール憲法）を策定する一方、属国ハンガリーのコッシュート内閣（1848年10月—）は民族国家の建設を図り、1849年4月に独立宣言を公布する。だが立憲主義の試みは、1849年3月の欽定憲法（シュタディオン憲法）=議会解散、及び1851年12月の大晦日勅令=憲法停止によって、また民族独立の動きは1849年8月のハンガリー革命鎮圧によって、いずれも挫折したのみならず、皇帝フランツ・ヨーゼフ Franz Joseph（在位：1848年12月—1918年）の擁立、宰相シュヴァルツェンベルク Schwarzenberg（在任：1848年11月—52年4月）の「七千万人帝国」構想 ein Reich der 70 Millionen（1849年8月）を背景に、むしろ集権体制・官僚機構の再編・強化へと帰結し、続く1850年代は一般にオーストリア史上「新絶対主義」Neoabsolutisms の時代と呼ばれている。⁽¹⁾ 「新絶対主義」は、1859年の二月勅令によって「立憲主義」へと移行するため、期間としては10年ほど存在したにすぎず、研究史上的蓄積も他の時代に比して多くはないが、⁽²⁾ それ故むしろ分析方法の違いによって異なる史像・評価が混在しているように思われる。

まず政治史研究の場合、1850年代は何よりもクリミア戦争（1853—56年）の時代に相当し、オスマン帝国領土での英露対立に対するオーストリア政府の対応、なかでも外相ブオル・シャウエンシュタイン Buol-Schauenstein（在任：1852年4月—59年）の外交政策をどう評価するかが一つの焦点となっている。外相ブオルは1854年8月にルーマニア（モルダヴィア・ワラキア公国）に出兵して両公国内のロシア軍を駆逐し、ウィーン反動体制の後盾であった墮露協調=「神聖同盟」を放棄する一方、続く同年12月には英仏両国と対露同盟を締結し、「ロシア包囲体制」に荷担したこと知られる。⁽³⁾ 外交史上この路線変更は、18世紀以来100年以上に及ぶ墮露協調の時代が、以後第一次大戦前夜まで続く墮露対立の時代へと転換した「外交革命」Diplomatic Revolution（G·B·ヘンダーソン）として、位置付けられている。⁽⁴⁾ その歴史的意義としては、短期的にはクリミア戦争の帰趨=英仏の勝利を規定した一因として重視される反面、長期的には、対露関係の冷却=後盾の喪失によって1859年のイタリア統一戦争=イタリア支配の縮小、及び1866年の普墮戦争=ドイツ連邦の解体を招いたため、ウィーン体制の中枢であったオーストリアがヨーロッパ国際政治において没落・孤立してゆく過程の指標として、否定的に評価される傾向にある。⁽⁵⁾

次に経済史研究の分野を見ると、1850年代は民間株式会社の乱立期=第一次「創立熱狂時代」

Gründerjahre (1850 – 59 年) に相当し、分析の関心はオーストリア産業革命史上における位置付けに注がれてきた。産業革命の問題をめぐっては、一般に「三月前期」における生産技術の革新＝機械設備の移植をもってその始期と見る一連の研究が存在するが、⁽⁹⁾ その場合「新絶対主義」の史的位置はいま一つ明らかではない。むしろ三月革命を画期とする歴史的・段階的な変化に留意する場合、18 世紀の啓蒙專制主義から三月前期に至る時代については、あくまで前期的資本（封建的領主制度・特權的商人組合）に立脚した「重商主義」の変種＝「早期産業革命」Early Industrial Revolution として把握し、これに対して三月革命の土地制度改革＝農民解放事業（1848 年 8 月：決議、9 月：認可、53 年：施行）に続く新絶対主義の時代を、封建的生産関係の廃棄＝生産力の解放に基づく本来の「産業革命」として位置付ける見解が有力であるように思われる。⁽¹⁰⁾ この場合、経済官僚 K・ブルック Karl Lutwig Bruck（商相：1848 年 11 月 – 51 年 5 月、蔵相：1855 年 1 月 – 60 年 4 月）の自由主義経済政策は、「上からの改革」・「ブルジョワ改革」として把握され、「新絶対主義」国家は資本主義を推進する主体として、積極的に評価されることになる。⁽¹¹⁾

要するに新絶対主義をめぐって、一方の外交史研究が外相ブオルの「外交革命」を、対外関係の悪化を招來した根源として、消極的・否定的に批判しているのに対して、他方の経済史研究では、商相・蔵相ブルックの通商政策を、「産業革命」＝資本主義の形成を推進した主体として、積極的・肯定的に評価しているのである。史的評価をめぐる政治・経済分析の乖離が認められよう。

なお経済史の領域では、通商政策を媒介として、経済構造・政治権力の問題を統一的・立体的に把握する試みが存在する。一般に後発資本主義諸国において「世界の工場」イギリスの側圧に対抗した貿易・関税政策が課題となるなか、⁽⁹⁾ プロイセンは 1834 年にドイツ「関税同盟」Zollverein を組織し、域内自由貿易・対英自由貿易を推進したのに対して、オーストリア新絶対主義はドイツ連邦・ハプスブルク諸邦を包摂する「中部ヨーロッパ関税連合」Mitteleuropäische Zollunion を構想し、域内自由貿易・対英保護貿易を志向する。⁽¹⁰⁾ このうちプロイセン中心の小ドイツ的自由貿易政策の成長は、将来的な「ドイツ帝国」の創建を準備した伏線として評価される一方、オーストリア主導の大ドイツ的保護貿易体制の追求は、最終的な「七千万人帝国」の解体を招いた元凶とみなされ、政治的なドイツ統一問題と経済的な通商政策との相互関係が重視されているのである。⁽¹¹⁾

こうした通商政策の分析は、経済・外交過程の接続を図る上で有効であるが、通商政策の展開をドイツ関税同盟＝ハプスブルク帝国の貿易関係から捉える限り、展望される外交問題もおのずとドイツ統一問題をめぐるプロイセン・オーストリアの覇権競争に収斂せざるを得ず、並行するクリミア戦争＝トルコ領土をめぐるイギリス・ロシア対立との接点は必ずしも明らかではない。東方問題をめぐる外相ブオルの政策転換＝「外交革命」を射程に入れるには、オーストリア外国貿易を単にプロイセンを中心とするドイツ関税同盟との関係から把握するだけでなく、むしろイギリスを基軸とする資本主義世界体制の枠組、さらには東方問題の焦点となるバルカン・トルコ市場との貿易関係から考察することが必要と思われる。⁽¹²⁾ なかでも経済官僚ブルックは、トリエステ海運業者としてレヴァント貿易に従事してきたのみならず、その実績から駐土大使（在任：1853 年 6 月 – 55 年 1 月）として対トルコ外交にも関与しているのであって、こうした事実関係を想起する場合、バルカン・トルコ市場の把握は、新絶対主義の通商・外交政策を把握する上で不可欠と思われる。

こうした問題関心から小稿の課題は、クリミア戦争期「外交革命」の経済背景を把握する前提として、新絶対主義時代オーストリア外国貿易の数量的・地理的な編成の全体像を析出することにある。以下、〔I〕商品取引の法的背景となる通商政策を概観した後、〔II〕1840 – 50 年代における貿易関係の趨勢・品目・市場の構造・動態について、順次検討を進めよう。

註

- (1) H. Friedjung, *Österreich von 1848 bis 1860*, 2Bde., Stuttgart, 1908; E. Winter, *Revolution, Neoabsolutismus und Liberalismus in der Donaumonarchie*, Wien, 1969; Á. Déák, *From Habsburg Neo-absolutism to the Compromise, 1849-1867*, Columbia, 2008; 矢田俊隆「ハプスブルク帝国と民族問題」『岩波講座・世界歴史』第20巻(近代7)、118-123頁(同『ハプスブルク帝国史研究——中欧多民族国家の解体過程——』岩波書店1977年、再録)。
- (2) 本邦では、奥 正嗣「オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開——1848年～1851年 初期立憲主義の確立——」大阪国際大学『国際研究論叢』第16・17巻2003年、同「オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開——1852年～1867年 君主的統一国家(新絶対主義)——」同上誌、第18・19巻2005年。関連法令は、石田裕子訳「クレムジール憲法草案」・武藤真也子訳「シュタディオーン憲法」『東欧史研究』第26号2004年、石田・武藤訳「ジルヴェスター勅令(1851年12月31日付勅令)」同上誌、第27号2005年。
- (3) P. W. Schroeder, "Austria and the Danubian Principalities, 1853- 1856", *Central European History*, Vol. 2, 1969; L. Beaber, "Austria and the Emergence of Rumania, 1855- 1861", *East European Quarterly*, Vol. 11, 1971; S. Pascu/ C. Nutu, "Rumänien und die Außenpolitik der Habsburgermonarchie 1848- 1918", A. Wadruszka(Hg.), *Die Habsburgermonarchie im System der internationalen Beziehungen*, 2Bde., Wien, 1989 [A. Wadruszka/ P. Urbanitsch(Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848- 1918*, Bd. VI], 2. Theilband, S. 287- 290.
- (4) G. B. Henderson, "The Diplomatic Revolution of 1854", *American Historical Review*, Vol. 43, 1937.
- (5) A. Beer, *Die orientalische Politik Österreichs seit 1774*, Prag/ Leipzig, 1883; H. Friedjung, *Der Krimkrieg und die österreichische Politik*, Berlin, 1907; F. Eckhart, *Die deutsche Frage und der Krimkrieg*, Berlin, 1931。
外交政策の失態に関する評価は以下の概説でも踏襲されている。A・J・P・ティラー(倉田稔訳)『ハプスブルク帝国1809-1918——オーストリア帝国とオーストリア=ハンガリーの歴史——』筑摩書房1987年、127-128頁、H・コーン(稻野・小沢・柴・南塙共訳)『ハプスブルク帝国史入門』恒文社1982年、58-59頁、G・シュタットミュラー(丹後杏一訳・矢田俊隆解題)『ハプスブルク帝国史』刀水書房1989年、157頁、A・スケッド(鈴木淑美・別宮貞徳訳)『図説ハプスブルク帝国衰亡史——千年王国の光と影——』原書房1996年、181-186頁、S・ペラー(坂井榮八郎・川瀬美保訳)『フランツ・ヨーゼフとハプスブルク帝国』刀水書房2001年、82-88頁。
- (6) N. Gross, "The Industrial Revolution in the Habsburg Monarchy, 1750- 1914", C. Cipolla (ed.), *The Fontana Economic History of Europe*, Vol. 4, London, 1973; F. W. Carter, "The Industrial Development of Prague 1800- 1850", *Slavonic and East European Review*, Vol. 31, 1973; J. Komlos, "Thought on the Transition from Proto-Industrialization to Modern Industrialization in Bohemia, 1795- 1830", *East Central Europe*, Vol. 7, 1980; 御園生眞「19世紀前半のベーメン(チェコ)におけるイギリス人機械工の来住と機械工業の生成——E・トマスの事例を中心として——」獨協大学『経済学研究』第48号1987年、同「19世紀前半のハプスブルク帝国における工業化と地域——綿工業を中心として——」『社会経済史学』第64巻第1号1998年。
- (7) H. Matis, *Österreichs Wirtschaft 1848- 1913: Konjunkturelle Dynamik und gesellschaftlicher Wandel im Zeitalter Franz Josephs I*, Berlin, 1972, Kapitel 1; R. Sandgruber, "Lebensstandard und wirtschaftliche Entwicklung im österreichischen Neoabsolutismus (1848- 1859)", H. Knittler (Hg.), *Wirtschafts- und sozialhistorische Beiträge: Festschrift für Alfred Hoffmann zum 75. Geburtstag*, Wien, 1979; 佐藤勝則「オーストリア・ハンガリー帝国史研究をめぐる諸問題(1)——研究の現状とその問題点——」、同「オーストリア・ハンガリー産業革命把握の基礎視角——後進資本主義国の編成替え把握をめぐって——」『東欧史研究』第2号1979年、37-38頁。
なおこの観点に対する史実関係を踏まえた反批判として、御園生眞「19世紀中葉におけるベーメン(チェコ)機械制紡績業の成立」北海道大学『経済学研究』第33巻第1号1983年、88頁、註12。
- (8) H. Matis, "Leitlinien der österreichischen Wirtschaftspolitik", A. Brusatti (Hg.), *Die wirtschaftliche Entwicklung*, Wien, 1973 [A. Wadruszka/ P. Urbanitsch(Hg.), a. a. O., Bd. I], S. 30- 37; A. H. Brennan, "Economic Reform in Neuzeit Austria 1852- 1859", Ph. D., diss., Princeton Univ., 1966; T. F. Huertas, *Economic Growth and Economic Policy in a Multinational Setting: The Habsburg Monarchy, 1841-1865*, New York, 1977; 佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究』多賀出版1992年、492-498頁。

- (9) 毛利健三『自由貿易帝国主義——イギリス産業資本の世界展開——』東大出版会 1978 年、藤瀬浩司『資本主義世界の成立』ミネルヴァ書房 1980 年。
- (10) 諸田 実『ドイツ関税同盟の成立』有斐閣 1974 年、佐藤勝則「三月革命後の普墺間 関税・貿易政策論争——ブルックの『中部ヨーロッパ関税連合』構想を中心として——」『西洋史研究』新輯第 4 号 1975 年。
- (11) H. Böhme, *Deutschlands Weg zur Großmacht: Studien zum Verhältnis von Wirtschaft und Staat während der Reichsgründerzeit, 1848- 1871*, Köln/ Berlin, 1966.
- (12) イギリス・トルコを視野に入れた本邦の個別論考として、三月前期に関する、御園生眞「三月前期ハプスブルク(オーストリア・ハンガリー)帝国の貿易構造 1831 — 1847 年」北海道大学『経済学研究』第 33 号 1983 年。

〔I〕前提：通商政策の変遷

貿易構造の検討に先立ち、三月前期から新絶対主義に至る通商政策の変遷を概観しておこう。

(1) 三月前期の通商政策

① 禁制貿易の維持

18 世紀の啓蒙專制主義=「ヨーゼフ主義」の通商政策は、財源確保を目的とした高度な国家統制を特質とし、なかでも 1784 年の「禁止制度」Verbotsystem は許可品目以外の輸入を禁止した。⁽¹⁾ ナポレオン戦争後 1817 年・18 年の関税改革においても、軍需生産の低下・大陸制度の解消に伴う国内産業の打撃を防ぐため、織維・金属製品の輸入禁止は維持されている。続く 1821 年の関税改革では、ガリツィア精糖業を保護するべく、必要な原料(粗糖)への関税は緩和、競合する製品(精糖)への関税は強化された。⁽²⁾ なお 1815 年のウイーン議定書において、外相メッテルニヒ Metternich(在任: 1809 - 48 年)は、①北イタリア(ロンバルディア・ヴェネツィア)、及び②アドリア海東岸(イストリア・ダルマツィア)の獲得、③ハプスブルク家領トスカーナ大公国の再建、④教皇国家・両シチリア王国における駐留部隊の配置、以上の直接・間接のイタリア支配を実現した。これを受け、1817 年からロンバルディア・ヴェネツィアにもオーストリア本国の関税制度が適用され、スラヴ・オーストリア・イタリア領土を包摂する一大関税領域が成立する。⁽³⁾

だがこうした高度な禁止制度は、短期的には国内産業を外国商品との競争関係から保護した反面、長期的には技術革新・製品開発を阻害して生産力・競争力の向上を抑制したため、財務庁「通商委員会」Kommerzhof-Commission は一定の関税納入を条件として国内輸入を認める保護関税制度への移行を進め、1825 年には大麻輸出を解禁、1828 年・29 年の関税改革では多数の品目の禁輸措置を廃止した。⁽⁴⁾ また 1834 年にプロイセンがドイツ関税同盟を組織すると、外相メッテルニヒはドイツ連邦内での孤立を避けるべく同盟加入を志向したが、その実現には関税同盟と同等な水準への関税引下が前提となった。以後 1833 年には綿糸輸入を解禁、1835 年には綿糸関税を緩和したほか、1836 年の財務庁令は禁止制度の原則廃止を確認している。だが関税制度の採用には国内産業が強く反対し、綿布・製鉄・砂糖に対する禁止税率は維持された。⁽⁵⁾ 1842 年に満了する関税同盟の更新交渉に備え、改革派の財務長官キューベック Karl Friedrich Küberbeck von Kübau(在任: 1840 - 48 年)は禁制貿易の全廃を提起するが、「下部オーストリア製造業者協会」Der Niederösterreichische Gewerbeverein に結集する産業利害の抵抗は強く、計画は頓挫する。⁽⁶⁾ かくして 18 世紀から高度な禁止制度に保護されてきた前期的・封建的な生産体系は、三月革命前夜において依然健在だったのである。

なお禁制貿易の維持と並行して、関税同盟に対抗るべき独自の通商領域の形成も画策された。その第一はアドリア海を拠点とするレヴァント貿易の推進であり、これまで桎梏であったレヴァント諸港の領事料金を 1822 年に減額、1824 年に全廃したほか、18 世紀以来の自由港トリエステ Trieste

(1719年-)・フィウメ Fiume (1723年-)に続いて、1829年にはヴェネツィアを自由港に指定している。⁽⁷⁾こうしたなか、当時トリエステの海運・保険業者であったブルックは、1832年に海上保険「オーストリア・ロイド」Österreichischer Lloydを創業、1836年には「オーストリア・ロイド汽船会社」Dampfschiffahrts- Gesellschaftを設立し、1837年からヴェネツィア・イスタンブール・アレクサンドリア・スミルナ・シリア各港との定期航路を運行したのである。⁽⁸⁾第二は首都ウィーンからハンガリーを経由して黒海に注ぐドナウ河流域での通商活動であり、1829年に特権企業「第一ドナウ汽船会社」Erste Donau- Dampfschiffahrts- Gesellschaft (DDSG)が創業、1834年からウィーン=イスタンブール航路を開設したほか、1836年にはバイエルンの汽船会社と提携し、リンツ Linzにおいて相互の北海=ライン航路とドナウ=黒海航路を接続している。⁽⁹⁾さらに1845年の企業協定によって、オーストリア・ロイド汽船会社は、第一ドナウ汽船会社からドナウ河下流域以東の黒海=レヴァント航路利権を買収し、アドリア海・ドナウ河貿易を連結するに至った。⁽¹⁰⁾かくしてプロイセン中心のドイツ関税同盟と並立するオーストリア独自の通商圏に成立したのである。

② 通商条約

ドイツ統一問題におけるプロイセンの優位を危惧する外相メッテルニヒにとって、関税同盟への加入は急務であったが、国内産業にとってライン・ヴェストファーレン産業資本との市場競争は脅威であって、加盟交渉は難航する。⁽¹¹⁾対照的に地中海方面での通商活動を反映する一連の条約交渉は順調に進展し、1827年6月には元首がハプスブルク家門の血縁にあたるブラジル帝国と、1829年8月にはヨーロッパ市場への進出を図るアメリカ合衆国と、相次いで通商条約が結ばれた。⁽¹²⁾

この流れで重要なのは何よりもイギリスとの通商条約である。まず1829年12月の英奥通商条約は、オーストリア船に対して第三国品のイギリス向け輸送を認可した。周知のようにイギリスは17世紀以来「航海条令」Navigation Actによって貿易活動を自国船・相手国船にのみ認め、第三国船の仲介行為を禁止していたが、オーストリア船に対しては例外的にこの規定を免除したのである。この結果オーストリア船は、アドリア海諸港に搬入されるレヴァント産品（すなわち第三国品）をイギリスへ輸出すること、換言すればレヴァント産品をアドリア海経由でイギリスへと転送することが可能となった。⁽¹³⁾また1838年7月の英奥通商条約は、まずドナウ河下流のルーマニア諸港（すなわち第三国）から来航したオーストリア船を、オーストリア本国（すなわち相手国）から来航した船舶と同等に扱うこと（第4条）、要するにオーストリア船がルーマニア産品をイギリスに輸送することを認めた。加えて同様の原則をジブラルタル以東のアジア・アフリカ産品にも適用し（第5条）、オーストリア船はレヴァント産品を原産地からイギリスへと直送できるようになった。⁽¹⁴⁾

並行して東方世界との通商制度が整備された点も見逃せない。オーストリアは既に18世紀のバルカン進出に伴う1718年のパッサロヴィツ条約によって、隣接するオスマン領土（モルダヴィア・ワラキア・セルビア）における3%低率関税での自由通商権・ドナウ河航行権を、またロシアに追随して1783年にはモルダヴィア・ワラキア領事設置権を、1784年の奥地通商条約では黒海・両海峡の自由通航権を、順次確保している。⁽¹⁵⁾なお19世紀に入るとイギリスは東方問題の安定を図るためにオスマン政府の財政再建を急ぎ、1838年8月の奥地通商条約を契機として関税制度の変更=税率引上を容認しており、他の西欧諸国もこれに追随した。⁽¹⁶⁾これに対して外相メッテルニヒは同様の条約改正に応じず、列国の中で例外的に従来の3%低率関税の特権を温存したため、トルコ向け輸出では列国よりも有利な立場にあったのである。⁽¹⁷⁾またドナウ河・黒海貿易の維持には、ドナウ河口スリナ水道 Sulina Channelを管理するロシアの動静が鍵を握るため、1840年7月の奥地通商条約ではオーストリア船のドナウ河・スリナ水道の航行安全を確認している。⁽¹⁸⁾

(2) 新絶対主義の通商政策

① 自由貿易への転換

オーストリア・ロイドを經營するブルックは、1848年の三月革命に際してフランクフルト国民議会のオーストリア代表団を務めた反面、経済改革を推進する強力な国家権力の創出には肯定的であって、同年11月の反革命ではシュヴァルツエンベルク内閣に入閣、商務大臣として通商政策を主導することになった。⁽¹⁹⁾ 商相ブルックの関税政策としては1851年の関税改革（同年11月裁可・1852年2月施行）が重要である。この関税改革によって、18世紀以来の禁止制度は最終的に消滅し、輸出品目に対する禁輸措置・輸出関税はほぼ全廃された。代わって関税制度に基づく新たな保護体系が導入され、まず富裕層の消費する奢華的な農業產品・熱帯產品には高率関税を、国内産業が調達する工業原料には経費節減のために軽微な税率を採用した。他方、機械製生産に移行しながらも生産能力が今だ低い綿糸・銑鉄は、外国産品をもって国内需要を充足する必要から、税率を大幅削減、逆に国内で広範に手工業活動が残存する麻糸・紡毛への税率は強化している。さらに、自由競争の促進による經營体制の刷新、生産技術の革新を促すため、完成品への税率は緩和された。⁽²⁰⁾

続く後任の商相兼蔵相A・バウムガルトナー Andreas Baumgartner（在任：1851年5月—55年3月）のもとで自由主義通商政策は継承され、1854年1月の関税改革では、将来的な関税同盟との合流に備え、税率は19世紀オーストリア史上の最低水準まで削減された。かくしてブルック時代の禁制貿易から保護貿易への転換から間もなく、オーストリアは早くも保護貿易から自由貿易へと移行したのである。ただし納税方法として兌換紙幣ではなく金属正貨での支払を強制したため、当時の正貨兌換では紙幣額面の22%割増が条件とされていた状況を踏まえた場合、実質的には従価22%の税率引上と同じ効果をもったとされる。⁽²¹⁾ また東方状勢に伴う財政逼迫を補うため、1854年9月の鉄道認可法は国有鉄道を民間業者に売却する一方、私鉄建設への国庫補助を認めた。この措置は安価な外国資材の輸入を加速して貿易総量を拡大する一方、完成した鉄道体系は貿易商品の輸送時間を短縮し、世界市場との接続を二重に促進することになった。なかでも1857年における「特權南部国有鉄道」Priv. südliche Staatsbahn（1841年創設）のウィーン＝トリエステ線開通は、オーストリア・ロイドの汽船航路と連結し、国内市場を世界経済へと直結している。⁽²²⁾

商相ブルックは辞任後、本業のトリエステ海運事業に復帰していたが、露土関係が緊迫するなか、外相ボルは東方状勢に精通するブルックを駐土大使として任命・派遣する。だが間もなく軍事財政の逼迫に対処する必要から召喚、以後ブルックは蔵相（在任：1855年1月—60年4月）の立場から、財政再建の前提として国内経済の振興を急ぎ、一連の改革政策に着手した。まず1855年の信用制度改革では「オーストリア商工信用銀行」Österreichische Credit-Anstalt für Handel und Gewerbeを創設し、産業資本への円滑な資金供給を促した。⁽²³⁾ また1857年のウィーン通貨協定によってブロイセン・ターレル＝オーストリア・グルデンの換算割合を調整し、続く1858年4月の通貨改革では従来の「協定グルデン」fl. CM (Florin Conventions-münze) を新たな「オーストリア・グルデン」fl. ÖW に切り換え、通貨価値の安定を図った。⁽²⁴⁾ さらに1856年・57年の関税改革では、工業原料・機械に対する関税減免を拡大したほか、⁽²⁵⁾ 1859年の営業法改正によって「営業の自由」を帝国全土に適用するなど、近代的生産力の育成に努めたのである。⁽²⁶⁾

だが自由貿易に対する国内産業の反発は強く、なかでもクリミア戦争後1857年の恐慌に続く不況の原因として、蔵相ブルックの責任を追及する動きが高まった。こうしたなか国内動乱を警戒する内相バッハ Alexander Bach（在任：1849—59年）は1859年の内務省調査委員会によって国内産業の現状を調査・分析し、関税制度の見直しを進めることになる。⁽²⁷⁾

② 通商条約

商相ブルックの立案した政策構想としては、ドイツ連邦・ハプスブルク諸邦を包摂する「中部ヨーロッパ関税連合」の計画が知られる。その骨子は、①連合外部（なかでもイギリス）に対する保護関税の設定 → オーストリア国内産業の育成、②連合内部（なかでもプロイセン）に対する自由貿易の適用 → ハンガリー大農経営の輸出促進、を志向するものであった。しかし前者の対外的閉鎖性については、1850 - 51年のドレスデン会議において、東エルベのウンカー利害がイギリス向け穀物輸出の攪乱を懸念する一方、後者の対内的開放性をめぐっては、オーストリア国内において、ペーメンの綿工業・製鉄業がプロイセン製品の国内流入を警戒したため、計画は挫折する。⁽²⁸⁾

関税連合の計画は難航するが、通商領域を拡大する試みが他に無かった訳ではない。商相ブルックは1850年10月に18世紀以来存続してきたライタ河 Leitha のオーストリア=ハンガリー境界関税 Zwischenzolllinie を廃止し、ドイツ関税同盟と対峙する一大関税領域として「オーストリア=ハンガリー関税同盟」を形成した。⁽²⁹⁾ また後任商相バウムガルトナーは、イタリア半島を中心とする近隣諸国との条約交渉を進め、1851年10月にはサルディニア王国と、1852年6月にはリヒテンシュタイン公国と、さらに同年8月にはパルマ・モデナ公国と、一連の関税協定・通商条約を締結している。こうした動きは、中欧関税連合に代わる「イタリア=ハプスブルク関税同盟」の形成と、ロンバルディア工業・中部イタリア農業との密接な分業関係の展開を期待したものであった。⁽³⁰⁾ 他方、1852年に満了する関税同盟の更新交渉に際して、ドナウ河上流域の南ドイツ諸邦がプロイセンに対抗する「南ドイツ関税連合」Süddeutsche Zollunion を構想すると、駐土大使レヒベルク Bernhard Rechberg (在任：1851年) はオーストリア=ハンガリー関税同盟との連結を画策している。だが南ドイツ諸邦は最終的にドイツ関税同盟の更新を受諾したため、この構想も最終的には破断する。⁽³¹⁾ なおドナウ河下流域では、ロシアの管理するスリナ水道の砂州堆積・航行障害が深刻化したため、1851年9月に墮露通商条約を更新し、ドナウ河口地帯の水深保全・航行保証を再認している。⁽³²⁾

だが関税連合構想の頓挫によってプロイセンの「ドイツ関税同盟」と「オーストリア=ハンガリー関税同盟」とが並立するに伴い、以後最大の課題となったのは二大関税同盟相互の条約交渉であった。この問題に関しては、通商代表ブルックの交渉を通じて、最終的に1853年2月に普墮通商条約が締結される（1854年1月発効・8年期限）。この結果、双方は一次產品（食糧・原料）・半製品の輸入関税を撤廃するとともに、工業製品の輸入関税を大幅に削減、相互に最惠国待遇を保証した。こうした税率設定は、関税同盟に対するハンガリー一次產品、ペーメン綿糸・銑鉄の輸出拡大を期待したものであり、8年の期限設定はその後の中欧関税連合への望みを繋ぐものであった。⁽³³⁾

1854年8月のルーマニア出兵は、こうした通商構想・政策展開のさなかに実行される。⁽³⁴⁾

註

- (1) A. Beer, "Die österreichische Handelspolitik unter Maria Theresia und Josef II", *Archiv für österreichische Geschichte*, Bd. 86, 1899, S. 117- 120; 丹後杏一『ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義』多賀出版1997年、89 - 96頁。
- (2) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik im Neunzehnten Jahrhundert*, Wien, 1891, S. 6- 8; K. Hudczek, *Österreichische Handelspolitik im Vormärz, 1815- 1848*, Wien, 1918, S. 12- 16, 21- 24, 45- 46, 63- 65, 73- 74.
- (3) A. Beer, *Handelspolitik*, S. 8- 9; K. Hudczek, a. a. O., S. 92- 93.
- (4) A. Beer, *Handelspolitik*, S. 9- 10; K. Hudczek, a. a. O., S. 24- 30, 139- 140.
- (5) A. Beer, *Handelspolitik*, S. 14- 17; K. Hudczek, a. a. O., S. 140- 142.
- (6) A. Beer, *Handelspolitik*, S. 16- 24, 565- 568; K. Hudczek, a. a. O., S. 147- 150.
- (7) A. Beer, *Handelspolitik*, S. 11-12, 396-399, 552-561; W. Steinmetz, "Österreichs Levanthandelspolitik nach dem Wiener Kongreß", *Österreich in Geschichte und Literatur*, Bd. 14, 1970; M. Sauer, "Zur Reform der österreichischen Levante-

- Konsulate im Vormärz”, *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 27, 1974.
- (8) R. E. Coons, *Steamships, Statesmen, and Bureaucrats: Austrian Policy towards the Steam Navigation Company of the Austrian Lloyd, 1836- 1848*, Wiesbaden, 1975. 我が国では、佐々木洋子「オーストリア・ロイド社と『公益性』」『歴史評論』第660号2005年（同『ハプスブルク帝国の鉄道と汽船——19世紀の鉄道建設と河川・海運航行——』刀水書房2013年、再録）、高田茂臣「オーストリア・ロイドの創業と発展」『経営論集』第16巻2008年。
- (9) Donau-Dampfschiffahrts-Gesellschaft（以下 DDSG）, *Denkschrift der Ersten k. k. Donau-Dampfschiffahrts-Gesellschaft zur Erinnerung ihres fünfzigjährigen Bestandes*, Wien, 1881, S. 7- 10; ders., *125 Jahre Erste Donau- Dampfschiffahrts- Gesellschaft, 1829- 1954*, Wien, 1954, S. 11- 15; 佐々木洋子「オーストリアのオリエンタリズム——19世紀ドナウ問題と商工業者たちの幻想——」『歴史評論』第601号2000年（同、前掲書、第四章、再録）。
- (10) DDSG, *Denkschrift*, S. 27- 28; ders., *125 Jahre*, S. 17- 21.
- (11) A. Beer, *Handelspolitik*, S. 69- 82; W. O. Henderson, *The Zollverein*, London, 1939 (3rd ed., 1984), pp. 95- 97, 137.
- (12) A. Beer, *Handelspolitik*, S. 10- 11.
- (13) K. Jones- Jokl, *Die handelspolitischen Beziehungen zwischen Österreich und England von Beginn des 19. Jahrhunderts bis 1975*, Zürich, 1919, S. 27- 28; H. Pavelka, *English- österreichische Wirtschaftsbeziehungen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Wien, 1968, S. 59- 61; E. G. Staudinger/ S. Beer, “Die Außenwirtschaftlichen Beziehungen zu Großbritannien”, A. Wadruszka (Hg.), a. a. O., 1. Theilband, S. 712- 713; 拙稿「フランス革命・ナポleon戦争と英奥関係——トリエステ海外貿易とオーストリア戦時公債——」『鳥取大学教育センター紀要』第10号2013年、35- 36頁。
- (14) K. Jones- Jokl, a. a. O., S. 34- 36; H. Pavelka, a. a. O., S. 41- 46; E. G. Staudinger/ S. Beer, a. a. O., S. 713- 715; 拙稿「イギリス航海条令とオーストリア海運——1838年の英奥通商条約とドナウ河航行事業——」『西洋史研究』新輯42号2013年、36- 37頁。
- (15) M. v Herzfeld, “Zur Orienthandelspolitik Österreichs unter Maria Theresia in der Zeit von 1740- 1771”, *Archiv für österreichische Geschichte*, Bd. 108, 1919.
- (16) 拙稿「イギリス自由貿易運動とトルコ保全政策——1838年英土通商条約の経済的・戦略的背景——」『西洋史研究』新輯31号2002年、126- 129頁。
- (17) A. Beer, *Handelspolitik*, S. 401- 403, 607; V. J. Puryear, *International Economics and Diplomacy in the Near East: A Study of British Commercial Policy in the Levant 1834- 1853*, California, 1935, pp. 125- 127, 139- 141.
- (18) V. J. Puryear, *op. cit.*, pp. 143- 144.
- (19) R. Charmatz, *Minister Freiherr von Bruck: Der Vorkämpfer Mitteleuropas, Sein Lebensgang und seine Denkschriften*, Leipzig, 1916; E. Macho, *Karl Ludwig Freiherr von Bruck: Ein Wirtschaftsmann ohne Beamtenmentalität*, Frankfurt, 2013.
- (20) A. H. Brenman, *op. cit.*, pp. 122- 124; T. F. Huertas, *op. cit.*, pp. 26- 27.
- (21) A. H. Brenman, *op. cit.*, pp. 134- 135; T. F. Huertas, *op. cit.*, pp. 28- 29.
- (22) K. Bachinger, “Das Verkehrswesen”, A. Brusatti (Hg.), a. a. O., S. 282- 283; H.- H. Brandt, *Der österreichische Neoabsolutismus: Staatsfinanzen und Politik 1848- 1860*, Göttingen, 1978, S. 315- 326; 佐々木、前掲書、17- 18, 33, 46頁。
- (23) E. März/ K. Socher, “Währung und Banken in Cisleithanien”, A. Brusatti (Hg.), a. a. O., S. 331- 332; 佐藤勝則「第一次世界大戦前のオーストリア・ハンガリーの信用構造とその特質」茨城大学『政経学会雑誌』第53号1987年、63頁。
- (24) この措置により100旧協定グルデンに対して、105新グルデンが交換された。E. März/ K. Socher, a. a. O., S. 326- 327; H.- H. Brandt, a. a. O., S. 723- 733; R. Kamitz, “Die österreichische Geld- und Währungspolitik von 1848 bis 1948”, H. Mayer (Hg.), *Hundert Jahre österreichischer Wirtschaftsentwicklung 1848- 1948*, Wien, 1949, S. 130- 136.
- (25) A. H. Brenman, *op. cit.*, pp. 136- 137. なお商相兼蔵相バウムガルトナーの辞任後、蔵相職の後任はブルックであったが、通商政策を管轄する商相職の後任はG·トッゲンブルク Georg Toggenburg (在任: 1755- 59年) である。
- (26) H.- H. Brandt, a. a. O., S. 253- 254, 872- 874; E. Garhofer, “Hundert Jahre österreichische Gewerbepolitik”, H. Mayer (Hg.), a. a. O., S. 489- 490.
- (27) A. Beer, *Handelspolitik*, S. 173- 205; H.- H. Brandt, a. a. O., S. 427- 434.
- (28) 佐藤「三月革命後の普墺間関税・貿易政策論争」、30- 35頁。

- (29) J. Komlos, *The Habsburg Monarchy as a Customs Union: Economic Development in Austria-Hungary in the Nineteenth Century*, Princeton, 1983, pp. 27-34.
- (30) A. Beer, *Handelspolitik*, S. 356-372; A. H. Brenner, op. cit., pp. 129-132. なおイタリア=ハプスブルク関税同盟の計画には、教皇ピウス九世 Pius IX (在位: 1846-78年) がイタリア北西部の工業利害を代弁して反対したほか、1859年のイタリア統一戦争によってオーストリア支配体制そのものが終焉するため、最終的には挫折する。
- (31) H. Böhme, a. a. O., S. 36-42. なおレヒベルクは、駐土大使ブルックの前任、かつ外相ブオルの後任外相 (在任: 1859-64年) であるが (*Allgemeine Deutsche Biographie*, Bd. 53, 1907, S. 233-246)、外相時代はブルックの中欧関税連合構想を継承する「関税連合」Zollunion を提唱したことで知られる。佐藤勝則「1860年代の普墺間関税・貿易政策論争——レヒベルクの『関税連合』構想をめぐって——」『土地制度史学』第66号 1975年。
- (32) V. J. Puryear, op. cit., pp. 207-210; 拙稿「イギリス航海条令とオーストリア海運」、52-53頁。
- (33) A. Beer, *Handelspolitik*, S. 136-172; K. Koch, "Österreich und der Deutsche Zollverein (1848-1871)", A. Wadruszka (Hg.), a. a. O., 1. Theilband, S. 545-548; 佐藤「三月革命後の普墺間関税・貿易政策論争」、42-43頁。
- (34) なおルーマニア進駐期間にはオーストリア資本のもとで道路建設・電信整備が進められ、将来的な銀行設立・鉄道敷設が構想されるなど、通商関係の促進に不可欠な社会資本の整備が進められた (いわゆる「経済侵略」economic invasion・「経済征服」economic conquest)。H. Friedjung, a. a. O., S. 184-185; T. W. Riker, *The Making of Roumania: A Study of an International Problem, 1856-1866*, Oxford, 1931, pp. 27-28.

[II] 外国貿易の構造・動態

本節では、1840-50年代におけるオーストリア外国貿易の収支構造、品目構成、市場編成について、1848年革命前後の段階的変化、通商政策の客観的効果に留意しつつ、順次確認しよう。⁽¹⁾

(1) 趨勢

はじめに考察の対象領域を確認しておくと、オーストリアの公刊統計『帝国統計年鑑』の場合、外国貿易は「オーストリア関税区」Das österreichische Zollgebiet、「ダルマツィア関税区」Dalmatienに大別され、別々に集計されている (地図)。⁽²⁾ このうち前者は、境界関税の存在する三月前期においては、さらにライタ河以西 Cisleithanien (オーストリア、ベーメン王国、ガリツィア、北イタリア)、ライタ河以東 Transleithanien (ハンガリー・トランシルヴァニア) に分かれるのであるが、公刊統計では両者合算で計上され、貿易総額の95%に達している。他方、後者はダルマツィア沿岸・諸島から編成されるが、貿易総額の5%程度を占めるにすぎない (図1)。このため以下では原則としてオーストリア関税区を対象に検討を進める。なお統計資料では、両関税区とも、国内消費向けの輸入が「輸入」Einfuhr として、国産商品の輸出が「輸出」Ausfuhr として勘定される一方、再輸出向けの輸入や外国産品の再輸出は「通過貿易」Durchfuhr として別途計上され、一定の比重を占めるのであるが、⁽³⁾ オーストリア再生産構造との相関は薄いため、以下の考察では割愛する。

さて19世紀の貿易動向を追跡すれば、三月前期の1830-47年において輸出は8,000万グルденから1億グルденへと漸増するにとどまるが、輸入は6,000万グルденから1億2,000万グルденへと倍増しており、禁制貿易のもとに置かれたながらも一定の貿易成長を確認しうる。その後1848-49年の革命・反革命によって半減するが、続く1850年代前半=新絶対主義の時代において輸入・輸出とも2-3億グルденの水準へと上昇、三月前期の規模の二倍に達した。なお射程を広げて19世紀全体を俯瞰する場合 (図2)、輸出は1860年代を通じて5億グルден近くまで伸び、成長傾向は1873年恐慌の発生まで続いている。これに対して輸入は1850年代半以降クリミア戦争・イタリア統一戦争によって鈍化するが、1860年代後半には再び急速な成長を記録、1870年代初頭には輸出を超過している。いずれにせよ、一見して1848年革命を画期とした外国貿易の躍進は明らかであり、新絶対

主義時代はオーストリア外国貿易史上における未曾有の成長期に相当すると言えよう。

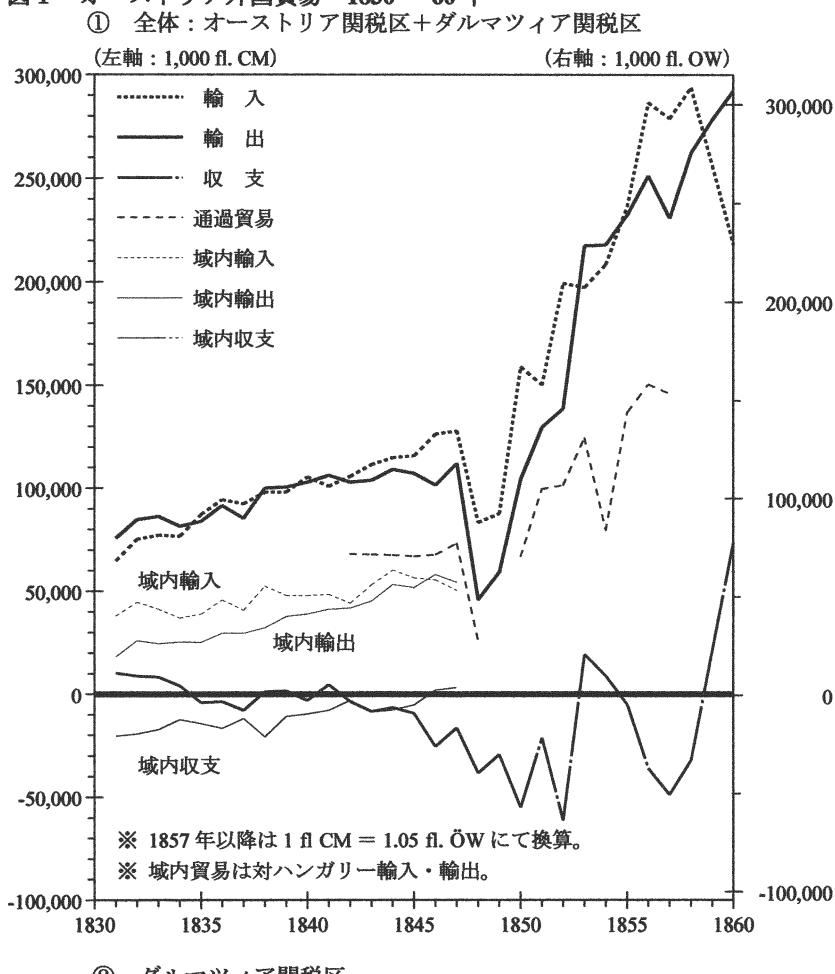
貿易収支は、1830年代まで概ね均衡状態にあったものが、1840年代の輸出停滞によって赤字に転化、三月革命を経て1850年代初頭の赤字額は5,000万グルденを突破した。だがクリミア戦争後の輸出上昇・輸入急落によって赤字構造は解消し、1860年代には1億グルденの黒字を記録している。新絶対主義時代は、貿易収支の赤字構造から黒字構造への転換期に位置すると言えよう。

なおダルマツィア関税区は、取引規模こそ少ないが、三月前期を通じて輸出超過を維持し、貴重な黒字源泉であった。だが1848年の革命後は輸入が急増し、1850年代には入超構造に転じる。⁽⁴⁾

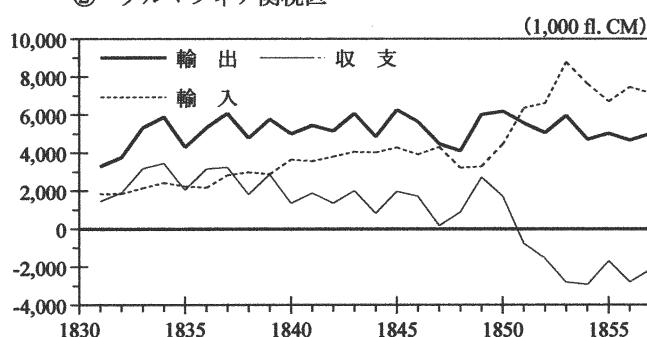
地図 ハプスブルク帝国版図 1850年代



図1 オーストリア外国貿易 1830-60年



② ダルマツィア関税区



典拠)

① [外国貿易] B·R·ミッセル編(中村訳)『ヨーロッパ歴史統計』東洋書林2001年、571-572、576頁。

〔通過貿易〕 J. Hain, *Handbuch der Statistik des österreichischen Kaiserstaates*, 2Bde., Wien, 1852-53, Bd. 2, S. 590.(1848年のみ、*Uebersichts-Tafeln zur Statistik der österreichischen Monarchie*, Wien, 1850, S. 59.)

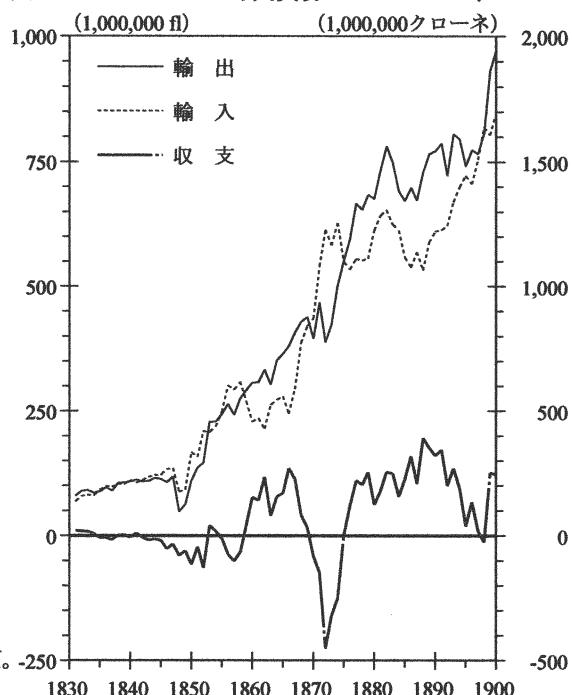
〔域内貿易〕 御園生眞「19世紀前半のオーストリア=ハンガリー間貿易」獨協大学『経済学研究』第51巻1988年、37頁。

② J. Hain, a. a. O., Bd. 2, S. 586-587.

また 1850 年まで存在したオーストリア＝ハンガリー間の域内貿易に付言すれば、その規模は外国貿易の概ね 30 — 50 % に相当する。オーストリアは外国市場を求める前に、既にハプスブルク帝国領内において巨大な市場を擁していたと言えよう。しかもオーストリアの対ハンガリー輸入は 400 — 600 万グルデンの範囲で、また対ハンガリー輸出は 200 — 600 万グルデンの範囲で、いずれも上昇傾向にある。うち域内輸入は対外輸入の成長速度に比して緩慢であるが、域内輸出の上昇割合は対外輸出のそれを凌駕している。このため、1830 — 47 年の期間を通じて入超傾向が続くなか、革命前夜には若干の黒字収支に転換している。⁽⁵⁾

※ 1892 年以前は 1 グルデン = 2 クローネで換算。
典拠) B・R・ミッセル編、前掲邦訳、571—572、576 頁。

図 2 オーストリア外国貿易 1830—1900 年



(2) 品目構造

次にオーストリア外国貿易の品目構造を見よう。オーストリア公刊統計は関税品目の分類方法として、a) 「農業産品」 Natur- und landwirtschaftliche Erzeugnisse、b) 「原料・半製品」 Fabricationsstoffe und Halbfabricate、c) 「完成品」 Ganz Fabricate、以上の三区分を採用している。⁽⁶⁾ 1840 — 50 年代の輸入・輸出貿易におけるそれらの比重関係を概観すれば(表 1)、「農業産品」は、輸出総額に占める比重が 25 % 前後から 20 % 未満へと減少していること、「原料・半製品」は、輸出総額に占める割合は 45 % 前後から 30 % 台へと減少する反面、輸入総額に占める地位は 45 % から 50 — 60 % へと拡大し、最大の輸入品目になっていること、「工業製品」は、輸出総額に対する比重が 30 % 未満から 45 % 前後まで上昇し、最大の輸出品目へと成長していること、以上が確認できる。こうした食料輸出の後退、原料輸入・製品輸出の伸張は、いずれも工業国家に特有な指標であって、オーストリア産業資本の成長に伴う食糧・原料需要の上昇、製品供給の充足を意味すると言えよう。

だがその反面、次の点も留意される。まず「農業産品」は輸入における比重も 50 % 前後から 30 % 台へと縮小していること、同じく「工業製品」も輸入に占める地位が 5 % 前後から 20 % 台まで拡大していることである。このうち農業産品の輸入減少は、国内の食糧需要に対する農業部門の十分な供給能力、すなわちマグナーテン経営の残存、あるいはハンガリー農業の従属を体現する一方、工業製品の輸入増大は、外国製品との競争に対する国内産業の劣位、すなわち 1850 年代の禁制貿易の廃止=自由貿易の採用に伴う打撃を示唆するものであって、一般に農業国家に特有な品目編成であると言えよう。この事実は、オーストリアが 1848 年革命・新絶対主義を経て工業国家へと移行しつつも、なお封建的な農業国家の性格を残していたことを物語っている。

以上の二面性に留意しながら、続いて各品目群の輸入・輸出動向を検討しよう。

表1 オーストリア外国貿易：品目内訳 1841－57年

(1) 輸入 (1,000 fl. CM)

	農業產品	原料・半製品	工業製品	合計
1830s 平均	46,133 (52.8)	36,892 (42.2)	4,363 (5.0)	87,338 (100)
1841	49,295 (48.9)	46,187 (45.9)	5,250 (5.2)	100,732 (100)
1842	51,089 (48.5)	48,967 (46.4)	5,369 (5.1)	105,425 (100)
1843	55,662 (50.0)	50,760 (45.6)	4,999 (4.5)	111,420 (100)
1844	56,949 (49.7)	51,192 (44.7)	6,344 (5.5)	114,484 (100)
1845	54,339 (46.7)	54,593 (46.9)	7,352 (6.3)	116,283 (100)
1846	60,539 (47.8)	57,956 (45.7)	8,247 (6.5)	126,742 (100)
1847	61,832 (48.3)	56,864 (44.4)	9,301 (7.3)	127,997 (100)
1848				83,710 (100)
1849	33,807 (38.4)	48,156 (54.7)	4,113 (4.7)	88,076 (100)
1850	73,772 (46.4)	77,783 (48.9)	7,400 (4.7)	158,955 (100)
1851	78,065 (51.9)	59,516 (39.5)	12,679 (8.4)	150,547 (100)
1852	91,931 (46.1)	84,142 (42.2)	23,173 (11.6)	199,361 (100)
1853	109,390 (47.0)	89,103 (38.3)	34,209 (14.7)	232,795 (100)
1854	96,591 (46.3)	71,745 (34.4)	40,126 (19.2)	208,728 (100)
1855	101,095 (42.8)	82,644 (34.9)	52,068 (22.0)	236,464 (100)
1856	102,913 (35.9)	117,823 (41.1)	65,586 (22.9)	286,852 (100)
1857	90,301 (32.4)	169,782 (60.8)	72,655 (26.0)	279,043 (100)

(2) 輸出

	農業產品	原料・半製品	工業製品	合計
1830s 平均	19,017 (21.2)	45,341 (50.6)	25,330 (28.2)	89,688 (100)
1841	21,666 (20.3)	55,977 (52.5)	29,003 (27.2)	106,646 (100)
1842	26,846 (26.0)	47,229 (45.7)	29,321 (28.4)	103,395 (100)
1843	26,371 (25.3)	49,421 (47.5)	28,322 (27.2)	104,112 (100)
1844	30,409 (27.7)	49,565 (45.2)	29,644 (27.0)	109,617 (100)
1845	25,934 (24.1)	50,702 (47.1)	30,906 (28.7)	107,542 (100)
1846	25,978 (24.5)	46,483 (43.9)	33,360 (31.5)	105,821 (100)
1847	26,593 (23.7)	51,211 (45.6)	34,404 (30.7)	112,208 (100)
1848				46,361 (100)
1849	11,271 (19.0)	21,429 (36.0)	26,754 (45.0)	59,456 (100)
1850	18,925 (18.0)	47,879 (45.7)	38,044 (36.3)	104,848 (100)
1851	27,527 (21.2)	56,667 (43.6)	45,128 (34.7)	130,023 (100)
1852	31,519 (16.9)	80,286 (43.1)	74,353 (39.9)	186,490 (100)
1853	40,308 (16.2)	112,397 (45.1)	96,078 (38.6)	249,016 (100)
1854	31,051 (14.2)	103,064 (47.3)	83,520 (38.3)	218,023 (100)
1855	36,830 (15.8)	94,694 (40.7)	101,059 (43.5)	232,508 (100)
1856	50,217 (19.7)	90,904 (35.7)	110,680 (43.5)	254,360 (100)
1857	54,665 (23.7)	71,790 (31.1)	104,019 (45.1)	230,822 (100)

※ オーストリア関税区のみ (以下同じ)

典拠) [1830－50年] J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 526-527, 519. [1849－57年] Die kaiserlich-königliche Direktion der administrativen Statistik, *Tafeln zur Statistik der österreichischen Monarchie*, "Handel des österreichischen Zollgebietes", Neue Folge Bd. 1 (für die Jahre 1849-51), Bd. 2 (für die Jahre 1852-54), Bd. 3 (für die Jahre 55-57), Wien, 1858, 1859, 1861.

a) 農業產品

まず農業產品の内訳を見ると(表2 i)、輸入では新大陸・アジアの「植民地產品」Colonialwaaren(コーヒー・砂糖)・「煙草」、あるいは地中海世界の「南国果実」Südfrüchte(柑橘類・レーズン)・「油脂」(オリーブ油)・「酒類」(ワイン)など、気象条件から国内生産の難しい奢侈的な熱帶產品が、合算で50%前後に達する。また輸出では「穀物」Getreideが概ね首位であるが、1850年代前半には木材=「燃料」Brenn-Stoff(薪・木炭)・「建材」Bau-Stoffが最大品目になっている。

このうち植民地產品の内訳を見ると(表2 iii)、「砂糖」が1840年代で50%、1850年代で40%を占めて最大であるが、うち消費向け製品としての砂糖Zuckermehl zum Handel・精糖Raffinirter Zuckerは僅少であって、むしろ国内精糖工場向け原料としての未加工粗糖Zuckermehl für Raffineure

表2 農業産品の輸入・輸出

i) 全体
① 輸入

(1,000 fl. CM)

	穀物・野菜	食用家畜	油 脂	酒 類	南国果実	植民地産品	合 計
1841	5,866 (11.9)	9,166 (18.6)	7,702 (15.6)	3,442 (7.0)	3,454 (7.0)	12,606 (25.6)	49,295 (100)
1842	6,463 (12.7)	8,500 (16.6)	8,727 (17.1)	2,729 (5.3)	3,483 (6.8)	13,856 (27.1)	51,089 (100)
1843	8,747 (15.7)	9,808 (17.6)	9,172 (16.5)	2,652 (4.8)	3,515 (6.3)	14,704 (26.4)	55,662 (100)
1844	8,539 (15.0)	9,032 (15.9)	8,778 (15.4)	2,912 (5.1)	3,559 (6.2)	16,639 (29.2)	56,949 (100)
1845	8,065 (14.8)	5,952 (11.0)	9,607 (17.7)	2,399 (4.4)	3,772 (6.9)	16,691 (30.7)	54,339 (100)
1846	8,260 (13.6)	8,917 (14.7)	10,073 (16.6)	2,787 (4.6)	3,974 (6.6)	18,579 (30.7)	60,539 (100)
1847	10,291 (16.6)	8,489 (13.7)	9,055 (14.6)	1,982 (3.2)	3,711 (6.0)	19,873 (32.1)	61,832 (100)
1848							
1849	8,063 (23.9)	2,717 (8.0)	5,828 (17.2)	1,006 (3.0)	2,138 (6.3)	12,965 (38.4)	33,807 (100)
1850	14,512 (19.7)	10,426 (14.1)	12,541 (17.0)	2,744 (3.7)	4,124 (5.6)	20,610 (27.9)	73,772 (100)
1851	13,966 (17.9)	13,618 (11.9)	16,028 (20.5)	3,852 (4.9)	3,196 (4.1)	19,655 (25.2)	78,065 (100)
1852	19,130 (20.8)	16,108 (17.5)	13,692 (14.9)	4,721 (5.1)	3,522 (3.8)	24,259 (26.4)	91,931 (100)
1853	21,579 (19.7)	16,392 (15.0)	14,138 (12.9)	4,763 (4.4)	4,318 (3.9)	35,750 (32.7)	109,390 (100)
1854	24,893 (25.8)	15,714 (16.3)	14,615 (15.1)	3,576 (3.7)	1,970 (2.0)	22,733 (23.5)	96,591 (100)
1855	19,055 (18.8)	16,579 (16.4)	16,439 (16.3)	4,217 (4.2)	2,396 (2.4)	27,938 (27.6)	101,095 (100)
1856	13,639 (13.3)	15,263 (14.8)	18,295 (17.8)	4,702 (4.6)	2,336 (2.3)	32,244 (31.3)	102,913 (100)
1857	12,347 (13.7)	10,822 (12.0)	14,387 (15.9)	4,764 (5.3)	2,293 (2.5)	28,430 (31.5)	90,301 (100)

ii) 穀 物
① 輸入

(1,000 fl. CM)

	小麥	ライ麦	大麦	トウモロコシ	燕麦	合 計
1842	769 (11.9)	246 (3.8)	198 (3.1)	631 (9.8)	240 (3.7)	6,463 (100)
1843	1,305 (14.9)	405 (4.6)	118 (1.3)	2,400 (27.4)	138 (1.6)	8,747 (100)
1844	1,005 (11.8)	378 (4.4)	103 (1.2)	2,122 (24.9)	239 (2.8)	8,539 (100)
1845	1,220 (15.1)	568 (7.0)	199 (2.5)	1,449 (18.0)	275 (3.4)	8,065 (100)
1846	905 (11.0)	775 (9.4)	154 (1.9)	1,674 (20.3)	116 (1.4)	8,260 (100)

1851	2,749 (19.7)	1,712 (12.3)	641 (4.6)	2,726 (19.5)	740 (5.3)	13,966 (100)
1852	3,994 (20.9)	7,266 (38.0)		1,192 (6.2)		19,130 (100)
1853	4,722 (21.9)	7,529 (34.9)		1,645 (7.6)		21,579 (100)
1854	6,293 (25.3)	10,754 (43.2)		1,243 (5.0)		24,893 (100)
1855	4,662 (24.5)	6,975 (36.6)		820 (4.3)		19,055 (100)
1856	2,056 (15.1)	4,481 (32.9)		890 (6.5)		13,639 (100)
1857	1,863 (15.1)	3,813 (30.9)		986 (8.0)		12,347 (100)

iii) 植民地産品

○ 輸入

(1,000 fl. CM)

	コーヒー	砂 糖				煙草	合 計
		消費用粗糖	精製用粗糖	精糖	小 計		
1842	4,331 (31.3)				7,680 (55.4)	838 (6.0)	13,856 (100)
1843	4,201 (28.6)				8,338 (56.7)	1,213 (8.2)	14,704 (100)
1844	5,239 (31.5)				8,630 (51.9)	1,744 (10.5)	16,639 (100)
1845	6,221 (37.3)				7,989 (47.9)	1,320 (7.9)	16,691 (100)
1846	6,567 (35.3)	137 (0.7)	8,730 (47.0)		8,867 (47.7)	2,020 (10.9)	18,579 (100)

1851	7,225 (36.8)	279 (1.4)	7,268 (37.0)	280 (1.4)	7,827 (39.8)	3,594 (18.3)	19,655 (100)
1852	7,788 (32.1)	188 (0.8)	7,972 (32.9)	364 (1.5)	8,831 (36.4)	6,470 (26.7)	24,259 (100)
1853	10,163 (28.4)	330 (0.9)	10,922 (30.6)	867 (2.4)	12,726 (35.6)	11,448 (32.0)	35,750 (100)
1854	6,935 (30.5)	440 (1.9)	6,029 (26.5)	343 (1.5)	7,393 (32.5)	7,116 (31.3)	22,733 (100)
1855	9,439 (33.8)	483 (1.7)	8,037 (28.8)	990 (3.5)	10,548 (37.8)	6,317 (22.6)	27,938 (100)
1856	9,478 (29.4)	461 (1.4)	7,184 (22.3)	1,577 (4.9)	9,889 (30.7)	11,338 (35.2)	32,244 (100)
1857	9,861 (34.7)	317 (1.1)	5,125 (18.0)	475 (1.7)	6,520 (22.9)	10,665 (37.5)	28,430 (100)

典拠) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 528-538; *Tafeln zur Statistik, "Handel des österreichischen Zollgebietes"*, für die Jahre 1842, 1843, 1844, 1845- 46, 1849- 51, 1852- 54, 1855- 57.

が大半を占める。この点はガリツィア拠点の甜菜栽培=精糖業が国内需要を充足し、外来砂糖を駆逐した反面、必要な原料を自足できず海外市場に依存したこと意味している。だが1854年の関税改革によって砂糖関税が削減されると、精糖(製品)の輸入が上昇、逆に粗糖(原料)の輸入は下落し、ガリツィア製糖業が外来砂糖に圧迫されている状況を看取しうる。また砂糖の輸出は皆無に

② 輸出

	穀物・野菜	食用家畜	酪農品	油脂	燃料・建材	合計	(1,000 fl. CM)
1841	7,302 (33.7)	3,062 (14.1)	2,489 (11.5)	423 (2.0)	4,314 (19.9)	21,666 (100)	
1842	10,765 (40.1)	3,395 (12.6)	2,508 (9.3)	359 (1.3)	4,582 (17.1)	26,846 (100)	
1843	8,163 (31.0)	4,954 (18.8)	2,372 (9.0)	658 (2.5)	5,001 (19.0)	26,371 (100)	
1844	12,784 (42.0)	5,241 (17.2)	2,151 (7.1)	504 (1.7)	5,175 (17.0)	30,409 (100)	
1845	9,108 (35.1)	4,085 (15.8)	2,404 (9.3)	399 (1.5)	5,393 (20.8)	25,934 (100)	
1846	8,871 (34.1)	3,909 (15.0)	2,193 (8.4)	301 (1.2)	6,066 (23.4)	25,978 (100)	
1847	10,001 (37.6)	3,425 (12.9)	2,398 (9.0)	204 (0.8)	5,724 (21.5)	26,593 (100)	
1848							
1849	3,562 (31.6)	2,184 (19.4)	557 (4.9)	13 (0.1)	2,809 (24.9)	11,271 (100)	
1850	4,333 (22.9)	3,029 (16.0)	2,176 (11.5)	20 (0.1)	5,140 (27.2)	18,925 (100)	
1851	6,096 (22.1)	4,257 (15.4)	2,080 (7.6)	607 (2.2)	7,454 (27.1)	27,527 (100)	
1852	5,341 (16.9)	4,772 (15.1)	2,317 (7.4)	686 (2.2)	12,608 (40.0)	31,519 (100)	
1853	6,104 (15.1)	7,201 (17.9)	2,762 (6.9)	875 (2.2)	15,703 (39.0)	40,308 (100)	
1854	7,254 (23.4)	4,239 (13.7)	4,469 (14.4)	714 (2.3)	10,679 (34.4)	31,051 (100)	
1855	12,822 (34.8)	4,207 (11.4)	4,451 (12.1)	1,022 (2.8)	10,193 (27.7)	36,830 (100)	
1856	20,086 (40.0)	5,431 (10.8)	5,437 (10.8)	1,242 (2.5)	13,626 (27.1)	50,217 (100)	
1857	20,359 (37.2)	5,530 (10.1)	6,618 (12.1)	1,800 (3.3)	13,710 (25.1)	54,665 (100)	

② 輸出

	小麦	ライ麦	大麦	トウモロコシ	燕麦	合計	(1,000 fl. CM)
1842	2,917 (27.1)	1,034 (9.6)	342 (3.2)	402 (3.7)	204 (1.9)	10,765 (100)	
1843	1,929 (23.6)	1,096 (13.4)	307 (3.8)	204 (2.5)	185 (2.3)	8,163 (100)	
1844	4,536 (35.5)	1,803 (14.1)	1,065 (8.3)	251 (2.0)	216 (1.7)	12,784 (100)	
1845	1,363 (15.0)	1,394 (15.3)	794 (8.7)	458 (5.0)	217 (2.4)	9,108 (100)	
1846	1,185 (13.4)	692 (7.8)	632 (7.1)	433 (4.9)	272 (3.1)	8,871 (100)	
1851	989 (16.2)	1,313 (21.5)	283 (4.6)	294 (4.8)	101 (1.6)	6,096 (100)	
1852	610 (11.4)	1,033 (19.3)		281 (5.3)		5,341 (100)	
1853	198 (3.2)	652 (10.7)		245 (4.0)		6,104 (100)	
1854	867 (12.0)	1,932 (26.6)		331 (4.6)		7,254 (100)	
1855	1,109 (8.6)	5,022 (39.2)		505 (3.9)		12,822 (100)	
1856	3,243 (16.1)	7,912 (39.4)		1,385 (6.9)		20,086 (100)	
1857	4,822 (23.7)	2,431 (11.9)		1,795 (8.8)		20,359 (100)	

等しく（表2 i ②では略）、ガリツィア精糖業は海外市場で競争しうる水準になかったと言える。⁽⁷⁾ 砂糖以外ではコーヒーが植民地産品の30%を占めるほか、煙草も1850年代に30%に達している。

⁽⁸⁾ いずれにせよ、国内の再生産構造から遊離した各種の嗜好品が輸入貿易を牽引したことは、国内社会の階層構成において貴族勢力が依然一定の地位を占めたことを意味する。

また「酒類」は、地中海産ワイン・新大陸産ラム酒を中心に、農業産品輸入の5%前後を維持したのみならず、保護制度の緩和された1850年代には輸入額が250万グルден前後から450グルден前後へと上昇している（表2 i ①）。対照的に輸出では酒類の取引はほとんど析出されず、無視しうる水準にとどまっている（表2 i ②では略）。ガリツィアのジャガイモ栽培＝火酒蒸留をはじめ、ベーメンのホップ栽培＝ビール醸造、ハンガリーのブドウ栽培＝ワイン醸造といった、マグナーテン経営に基づく伝統的な原料栽培・酒造業は、十分な輸出能力をもたなかつたと言えよう。⁽⁹⁾

次に工業労働力の再生産に不可欠な「穀物」は、タンパク源の「食肉」Schlachtviehと合わせても、1840年代には農業産品輸入の30%程度にとどまる。うち穀物の内訳を見ると（表2 ii ①）、食用の小麦はわずかであり、むしろ飼料作物のトウモロコシ Mais（トルコ麦 Türkischer Weizen）が大半を占める。なお食肉のほとんどは豚肉である。だが輸出において、穀物は農業産品輸出の30-40%を占めて首位、食肉も15%前後を占め、合算で50%に達する。うち穀物の内訳を見ると（表2 iii ②）、

小麦が最大であり、いわゆる「灰色穀物」（ライ麦・大麦・燕麦）は相対的に低い。なお食肉では牛肉の比重が高い。1840年代における穀物・食肉の輸入低迷・輸出成長は、三月前期において労働人口の大半が耕作・畜産部門に帰属し、封建的な農業・土地制度＝マグナーテン経営が残存していたこと、⁽¹⁰⁾ また帝国領内においてライタ河以東のハンガリー・トランシルヴァニアが食料供給地帯として機能し、オーストリア＝ハンガリー間に局地的な農工分業体制が成立していたこと、⁽¹¹⁾ この結果国内の食糧需要を充足した上でなお潤沢な輸出能力を保持していたことを示している。

だが 1850 年代に入ると、穀物は輸入が急増する一方、輸出は減退し（表 2 i）、また細目を見ると（表 2 iii）、輸入では小麦が上昇（トウモロコシが下落）する一方、輸出では小麦が減少（ライ麦が上昇）している。オーストリア＝ハンガリー境界関税の廃止やドナウ汽船事業の発達によって穀物の国内流通が安定したにもかかわらず、穀物＝小麦の輸入上昇・輸出減少が進行した事実は、1850 年代の土地改革・農民解放を契機とする農民人口の移動によって国内の食糧需要が上昇したことを見かがわせる。なお 1850 年代後半には小麦輸出が未曾有の規模に達しているが、これはクリミア戦争に伴う国際価格の上昇によって、国産穀物が海外市場を選好したことによ来する。⁽¹²⁾

他に重要な輸出品目としては（表 2 i ②）、「油脂」・「酪農品」が合算で農業產品の 10 - 15 % を占め、上記の食肉を含めれば、畜産関連の產品が 25 % に及んでいる。また国内の豊富な森林資源が

表 3 原料・半製品の輸入・輸出

i) 全体

① 輸入

(1,000 fl. CM)

	繊維原料	撚糸	うち綿糸	薬品・染料	金属・鉱石	合計
1841	20,210 (43.8)	8,886 (19.2)		8,055 (17.4)	1,387 (3.0)	46,187 (100)
1842	23,400 (47.8)	11,188 (22.8)	7,369 (15.0)	9,017 (18.4)	1,665 (3.4)	48,967 (100)
1843	25,786 (50.8)	9,647 (19.0)	5,577 (11.0)	9,042 (17.8)	2,172 (4.3)	50,760 (100)
1844	26,831 (52.4)	9,035 (17.6)	4,073 (8.0)	9,467 (18.5)	2,213 (4.3)	51,192 (100)
1845	29,831 (54.6)	9,255 (17.0)	4,159 (7.6)	9,510 (17.4)	1,905 (3.5)	54,593 (100)
1846	31,127 (53.7)	10,353 (17.9)	5,015 (8.7)	9,772 (16.9)	2,669 (4.6)	57,956 (100)
1847	30,462 (53.6)	10,842 (19.1)		8,934 (15.7)	2,474 (4.4)	56,864 (100)
1848						
1849	24,506 (50.9)	6,583 (13.7)		8,351 (17.3)	1,633 (3.4)	48,156 (100)
1850	40,162 (51.6)	15,047 (19.3)		12,590 (16.2)	3,383 (4.3)	77,782 (100)
1851	22,808 (38.3)	10,851 (18.2)	4,175 (7.0)	11,108 (18.7)	3,113 (5.2)	59,516 (100)
1852	32,089 (38.1)	11,171 (13.3)	3,420 (4.1)	14,684 (17.5)	4,705 (5.6)	84,142 (100)
1853	35,869 (40.3)	11,414 (12.8)	3,735 (4.2)	16,136 (18.1)	5,873 (6.6)	89,103 (100)
1854	36,191 (50.4)	9,245 (12.9)	2,689 (3.7)	17,157 (23.9)	9,452 (13.2)	71,745 (100)
1855	35,777 (43.3)	14,606 (17.7)	6,375 (7.7)	18,083 (21.9)	14,207 (17.2)	82,644 (100)
1856	37,703 (32.0)	17,531 (14.9)	8,664 (7.4)	19,473 (16.5)	43,145 (36.6)	117,823 (100)
1857	37,742 (22.2)	17,823 (10.5)	8,682 (5.1)	20,338 (12.0)	39,726 (23.4)	169,782 (100)

ii) 繊維原料

① 輸入

(1,000 fl. CM)

	綿花	亜麻	大麻	羊毛	絹(未製糸)	合計
1842	10,284 (43.9)	342 (1.5)	1,786 (7.6)	2,082 (8.9)	1,215 (5.2)	23,400 (100)
1843	11,864 (46.0)	434 (1.7)	1,866 (7.2)	2,137 (8.3)	1,210 (4.7)	25,786 (100)
1844	11,068 (41.3)	516 (1.9)	2,073 (7.7)	2,522 (9.4)	1,026 (3.8)	26,831 (100)
1845	13,669 (45.8)	316 (1.1)	2,113 (7.1)	2,266 (7.6)	769 (2.6)	29,831 (100)
1846	14,314 (46.0)	340 (1.1)	1,922 (6.2)	2,307 (7.4)	950 (3.1)	31,127 (100)
1851	14,081 (61.7)	254 (1.1)	1,797 (7.9)	4,546 (19.9)	196 (0.9)	22,808 (100)
1852	20,967 (65.3)		2,335 (7.3)	6,091 (19.0)	2,160 (6.7)	32,089 (100)
1853	22,755 (63.4)		2,405 (6.7)	6,322 (17.6)	3,526 (9.8)	35,869 (100)
1854	19,371 (53.5)		1,377 (3.8)	13,129 (36.3)	1,655 (4.6)	36,191 (100)
1855	20,819 (58.2)		1,880 (5.3)	10,010 (28.0)	1,854 (5.2)	35,777 (100)
1856	23,364 (62.0)		3,094 (8.2)	8,294 (22.0)	1,600 (4.2)	37,703 (100)
1857	21,706 (57.5)		2,893 (7.7)	10,635 (28.2)	1,128 (3.0)	37,742 (100)

典拠) 前掲表 2 に同じ。

供給する林業産品（燃料・建材）も20－30%を占め、1850年代前半には40%近くまで上昇した。酪農・林業産品の高い比重は、山岳・森林地帯に立地する国土条件を反映すると言えよう。

b) 原料・半製品

次に原料・半製品であるが（表3 i）、輸入では「纖維原料」Webe- und Wirk Stoffが50%を占め、これに漂白・捺染用の「薬品・染料」、織布用の「撚糸」を含めると、纖維産業の関連品目で合計80%に達する。輸出では纖維原料が単独で80%を占め、やはり最大の品目となっている。

纖維原料の内訳を見れば、輸入の場合（表3 ii ①）、「綿花」Baumwolleが1840年代には40%、1850年代は50－60%を占めて筆頭であり、三月前期におけるバーメン・下部オーストリアを拠点とした機械制綿紡績業の成長、続く新絶対主義の殖産興業に伴う原料需要の高騰を示唆している。⁽¹³⁾ また輸出では（表3 ii ②）、ロンバルディア・ヴェネツイアを生産地帯とする「絹」Seideが重要であり、1840年代で60%、1850年代で70%に達する。このうち製糸工場向け原料の「未製糸」roh, unfilirtは15－20%程度にとどまり、むしろ絹織物業向け半製品（したがって厳密には「撚糸」項目）の「製糸済み生糸」gesponnenが40%を占める。続く1850年代には養蚕業における微粒子病の流行によって繭生産が打撃を受け、原料の未製糸が後退しているが、半製品の生糸は60%台に伸張しており、イタリア製糸業の拡大を確認できる。だが、あくまでハプスブルク帝国のイタリア支配に立脚

(1,000 fl. CM)						
	纖維原料	撚糸	獸皮	薬品・染料	鉱石・金属	合計
1841	47,830 (85.4)	1,056 (1.9)		2,128 (3.8)	3,395 (6.1)	55,977 (100)
1842	38,631 (81.8)	969 (2.1)		2,191 (4.6)	3,729 (7.9)	47,229 (100)
1843	41,320 (83.6)	776 (1.6)		1,896 (3.8)	3,563 (7.2)	49,421 (100)
1844	41,084 (82.9)	1,006 (2.0)		2,121 (4.3)	3,460 (7.0)	49,565 (100)
1845	41,714 (82.3)	1,268 (2.5)		2,057 (4.1)	3,725 (7.3)	50,702 (100)
1846	36,098 (77.7)	1,200 (2.6)		1,901 (4.1)	5,297 (11.4)	46,483 (100)
1847	39,714 (77.5)	1,790 (3.5)		2,291 (4.5)	5,302 (10.4)	51,211 (100)
1848						
1849	11,687 (54.5)	1,599 (7.5)	2,184 (10.2)	1,842 (8.6)	3,890 (18.2)	21,429 (100)
1850	37,311 (77.9)	1,698 (3.5)	3,029 (6.3)	2,049 (4.3)	4,268 (8.9)	47,878 (100)
1851	45,199 (79.8)	1,007 (1.8)	2,317 (4.1)	3,087 (5.4)	3,965 (7.0)	56,667 (100)
1852	59,053 (73.6)	935 (1.2)	2,171 (2.7)	2,849 (3.5)	3,553 (4.4)	80,286 (100)
1853	81,891 (72.9)	1,159 (1.0)	2,649 (2.4)	3,240 (2.9)	4,509 (4.0)	112,397 (100)
1854	88,123 (85.5)	997 (1.0)	4,919 (4.8)	3,565 (3.5)	10,379 (10.1)	103,064 (100)
1855	82,062 (86.7)	1,087 (1.1)	4,451 (4.7)	3,472 (3.7)	8,098 (8.6)	94,694 (100)
1856	77,124 (84.8)	1,375 (1.5)	5,347 (5.9)	3,650 (4.0)	8,776 (9.7)	90,904 (100)
1857	53,763 (74.9)	1,884 (2.6)	6,618 (9.2)	3,660 (5.1)	12,505 (17.4)	71,790 (100)

(1,000 fl. CM)						
	羊毛	絹			小計	合計
		未製糸	製糸済み	漂白・染色		
1842	9,459 (24.5)	6,161 (15.9)	15,807 (40.9)	309 (0.8)	22,277 (57.7)	38,631 (100)
1843	9,273 (22.4)	8,789 (21.3)	16,546 (40.0)	270 (0.7)	25,605 (62.0)	41,320 (100)
1844	12,178 (29.6)	6,506 (15.8)	15,685 (38.2)	258 (0.6)	22,449 (54.6)	41,084 (100)
1845	11,051 (26.5)	6,705 (16.1)	17,239 (41.3)	170 (0.4)	24,114 (57.8)	41,714 (100)
1846	7,504 (20.8)	4,626 (12.8)	17,833 (49.4)	943 (2.6)	23,402 (64.8)	36,098 (100)
1851	6,826 (15.1)	3,723 (8.2)	31,194 (69.0)	1,364 (3.0)	36,281 (80.3)	45,199 (100)
1852	12,333 (20.9)	6,705 (11.4)	36,545 (61.9)	1,502 (2.5)	44,752 (75.8)	59,053 (100)
1853	24,959 (30.5)	3,920 (4.8)	48,940 (59.8)	1,928 (2.4)	54,788 (66.9)	81,891 (100)
1854	17,340 (19.7)	8,633 (9.8)	58,858 (66.8)	622 (0.7)	68,113 (77.3)	88,123 (100)
1855	22,438 (27.3)	5,869 (7.2)	51,867 (63.2)	272 (0.3)	58,008 (70.7)	82,062 (100)
1856	25,717 (33.3)	5,898 (7.6)	43,173 (56.0)	1,008 (1.3)	50,079 (64.9)	77,124 (100)
1857	20,547 (38.2)	4,172 (7.8)	26,803 (49.9)	856 (1.6)	31,831 (59.2)	53,763 (100)

した生産・輸出活動であった以上、その経済成長は当該地域の分離・独立を加速しかねず、オーストリア輸出貿易にとって根本的な矛盾をはらんだと言えよう。⁽¹⁴⁾ なお羊毛工業向け「原毛」Schafwolleは、1840年代には繊維原料の輸入において10%に満たず、むしろ輸出において20-30%を占め、国内需要を充足した上で高度な輸出能力を保持していた。だが1850年代に入ると輸入に占める割合が20-30%へと急増する一方、輸出における比重は15-40%の範囲で激しく変動している。これらは新絶対主義の殖産興業によって伝統的な羊毛工業も刺激を受け、国内生産・原料需要が増大した結果、国産原毛の流出が抑制され、また海外原毛への需要も増大したことを示唆する。⁽¹⁵⁾

繊維原料以外の品目を見ると、半製品の「撚糸」Garneは、1840年代において原料・半製品輸入の20%近くを占めたが、その大半は綿糸であった。だが1850年代に入ると、1851年の関税改革=綿糸関税の削減にもかかわらず、原料・半製品に占める比重は10%台へと半減している(表3 i ①)。こうした綿糸輸入の減少は、上述した原綿輸入の上昇を考慮する場合、三月前期から続く禁止制度・保護制度のもとで、オーストリア綿紡績業の国内向け綿糸供給が確立し、輸入綿糸への依存体制を脱却したこと、かくして国内綿業の基軸が、従来の輸入綿糸を加工する織布部門から、今や輸入綿花を加工する紡績部門へと移行しつつあったことを意味する。ただし1851年の関税引下の結果、これまで規制されてきた高番手の高級綿糸の輸入はむしろ上昇しており、オーストリア綿紡績業が国内自給を実現したのはあくまで低番手の低級品であったと言える。⁽¹⁶⁾ なお撚糸の輸出については(表3 i ②)、1840年代を通じて若干の取引を維持したが、1848年革命以降は減少している。これは国内産業の振興によって国内織布部門における撚糸需要が高まったためと思われるが、国内需要を充足した1850年代後半には再び海外向け輸出が発生している。

また鉱物資源の「金属・鉱石」Metalleは、アルプス山系に立地するオーストリアに伝統的な产品であり、1840年代には禁制貿易の保護のもとで原料・半製品輸入の5%未満に抑制されたが、輸出では鉱山探掘・冶金部門の活動を背景として7-10%の比重を占めた(表3 i ①②)。しかし1850年代に入ると1851年の関税改革=銑鉄関税の緩和によって安価な外国銑鉄の輸入が解禁され、輸入総額で10倍以上の伸びを記録し、相対比重で原料・半製品全体の20-30%を占める最大品目に成長している。これに対して輸出はそれほどの成長は示していない。こうした変化は、繊維部門の成長・鉄道建設の進展に伴い、機械・資材を供給する製鉄・金属工業において原料需要が拡大し、必要物資の海外輸出を抑制する一方、高騰する原料需要が海外輸入を促進した結果と言えよう。⁽¹⁷⁾

表4 完成品の輸入・輸出

i) 全体	(1,000 fl. CM)						
① 輸入	繊維製品	皮革製品	宝 石	硝子製品	金属製品	機械・道具	合 計
1842	141 (2.6)	1,683 (31.3)		69 (1.3)	85 (1.6)	454 (8.5)	5,369 (100)
1843	153 (3.1)	1,583 (31.7)		74 (1.5)	84 (1.7)	359 (7.2)	4,999 (100)
1844	538 (8.5)	1,512 (23.8)		99 (1.6)	41 (0.6)	693 (10.9)	6,344 (100)
1845	480 (6.5)	1,450 (19.7)		120 (1.6)	8 (0.1)	762 (10.4)	7,352 (100)
1846	551 (6.7)	1,820 (22.1)		103 (1.2)	48 (0.6)	817 (9.9)	8,247 (100)
1850	727 (9.8)	3,366 (45.5)		289 (3.9)	431 (5.8)	771 (10.4)	7,400 (100)
1851	843 (6.6)	3,198 (25.2)	-	301 (2.4)	481 (3.8)	1,368 (10.8)	12,679 (100)
1852	3,915 (16.9)	3,881 (16.7)	-	1,191 (5.1)	1,710 (7.4)	1,929 (8.3)	23,173 (100)
1853	6,186 (18.1)	4,522 (13.2)	-	1,913 (5.6)	2,330 (6.8)	3,274 (9.6)	34,209 (100)
1854	5,763 (14.4)	7,070 (17.6)	9,930 (24.7)	517 (1.3)	2,024 (5.0)	4,684 (11.7)	40,126 (100)
1855	8,944 (17.2)	8,719 (16.7)	13,703 (26.3)	735 (1.4)	2,530 (4.9)	5,666 (10.9)	52,068 (100)
1856	14,513 (22.1)	8,703 (13.3)	11,947 (18.2)	1,024 (1.6)	3,729 (5.7)	8,181 (12.5)	65,586 (100)
1857	15,135 (20.8)	7,048 (9.7)	10,940 (15.1)	1,333 (1.8)	5,614 (7.7)	9,528 (13.1)	72,655 (100)

c) 完成品

最後に完成品の場合（表4 i）、輸入では1840年代において「皮革製品」Leder Waarenが当該品目の20-30%を占めて筆頭であるが、1850年代に入ると「繊維製品」Webe- und Wirkwaarenが15-20%まで上昇したほか、奢侈的な「宝石」も20%前後を占める。また輸出では1840-50年代を一貫して「繊維製品」が当該品目の30-40%を占め、完成品輸出の主力となっている。

繊維製品の細目を見ると（表4 ii）、まず「綿織物」Baumwollwaarenは1840年代において輸入の80%を占めるが、その大半は富裕層向け「高級品」feinst・「極上品」extra feinである。高級品に関する限り、オーストリア綿工業にとってなお外国製品との競争は困難であったことを示唆している。続く1850年代に入ると、1851年の関税改革によって、綿織物の輸入総額は40万グルденから200万グルден前後まで5倍に拡大するが、比重は繊維製品全体の20-40%まで半減しており、国産の繊維製品のなかでは比較的競争力をもっていたことが判る。のみならず1850年代には僅少ながら綿製品の輸出も確認できるが、その中心はあくまで「中級品」mittelfeinであった。新絶対主義期におけるオーストリア綿紡績業の基盤はあくまで大衆向け中級品にあったと言えよう。⁽¹⁸⁾

他の繊維製品を見ると（表4 i）、まず「毛織物」Schafwollwaarenは、国内ではベーメン・メーレンの手工業生産を維持する伝統的な産業部門である。このため1851年の関税改革でも保護制度が維持されたのであるが、それでも1850年代に入って外国製品の流入は急増し、繊維製品で最大の輸入品目となっている。他方、輸出では1840年代において繊維製品の60%を占める最大品目であり、1850年代においても首位にあるが、比重は30%前後まで半減している。その品種を見ると、輸入では大衆向け「中級品」が、また輸出では富裕層向け「高級品」・「極上品」が過半を占めており、綿織物の場合とは全く逆の現象が確認できる。すなわち伝統的な毛織物の場合、日用向け大衆品についても廉価な外国製品に対抗できず、国内市場を席巻された反面、高度な伝統的熟練技術に裏打ちされた上質な高級品については、国産品が一定の国際競争力を保持したと言えよう。⁽¹⁹⁾

また北イタリアを生産拠点とする「絹製品」Seidenwaarenは、繊維製品の輸入・輸出に占める比重が1840-50年代を通じていずれも10%未満から20-30%へと拡大しているが、こちらの取引の中心も「高級品」である。こうした奢侈的衣料品が高い輸入需要・輸出能力を保持していることは、これらを消費する上流階層が革命後においても依然健在であったことを示唆している。⁽²⁰⁾

なお「麻織物」Leinenwaarenも繊維製品の輸出において20-30%を占めるが、中心は「最下品」

② 輸出

(1,000 fl. CM)

	繊維製品	皮革製品	木製品	硝子製品	金属製品	機械・道具	合計
1842	11,379 (38.8)	499 (1.7)	274 (0.9)	5,649 (19.3)	2,670 (9.1)	270 (0.9)	29,321 (100)
1843	11,728 (41.4)	517 (1.8)	295 (1.0)	5,794 (20.5)	2,671 (9.4)	295 (1.0)	28,322 (100)
1844	12,537 (42.3)	542 (1.8)	289 (1.0)	5,741 (19.4)	2,705 (9.1)	305 (1.0)	29,644 (100)
1845	12,733 (41.2)	339 (1.1)	285 (0.9)	6,287 (20.3)	2,512 (8.1)	292 (0.9)	30,906 (100)
1846	13,829 (41.5)	588 (1.8)	338 (1.0)	6,478 (19.4)	2,199 (6.6)	318 (1.0)	33,360 (100)

1850	19,479 (51.2)	2,300 (6.0)	1,874 (4.9)	6,609 (17.4)	3,704 (9.7)	283 (0.7)	38,043 (100)
1851	20,755 (46.0)	2,769 (6.1)	2,082 (4.6)	7,044 (15.6)	3,478 (7.7)	345 (0.8)	45,128 (100)
1852	28,098 (37.8)	3,877 (5.2)	3,237 (4.4)	7,636 (10.3)	5,144 (6.9)	1,459 (2.0)	74,353 (100)
1853	35,786 (37.2)	4,625 (4.8)	4,345 (4.5)	7,810 (8.1)	5,569 (5.8)	1,867 (1.9)	96,078 (100)
1854	31,894 (38.2)	4,919 (5.9)	3,269 (3.9)	9,293 (11.1)	3,093 (3.7)	15,282 (18.3)	83,520 (100)
1855	37,205 (36.8)	7,122 (7.0)	1,437 (1.4)	10,884 (10.8)	5,308 (5.3)	19,624 (19.4)	101,059 (100)
1856	33,356 (30.1)	7,592 (6.9)	1,629 (1.5)	13,092 (11.8)	6,506 (5.9)	19,232 (17.4)	110,680 (100)
1857	33,401 (32.1)	8,114 (7.8)	4,557 (4.4)	14,439 (13.9)	6,997 (6.7)	18,804 (18.1)	104,019 (100)

gemeinst・「低級品」gemeinといった安価な消耗品である。⁽²¹⁾

織維部門以外では「金属製品」Waaren aus unedlen Metallen・「機械・道具」Maschinen und Instrumenteが重要である（表4 i）。輸入総額は1851年の関税引下を契機として急増するが、相対比重は完成品の10%前後でほぼ安定している。金属製品の輸入が上昇した背景としては、紡績部門の成長に伴う紡績機械の導入に加え、1854年の国有鉄道売却を指摘できよう。潤沢な国庫資金を後盾とした国有鉄道は、これまでシュレジエン炭鉱業・ベーメン製鉄業に対して鉄道資材を発注してきたのであるが、新たに創業した民間鉄道会社の場合、必要経費を節減するため、むしろ安価な外国車輌・軌道の使用を選好したのである。他方、輸出において金属製品の比重は1840年代の10%から1850年代の5%前後へと半減しているが、これも産業革命・鉄道建設の進展に伴う国内需要の上昇に由来すると言えよう。また輸出では「道具」の躍進が際立っており、輸出年額は1840年代において30万グルден程度であったが、1850年代には一挙に1,500～2,000万グルденまで上昇、完成品に占める比重も1%から20%へと増大している。これはアルプス山系の良質な鉱床と木材=木炭に恵まれたシュタイエルマルク・ケルンテンの伝統的な冶金部門の刃物生産を背景としている。⁽²²⁾

また「硝子製品」Glaswaarenはベーメンの伝統的な工業製品であって、1840年代には完成品輸出の20%を占める（表4 i）。だが1850年代に入ると、絶対額は2～3倍に拡大しているものの、相対比は10～15%まで後退している。⁽²³⁾

表4（続き）

ii) 織維製品
① 輸入

										(1,000 fl. CM)
	綿織物			毛織物			絹織物		合計	
	中級	高級	極上	小計	中級	高級	小計	高級	小計	
1842				69 (48.9)	46	16	62 (44.0)		10 (7.1)	141 (100)
1843				64 (41.8)	55	26	81 (52.9)		8 (5.2)	153 (100)
1844				431 (80.1)	59	28	87 (16.2)		20 (3.7)	538 (100)
1845				408 (85.0)			47 (9.8)		25 (5.2)	480 (100)
1846				459 (83.3)			68 (12.3)		24 (4.4)	551 (100)
1851				368 (43.7)			154 (18.3)		48 (5.7)	843 (100)
1852	682	242	544	1,630 (41.6)	332	1,052	1,461 (37.3)	463	493 (12.6)	3,915 (100)
1853	734	323	736	2,187 (35.4)	471	1,836	2,485 (40.2)	988	1,022 (16.5)	6,186 (100)
1854	709	472	466	1,648 (28.6)	1,238	220	1,708 (29.6)	1,335	1,563 (27.1)	5,763 (100)
1855	914	605	510	2,029 (22.7)	2,528	317	3,153 (35.3)	2,303	2,716 (30.4)	8,944 (100)
1856	1,051	937	724	2,713 (18.7)	3,895	512	5,090 (35.1)	4,204	4,778 (32.9)	14,513 (100)
1857	1,134	1,198	579	2,911 (19.2)	4,011	593	5,474 (36.2)	3,920	4,477 (29.6)	15,135 (100)

② 輸出

	綿織物			毛織物			絹織物				
	中級	高級	小計	低級	中級	高級	極上	小計	低級	高級	小計
1842			1,102 (9.7)	1,347			4,165		5,512 (48.4)		1,243 (10.9)
1843			1,072 (9.1)	720			4,065		6,535 (55.7)		1,174 (10.0)
1844			1,157 (9.2)						6,998 (55.8)		1,282 (10.2)
1845			1,294 (10.2)	1,076			3,895		7,224 (56.7)		1,142 (9.0)
1846			1,276 (9.2)						8,219 (59.4)		1,206 (8.7)
1851			2,069 (10.0)						10,960 (52.8)		2,594 (12.5)
1852	1,356	356	1,862 (6.6)	666	7,366	774	2,583	11,390 (40.5)	2,688	3,102	5,790 (20.6)
1853	1,137	482	1,857 (5.2)	127	8,181	1,345	2,387	12,475 (34.9)	3,491	7,592	11,083 (31.0)
1854	1,436	373	1,875 (5.9)	2,733	1,814	1,110	2,931	9,064 (28.4)	3,693	2,460	6,154 (19.3)
1855	2,236	669	3,066 (8.2)	2,447	2,563	1,873	3,068	10,474 (28.2)	4,509	2,844	7,353 (19.8)
1856	1,902	455	2,486 (7.5)	2,689	2,930	2,083	2,794	10,988 (32.9)	2,092	5,381	7,473 (22.4)
1857	2,620	527	3,231 (9.7)	2,051	2,635	2,182	2,756	10,006 (30.0)	2,010	5,081	7,091 (21.2)

典拠) 前掲表2に同じ。

(3) 市場構造

次に相手市場の編成を見たいが、オーストリア公刊統計において外国貿易は「陸路経由」 zu Lande・「海路経由」 zur See に峻別されて集計されている。そこでまず両者の比重関係を確認しておけば(表5)、内陸国家オーストリアの国土条件を反映して、輸入・輸出とも陸路経由の取引が圧倒的である。すなわち輸入貿易ではその60—70%が陸路経由であって、残る30—40%が海路経由である。輸出貿易の場合、実に80%を陸路経由が占め、20%を海路経由が占めるにとどまる。また概して海上貿易は輸入超過の傾向、逆に陸上貿易は輸出超過の傾向にあり、海路を通じて輸入し、陸路を通じて輸出するという関係を看取できよう。⁽²⁴⁾

表5 オーストリア外国貿易：経路内訳

(1,000 fl CM)

	輸入			輸出			合計
	陸上貿易	海上貿易	合計	陸上貿易	海上貿易	合計	
1830s 平均	73,043 (60.2)	48,353 (39.8)	121,396 (100)	96,186 (81.8)	21,360 (18.2)	117,545 (100)	
1841	64,220 (63.8)	36,512 (36.2)	100,732 (100)	88,739 (83.2)	17,907 (16.8)	106,646 (100)	
1842	63,585 (60.3)	41,840 (39.7)	105,425 (100)	83,613 (80.9)	19,783 (19.1)	103,396 (100)	
1843	64,395 (57.8)	47,026 (42.2)	111,421 (100)	84,265 (80.9)	19,849 (19.1)	104,114 (100)	
1844	67,476 (58.9)	47,009 (41.1)	114,485 (100)	89,136 (81.3)	20,482 (18.7)	109,618 (100)	
1845	66,838 (57.5)	49,446 (42.5)	116,284 (100)	87,257 (81.1)	20,285 (18.9)	107,542 (100)	
1846	74,681 (58.9)	52,061 (41.1)	126,742 (100)	83,984 (79.4)	21,837 (20.6)	105,821 (100)	
1847	75,581 (59.0)	52,416 (41.0)	127,997 (100)	90,142 (80.3)	22,066 (19.7)	112,208 (100)	
1850	97,719 (61.5)	61,236 (38.5)	158,955 (100)	79,609 (75.9)	25,239 (24.1)	104,848 (100)	
1851	96,541 (64.1)	53,806 (35.7)	150,547 (100)	100,485 (77.3)	29,538 (22.7)	130,023 (100)	
1852	139,029 (69.7)	60,332 (30.3)	199,361 (100)	151,640 (81.3)	34,850 (18.7)	186,490 (100)	
1853	165,831 (71.2)	66,964 (28.8)	232,795 (100)	203,626 (81.8)	45,390 (18.2)	249,016 (100)	
1854	155,137 (74.3)	53,591 (25.7)	208,728 (100)	182,789 (83.8)	35,234 (16.2)	218,023 (100)	
1855	187,560 (79.3)	48,904 (20.7)	236,464 (100)	194,097 (83.5)	38,411 (16.5)	232,508 (100)	
1856	232,205 (80.9)	54,647 (19.1)	286,852 (100)	212,428 (83.5)	41,932 (16.5)	254,360 (100)	
1857	226,428 (81.1)	52,615 (18.9)	279,043 (100)	189,091 (81.9)	41,731 (18.1)	230,822 (100)	

典拠)

1829—38年：G. Otruba, *Der Außenhandel Österreichs unter besonderer Berücksichtigung Niederösterreichs nach der älteren amtlichen Handelsstatistik, 1789-1839*, Wien, 1950, S. 22; S. Becher, *Statistische Uebersicht des Handels der österreichischen Monarchie mit dem Auslande während der Jahre 1829 bis 1838*, Stuttgart, 1841, S. 293, 298.

1841—50年：J. Hain, a. a. O., Bd. 2, S. 520-521.

1851—57年：*Tafeln zur Statistik, "Handel des österreichischen Zollgebietes"*, für die Jahre 1849-51, 1852-54, 1855-57.

(1,000 fl CM)

最下	麻織物			合計
	低級	中級	高級	
2,784			525	3,522 (31.0)
2,400			396	2,947 (25.1)
558	2,008		363	3,100 (24.7)
580	2,061		315	3,073 (24.1)
612	1,942		426	3,128 (22.6)
				11,379 (100)
615	2,306		1,442	4,566 (22.0)
1,398	2,059	3,239	2,108	8,806 (31.3)
2,092	2,288	3,608	2,157	10,250 (28.6)
2,235	1,555	1,099	1,021	6,481 (20.3)
2,321	1,550	1,201	1,692	7,849 (21.1)
2,299	1,285	852	1,436	6,550 (19.6)
2,438	1,016	876	1,678	6,583 (19.7)
				33,401 (100)

a) 陸上貿易

以上の経路編成を踏まえ、まず陸上貿易の市場構造から検討しよう（表6）。なお陸路貿易の公刊統計は、隣接諸国との国境に位置する税関当局の記録に基づいて、オーストリア本国と隣接諸国との間における商品移動のみ開示しているため、最終的な仕入れ元・仕向け先が果たして当該の隣接諸国であるのか、それともこの隣接諸国を経由して接続する他の遠隔諸国であるのか、判然しない。⁽²⁵⁾こうした資料的な制約を踏まえ、以下では概要を把握するにとどめたい。

① 輸入

まず輸入市場の編成を見ると（表6①）、三月前期を通じてザクセン・トルコ・イタリア（教皇国家・トスカーナ大公国・サルディニア王国）が各々20%前後を占める。このうちイタリアは1830年代において最大の輸入相手であったものの、1840年代には第三位に後退し、1850年代に入ると10%未満まで転落した。対照的に上昇傾向にあるのがザクセンであって、1840年代には最大の相手市場に成長する一方、1850年代には単独で30-40%を占めた。なおドナウ河で連結する南ドイツ諸邦の比重も1830年代の10%前後から1840年代以降の15%前後へと伸張している。またドイツ関税同盟を主導するプロイセンとの輸入取引は、禁止制度を維持した三月前期には10%未満にとどまっていたが、1850年代の後半には1851年の関税改革、なかでも1854年の普墺通商条約=相互関税引下を契機として15-20%水準まで成長した。このため全体としてドイツ関税同盟が1840年代で

表6 オーストリア陸上貿易：市場内訳 1829-57年

① 輸入

45 – 50 %、1850年代後半には60 – 70 %の比重を占めた。⁽²⁶⁾

ところでドイツ諸邦最大の経済大国プロイセンを押さえて、ザクセンがオーストリア最大の輸入相手として台頭した事実は、ザクセン市場から流入した产品が必ずしもザクセン国产品ではなかつたことを推定させる。すなわち、同国の商業都市ライプツィヒの高度な中継機能を考慮する場合、ザクセンを経由して遠隔の市場の製品、具体的にはプロイセンの工業中枢ライン・ヴェストファーレンの工業製品、あるいはバルト海諸港・エルベ河を通じてイギリス製品・植民地产品が流入した可能性を想定する必要があろう。同じく南ドイツとの輸入取引が上昇傾向にあることについても、当該諸邦がリンツにおける汽船事業の相互連絡によってライン地方・西欧諸国とオーストリア市場とを連結する立場にあったことを加味する場合、同じことが言える。なかでもイギリスの場合、1850年代のクリミア戦争・イタリア統一戦争によって地中海の海上輸送が危険に直面するなか、ザクセン・南ドイツ経由の陸上経路にその代替機能を求めたことは十分考えられよう。⁽²⁷⁾

トルコからの輸入は1830 – 50年代を通じて陸上貿易の20 %を維持しているが、1850年代後半にはクリミア戦争の勃発によって10 %まで半減している。留意するべきことに、その半分はトルコ本国ではなく、属国モルダヴィア・ワラキアからの輸入である。モルダヴィア・ワラキアの数値は三月前期を通じて宗主国トルコの数値と一緒に記載されていたが、1856年からトルコ本国の項目とは別個に表記されるようになった。これは、直接的には1854年にオーストリア軍が両公国を占領

したことにもよるが、長期的に見れば両公国との貿易関係が上昇していた事実を反映するものであり、それまでトルコ貿易として記録されていた数値の少なからぬ部分が、実際にはモルダヴィア・ワラキアとの取引であった可能性をうかがわせる。⁽²⁸⁾

② 輸出

次に輸出市場であるが(表6②)、1830年代にはイタリアが25 %を占めて最大、ザクセン・南ドイツが各々20 %前後で追随した。続く1840年代には三者とも15 – 20 %の水準で拮抗する一方、スイスが20 %強に伸張している。1850年代に入ると南ドイツ・イタリアの比重が急減する一方、ザクセンが単独で30 %に達し、輸入・輸出ともオーストリアにとって最大の貿易相手となった。前述の輸入と同様、ザクセンの中継拠点としての機能を反映したものと思われる。構成諸邦の順位に変動はあるものの、ドイツ関税同盟が全体で45 %前後の水準を保ち、最大の相手市場となっている。

対照的にイタリア諸国は、1850年代におけるイタリア諸国との通商条約にもかかわらず、輸入に加えて、輸出でも縮小が顕著である。ハプスブルク家が直接・間接に支配する教皇国家・トスカーナ大公国の後退は、通商関係に対する王朝統制の限界とイタリア統一戦争の到来を暗示している。

(1,000 fl. CM)		
イタリア	スイス	合計
409 (0.6)	177 (0.3)	69,804 (100)
15,342 (25.7)	1,287 (2.2)	59,658 (100)
16,502 (32.6)	1,512 (3.0)	50,632 (100)
17,477 (27.1)	1,899 (2.9)	64,481 (100)
16,899 (23.6)	1,759 (2.5)	71,703 (100)
18,499 (25.5)	1,409 (1.9)	72,484 (100)
17,089 (20.8)	1,517 (1.8)	82,211 (100)
11,467 (12.8)	1,822 (2.0)	89,870 (100)
19,288 (24.0)	1,431 (1.8)	80,472 (100)
21,231 (24.7)	1,216 (1.4)	85,877 (100)
14,202 (22.1)	2,009 (3.1)	64,220 (100)
13,879 (21.8)	1,791 (2.8)	63,585 (100)
13,758 (21.4)	2,073 (3.2)	64,395 (100)
13,364 (19.8)	2,027 (3.0)	67,476 (100)
13,035 (19.5)	2,495 (3.7)	66,838 (100)
14,777 (19.8)	2,266 (3.0)	74,681 (100)
14,326 (19.0)	2,279 (3.0)	75,581 (100)
19,243 (19.7)	3,126 (3.2)	97,719 (100)
16,065 (16.6)	3,075 (3.2)	96,541 (100)
19,437 (14.0)	5,302 (3.8)	139,029 (100)
22,004 (13.3)	4,706 (2.8)	165,831 (100)
17,511 (11.3)	3,959 (2.6)	155,137 (100)
21,517 (11.5)	4,027 (2.1)	187,560 (100)
22,042 (9.5)	6,872 (3.0)	232,205 (100)
22,152 (9.8)	6,268 (2.8)	226,428 (100)

(2) 輸出

	ドイツ関税同盟				ロシア	トルコ
	南ドイツ	ザクセン	プロイセン	小計		
1829	13,543 (14.3)	12,136 (12.9)	4,694 (5.0)	30,373 (32.2)	4,799 (1.6)	13,115 (13.9)
1830	15,244 (16.7)	14,425 (15.8)	4,833 (5.3)	34,502 (37.8)	4,292 (1.7)	13,975 (15.3)
1831	14,018 (17.2)	15,849 (19.5)	4,908 (6.0)	34,775 (42.7)	2,563 (1.0)	9,394 (11.5)
1832	18,554 (19.4)	20,048 (20.9)	7,176 (7.5)	45,778 (47.8)	5,377 (2.8)	12,074 (12.6)
1833	19,725 (20.6)	20,777 (21.7)	7,181 (7.5)	47,683 (49.7)	4,506 (2.3)	9,238 (9.6)
1834	17,501 (19.1)	18,956 (20.7)	7,107 (7.8)	43,564 (47.6)	5,463 (2.1)	10,414 (11.4)
1835	19,824 (20.8)	17,934 (18.8)	5,980 (6.3)	43,738 (45.9)	4,559 (2.1)	11,296 (11.8)
1836	19,706 (19.5)	20,051 (19.9)	7,337 (7.3)	47,094 (46.7)	4,394 (1.8)	13,135 (13.0)
1837	18,948 (18.9)	20,751 (20.7)	7,925 (7.9)	47,624 (47.6)	3,804 (1.8)	11,685 (11.7)
1838	22,228 (19.6)	23,070 (20.3)	6,467 (5.7)	51,765 (45.6)	3,559 (1.6)	14,502 (12.8)
1841	16,181 (18.2)	16,973 (19.1)	6,548 (7.4)	39,702 (44.7)	3,420 (1.8)	7,426 (8.4)
1842	15,329 (18.3)	15,159 (18.1)	6,094 (7.3)	36,582 (43.8)	4,514 (2.8)	8,723 (10.4)
1843	15,930 (18.9)	13,139 (15.6)	6,314 (7.5)	35,383 (42.0)	3,601 (1.5)	7,918 (9.4)
1844	18,953 (21.3)	16,595 (18.6)	6,565 (7.4)	42,113 (47.2)	4,351 (1.7)	9,139 (10.3)
1845	16,429 (18.8)	17,273 (19.8)	5,844 (6.7)	39,546 (45.3)	3,070 (0.5)	9,287 (10.6)
1846	13,993 (16.7)	17,437 (20.8)	5,600 (6.7)	37,030 (44.1)	3,103 (1.3)	10,059 (12.0)
1847	14,109 (15.7)	17,576 (19.5)	7,617 (8.5)	39,302 (43.6)	4,090 (1.8)	12,540 (13.9)
1850	11,120 (14.0)	13,563 (17.0)	7,529 (9.5)	32,212 (40.5)	3,754 (2.1)	11,899 (14.9)
1851	11,983 (11.9)	14,631 (14.6)	7,258 (7.2)	33,872 (33.7)	5,311 (5.3)	15,176 (15.1)
1852	17,745 (11.7)	26,334 (17.4)	13,330 (8.8)	57,409 (37.9)	10,013 (6.6)	28,015 (18.5)
1853	22,396 (11.0)	50,170 (24.6)	16,488 (8.1)	89,054 (43.7)	14,540 (7.1)	31,934 (15.7)
1854	11,202 (6.1)	46,959 (25.7)	21,066 (11.5)	79,227 (43.3)	5,934 (3.2)	24,736 (13.5)
1855	9,704 (5.0)	52,819 (27.2)	23,137 (11.9)	85,660 (44.1)	6,489 (3.3)	36,453 (18.8)
1856	12,200 (5.7)	61,582 (29.0)	23,396 (11.0)	97,178 (45.7)	11,239 (5.3)	11,761 (5.5)
1857	13,094 (6.9)	57,510 (30.4)	25,522 (13.5)	96,126 (50.8)	10,342 (5.5)	9,275 (4.9)
						モルダヴィア・リラキア

(3) 収支

	ドイツ関税同盟				ロシア	トルコ
	南ドイツ	ザクセン	プロイセン	小計		
1829	8,078	1,013	995	10,086	-973	305
1830	9,599	3,328	928	13,855	-1,072	1,926
1831	8,863	6,109	1,242	16,214	-1,441	302
1832	13,544	8,456	1,993	23,993	-1,116	-1,365
1833	13,668	9,752	2,582	26,002	-1,616	-4,704
1834	10,615	4,635	2,105	17,355	403	-4,648
1835	8,239	1,278	734	10,251	-1,206	-1,900
1836	8,586	4,559	1,455	14,600	-1,214	-8,046
1837	9,515	6,921	1,672	18,108	-1,819	-4,132
1838	12,574	8,208	-961	19,821	-1,817	-5,249
1841	5,021	2,315	1,154	8,490	137	-7,021
1842	5,948	-717	60	5,291	-1,553	-3,616
1843	6,638	-1,396	16	5,258	-1,566	-6,069
1844	7,530	1,604	-281	8,853	-1,489	-4,723
1845	3,183	2,552	-409	5,326	548	-4,920
1846	61	-172	-421	-532	-1,065	-6,325
1847	3,000	-45	1,898	4,853	-2,433	-3,364
1850	- 4,289	-8,978	-6,336	-19,603	-852	-6,944
1851	- 4,230	-6,065	-6,485	-16,780	-102	-6,352
1852	- 919	-11,491	-9,989	-22,399	883	1,670
1853	- 4,915	2,786	-9,443	-11,572	5,537	2,509
1854	- 9,698	-1,157	1,858	-8,997	-8,382	-6,385
1855	-14,202	-13,966	1,622	-26,546	-6,453	-407
1856	-18,048	-23,101	-29,065	-70,214	464	-2,393
1857	-18,953	-38,155	-12,622	-69,730	953	-2,385
						モルダヴィア・リラキア

※ ロシアはポーランド立憲王国（- 32 年：以後露領）・プロディ Brody・その他の国境を経由する取引を含む。
※ イタリアは教皇国家・トスカーナ大公国・サルディニア王国・クラクフ共和国（- 46 年：以後墺領）は省略。

1829 - 38 年：G. Otruba, a. a. O., S. 22; S. Becher, a. a. O., S. 293, 298.

1841 - 50 年：J. Hain, a. a. O., Bd. 2, S. 519- 522, 525.

1851 - 57 年：Tafeln zur Statistik, "Handel des österreichischen Zollgebietes", für die Jahre 1849- 51, 1852- 54, 1855- 57.

(1,000 fl. CM)

イタリア	スイス	合計
1,895 (2.0)	1,816 (1.9)	94,443 (100)
20,069 (22.0)	14,690 (16.1)	91,271 (100)
19,587 (24.1)	12,061 (14.8)	81,386 (100)
16,929 (17.7)	11,832 (12.4)	95,788 (100)
24,438 (25.5)	6,830 (7.1)	95,951 (100)
22,905 (25.0)	6,211 (6.8)	91,594 (100)
23,078 (24.2)	8,878 (9.3)	95,335 (100)
19,631 (19.4)	13,339 (13.2)	100,932 (100)
23,372 (23.4)	10,222 (10.2)	100,017 (100)
25,056 (22.1)	14,880 (13.1)	113,397 (100)

16,948 (19.1)	18,897 (21.3)	88,739 (100)
12,682 (15.2)	17,807 (21.3)	83,613 (100)
15,867 (18.8)	18,613 (22.1)	84,265 (100)
12,863 (14.4)	18,003 (20.2)	89,136 (100)
13,981 (16.0)	18,891 (21.6)	87,257 (100)
13,048 (15.5)	18,333 (21.8)	83,984 (100)
12,374 (13.7)	21,077 (23.4)	90,142 (100)

11,957 (15.0)	19,787 (24.9)	79,609 (100)
17,092 (17.0)	29,028 (28.9)	100,485 (100)
23,666 (15.6)	32,535 (21.5)	151,640 (100)
27,090 (13.3)	41,001 (20.1)	203,626 (100)
22,498 (12.3)	50,387 (27.6)	182,789 (100)
18,813 (9.7)	46,675 (24.0)	194,097 (100)
23,229 (10.9)	35,537 (16.7)	212,428 (100)
16,069 (8.5)	25,625 (13.6)	189,091 (100)

(1,000 fl. CM)

イタリア	スイス	合計
1,486	1,639	24,639
4,727	13,403	31,613
3,085	10,549	30,754
-548	9,933	31,307
7,539	5,071	24,248
4,406	4,802	19,110
5,989	7,361	13,124
8,164	11,517	11,062
4,084	8,791	19,545
3,825	13,664	27,520

2,746	16,888	24,519
-1,197	16,016	20,028
2,109	16,540	19,870
-501	15,976	21,660
946	16,396	20,419
-1,729	16,067	9,303
-1,952	18,798	14,561

-7,286	16,661	-18,110
1,027	25,953	3,944
4,229	27,233	12,611
5,086	36,295	37,795
4,987	46,428	27,652
-2,704	42,648	6,537
1,187	28,665	-19,777
-6,083	19,357	-37,337

トルコへの輸出は 1830 — 40 年代を通じて 10 — 15 % の範囲で推移したが、1850 年代に入ると 15 — 20 % へと漸増している。その背景としては、対土通商条約の改正拒否によって、18 世紀以来の低率関税を維持したことでも大きいと思われる。だがその四分の三に相当する 15 % 前後は、やはりトルコ本土ではなく、属国モルダヴィア・ワラキア向けである。輸入の場合と同様、トルコ向け輸出に占める両公国の高い比重は、1850 年代におけるトルコ向け輸出の上昇がモルダヴィア・ワラキア向け輸出の拡大に牽引されていた可能性を推定させる。なかでも留意するべきことに、オーストリア輸出版路にしめるモルダヴィア・ワラキアの順位は、1856 年にはザクセン・スイスに続く 3 位、1857 年にはザクセンに次ぐ 2 位へと躍進している。オーストリア駐留部隊への物資補給を考慮しても驚異的な成長であり、イタリア向け輸出が鈍化するなか、新たな輸出版路として今後の成長が期待される市場だったと言えよう。⁽²⁹⁾

③ 収 支

最後に収支構造を見れば（表 6 ③）、1830 — 40 年代を通じて黒字基調を維持したが、関税改革が進む 1850 年代には断続的に貿易赤字を記録している。三月前期における最大の赤字相手はトルコであり、年間 400 万グルденの貿易赤字を計上したが、これは他の相手市場の黒字によって十分相殺できる範囲であった。だが 1850 年代に入ると貿易赤字の元凶はドイツ関税同盟へと移行したほか、その金額も年間 1,500 — 2,000 万グルден、クリミア戦争後は 7,000 万グルденへと劇的に膨張し、全体の収支赤字を規定している。

他方、最大かつ安定した貿易黒字の獲得源泉は、輸出版路として成長の著しいスイスであった。だが 1850 年代後半にはモルダヴィア・ワラキアが単独で最大の黒字源泉として台頭し、その規模も 2,000 万グルденに達している。ドイツ関税同盟が貿易赤字の根源としてオーストリア貿易収支を圧迫するなか、両公国はこれを補填する貴重な黒字源泉として、オーストリア陸上貿易の将来にとって重要な意味を持っていたと言えよう。

b) 海上貿易

次に海上貿易の相手市場を検討したいが、海上貿易の拠点となるアドリア海の海港都市は関税免除特権を保持する自由港として関税線の外に位置するため、公刊統計が開示するのはあくまでオーストリア本土とアドリア海諸港との間における商品移動である。その動向を見れば（表7）、輸入・輸出ともトリエステが海上貿易の拠点として機能しているが、このうち輸入ではヴェネツィアの比重が徐々に上昇して1850年代後半には両港の地位が拮抗するのに対して、逆に輸出ではトリエステの比重が60%から70%へと漸増し、同港が圧倒的な優位を保持している。だがいずれにせよ、本土から海港都市に流出した商品が最終的にどの諸国に向けて輸出されたのか、あるいは海港都市から本土に流入した商品が本来的にどの諸国から輸入されたのか、こうした海港都市と外国市場との間における商品移動については判別できないのが現状である。⁽³⁰⁾

ただし『帝国統計年鑑』各号には「海運・海上貿易」*Seehandlung und Seefahrt*なる一節（概ね第二分冊・第6節）が存在し、海運活動・海上貿易に関する一連の情報が提示されている。その対象諸港は、「オーストリア関税区」に属する「オーストリア沿岸」*Österreichisches Küstenland*の2港（トリエステ他）、「ヴェネツィア沿岸」*Venetianisches Küstenland*の2港（ヴェネツィア他）、「ハンガリー沿岸」*Ungarisches Küstenland*（乃至「クロアティア沿岸」*Kroatisches Küstenland*）の7港（フィウメ他）、「軍事国境地帯」*Militärgränze*の5港、及び「ダルマツィア関税区」に属する7港、以上の合計23港である。これら諸港の情報として表記されているのは、「入港船」*Eingelaufen*・「出港船」*Ausgelaufen*の「船種・規模」、「推力形態」（帆船*Segelschiffe*・汽船*Dampfschiffe*）、「所属船籍」*Flaggen*、「相手地域」*Länder*の内訳である。このうち「相手地域」に関しては、当該地域から入港した船舶、及び当該地域へと出港した船舶について、隻数、重量（登録積載能力）*Tonnengehalt*、積荷の有無（有貨*Beladen*・無貨*Leer*）、及び有貨物船の積荷価格*Werth*、以上が示されている。もっとも相手地域に関しては、入港船の直前の出発地までしか判明しないため、果たして入港船が本国の所属港から直接来航したのか、それとも第三国の寄港地から来航したのか、また搬入貨物に関しては、果たして入港船の所属国の国産品なのか、それとも所属国を経由する再輸出品なのか、あるいは寄港地で調達した第三国品なのか、識別することはできない。逆に出港船・搬出貨物の場合、出港船の直後の目的地までしか判明しないため、同じ問題を含んでいる。

こうした点に留意する必要はあるが、それでも相手市場・取引価格の概要を把握することは可能であろう。以下、搬入・搬出貨物の価格を手掛かりとして、海上貿易の地域編成を検討しよう（表8）。なお1830年代については全港の数値が判明しないため、最大の港湾都市であるトリエステの数値をもって代替し、1840-50年代については全港の合計を取り上げることとした。

① 輸 入

まず輸入貿易に関しては（表8①）、イギリスが1830-40年代を通じて15-20%を占め、概ね首位にあるが、傾向としては漸減している。だが1851年・54年の関税改革が実行された1850年代に入ると20%を超え、オーストリア海上貿易における最大の輸入相手となっている。⁽³¹⁾

トルコは1830年代後半から15-20%へと上昇し、しばしばイギリスを凌駕して首位に立った。また旧トルコ領土のギリシア・エジプトを合わせれば、レヴァント市場が合計20-30%に達する。また教皇国家・両シチリア王国は、単独では各々5%・10%前後にとどまるが、イタリアとして合算すれば15%に達し、主要市場の一角を構成する。全体として海上輸入の40%前後は、小型船舶の活発な沿海貿易が見られる近隣のレヴァント・地中海市場が占めたと言えよう。⁽³²⁾

なおモルダヴィア・ワラキアに関しては、海上貿易の場合、陸上貿易に先行して既に1840年代に

表7 オーストリア海上貿易：拠点内訳 1829－57年

① 輸入					(1,000 fl. CM)
	フィウメ	トリエステ	ヴェネツィア	その他の	合計
1829	217 (0.8)	25,003 (95.0)	133 (0.5)	953 (3.6)	26,306 (100)
1830	172 (0.4)	27,490 (60.0)	12,225 (26.7)	5,903 (12.9)	45,790 (100)
1831	167 (0.4)	26,018 (58.3)	17,289 (38.7)	1,144 (2.6)	44,618 (100)
1832	230 (0.5)	30,970 (62.6)	12,144 (24.5)	6,141 (12.4)	49,485 (100)
1833	173 (0.4)	28,668 (60.8)	5,726 (12.1)	12,598 (26.7)	47,165 (100)
1834	205 (0.5)	29,309 (68.8)	5,783 (13.6)	7,328 (17.2)	42,625 (100)
1835	203 (0.4)	33,910 (64.7)	5,158 (9.8)	13,143 (25.1)	52,414 (100)
1836	221 (0.4)	36,583 (69.7)	4,191 (8.0)	11,467 (21.9)	52,462 (100)
1837	179 (0.4)	31,281 (61.3)	8,965 (17.6)	10,586 (20.8)	51,011 (100)
1838	268 (0.5)	32,212 (64.9)	9,058 (18.3)	8,068 (16.3)	49,606 (100)
1841	253 (0.7)	23,367 (64.0)	8,552 (23.4)	5,340 (14.6)	36,512 (100)
1842	240 (0.6)	24,951 (59.6)	11,474 (27.4)	5,175 (12.4)	41,840 (100)
1843	244 (0.5)	27,153 (57.7)	16,226 (34.5)	3,403 (7.2)	47,026 (100)
1844	306 (0.7)	26,786 (57.0)	16,105 (34.3)	3,812 (8.1)	47,009 (100)
1845	383 (0.8)	27,015 (54.6)	16,388 (33.1)	5,660 (11.4)	49,446 (100)
1846	513 (1.0)	29,407 (56.5)	15,940 (30.6)	6,201 (11.9)	52,061 (100)
1847	525 (1.0)	30,404 (58.0)	16,606 (31.7)	4,981 (9.5)	52,416 (100)
1850	1,232 (2.0)	35,542 (58.0)	16,164 (26.4)	8,298 (13.6)	61,236 (100)
1851	834 (1.6)	31,214 (58.0)	14,995 (27.9)	6,763 (12.6)	53,806 (100)
1852	930 (1.5)	35,295 (58.5)	18,747 (31.1)	5,360 (8.9)	60,332 (100)
1853	1,185 (1.8)	36,186 (54.0)	23,696 (35.4)	5,897 (8.8)	66,964 (100)
1854	902 (1.7)	24,084 (44.9)	24,801 (46.3)	3,804 (7.1)	53,591 (100)
1855	1,226 (2.5)	25,692 (52.5)	18,511 (37.9)	3,475 (7.1)	48,904 (100)
1856	892 (1.6)	26,410 (48.3)	22,493 (41.2)	4,852 (8.9)	54,647 (100)
1857	899 (1.7)	26,040 (49.5)	20,928 (39.8)	4,748 (9.0)	52,615 (100)
② 輸出					
	フィウメ	トリエステ	ヴェネツィア	その他の	合計
1829	1,962 (13.5)	10,847 (74.8)	2 (0.0)	1,681 (11.6)	14,492 (100)
1830	1,341 (6.4)	13,032 (62.0)	4,943 (23.5)	1,703 (8.1)	21,019 (100)
1831	1,573 (8.6)	10,749 (58.4)	5,229 (28.4)	841 (4.6)	18,392 (100)
1832	1,699 (8.2)	11,940 (57.9)	5,590 (27.1)	1,377 (6.7)	20,606 (100)
1833	1,410 (6.5)	13,993 (64.2)	5,270 (24.2)	1,132 (5.2)	21,805 (100)
1834	1,499 (7.3)	13,589 (65.7)	4,410 (21.3)	1,172 (5.7)	20,670 (100)
1835	1,501 (6.9)	13,333 (61.7)	5,048 (23.4)	1,733 (8.0)	21,615 (100)
1836	1,461 (6.3)	15,128 (65.4)	4,763 (20.6)	1,775 (7.7)	23,127 (100)
1837	1,446 (6.8)	12,712 (59.4)	5,446 (25.4)	1,802 (8.4)	21,406 (100)
1838	1,785 (7.6)	14,434 (61.2)	5,302 (22.5)	2,077 (8.8)	23,598 (100)
1841	1,627 (9.1)	11,240 (62.8)	3,141 (17.5)	3,141 (17.5)	17,907 (100)
1842	1,764 (8.9)	11,895 (60.1)	3,458 (17.5)	2,666 (13.5)	19,783 (100)
1843	2,094 (10.5)	11,824 (59.6)	3,924 (19.8)	2,007 (10.1)	19,849 (100)
1844	1,930 (9.4)	12,362 (60.4)	4,048 (19.8)	2,142 (10.5)	20,482 (100)
1845	1,427 (7.0)	11,918 (58.8)	4,077 (20.1)	2,863 (14.1)	20,285 (100)
1846	1,378 (4.3)	13,615 (42.8)	4,418 (13.9)	2,426 (7.6)	31,837 (100)
1847	1,851 (8.4)	11,470 (52.0)	5,490 (24.9)	3,255 (14.8)	22,066 (100)
1850	1,855 (7.3)	14,453 (57.3)	5,317 (21.1)	3,614 (14.3)	25,239 (100)
1851	3,900 (13.2)	16,970 (57.5)	5,023 (17.0)	3,645 (12.3)	29,538 (100)
1852	3,320 (9.5)	21,393 (61.4)	6,963 (20.0)	3,174 (9.1)	34,850 (100)
1853	3,695 (8.1)	27,676 (61.0)	9,836 (21.7)	4,183 (9.2)	45,390 (100)
1854	2,755 (7.8)	23,782 (67.5)	4,384 (12.4)	4,313 (12.2)	35,234 (100)
1855	2,365 (6.2)	27,831 (72.5)	4,555 (11.9)	3,660 (9.5)	38,411 (100)
1856	3,423 (8.2)	27,028 (64.5)	7,051 (16.8)	4,430 (10.6)	41,932 (100)
1857	3,339 (8.0)	28,991 (69.5)	4,753 (11.4)	4,648 (11.1)	41,731 (100)

典拠) 前掲表6に同じ。

はトルコ本土の項目から分離した独立の項目が設定されており、両公国との貿易関係における海上取引の優位を表している。比重は海上輸入の2-3%にとどまるが、これはトルコ市場の比重10-15%に対する概ね2-3割、場合によっては4割に相当する。なお1840年代半ば・50年代半ばに

は、両公国との取引が上昇・下降するにつれて、逆にロシア市場は下落・上昇しているが、これは類似した気候・土壤条件をもち、ともに黒海経由の流通経路に依存するルーマニア両公国・ロシア南部が、オーストリア向け輸出をめぐって競合状態にあったことを暗示する。⁽³³⁾

他方、1820 年代の通商条約を背景として、新大陸市場も輸入相手の 20 %を占め、なかでもブラジルは単独で 10 - 15 %の比重を占めた。⁽³⁴⁾ だが 1850 年代に入ると、再生産構造から遊離した奢侈品取引が停滞するなか、ブラジルの地位は半減し、新大陸全体の比重は 10 %まで後退する。

② 輸 出

次に輸出貿易を見れば（表 8 ②）、1820 年代末には教皇国家が 30 - 40 %を占めたが、1830 - 40 年代には 20 %未満へと下落する。他方、トルコは安定的に 20 %前後を占め、さらに 1850 年代には絶対額で 1,000 万グルデン未満から 2,000 万グルデン規模へと倍増、相対比も 30 - 40 %へと躍進し、オーストリア海上貿易における最大の輸出版路に成長した。背景として、陸路輸出の場合と同様、オーストリア商品に対するトルコ関税の減免措置を無視できないであろう。なおモルダヴィア・ワラキアの地位は 1 %未満にすぎず、輸出貿易に関してはあくまで消費市場イスタンブールを擁するトルコ本土が重要であった。

イギリスは 1829 年の英澳通商条約を契機に 1830 年代を通じて上昇傾向にあり、なかでも 1838 年の英澳通商条約に続く 1839 年には単独で全体の 30 %を占めた。だが 1849 年の航海条令撤廃によって中継貿易がもはやオーストリアの特権ではなくなると、1850 年代には 15 %未満に下落している。

なお新大陸市場は、輸入取引の興隆とは対照的に、輸出貿易における地位は 1 %に満たず、オー

表 8 オーストリア海上貿易：市場内訳 1827 - 59 年

i) トリエステのみ

	ギリシア	トルコ	モルダヴィア・ワラキア	エジプト	ロシア	教皇国家
1827		3,628 (12.5)		1,797 (6.2)	1,090 (3.8)	2,246 (7.7)
1828		4,354 (14.7)		3,440 (11.6)	1,280 (4.3)	2,112 (7.1)
1829		3,340 (11.0)		1,974 (6.5)	224 (0.7)	3,204 (10.6)
1833	1,212 (3.1)	3,158 (8.2)		3,898 (10.1)	2,821 (7.3)	3,015 (7.8)
1834	1,156 (3.1)	5,001 (13.6)		2,151 (5.8)	1,819 (4.9)	2,349 (6.4)
1835	1,134 (2.7)	5,614 (13.5)		2,449 (5.9)	1,548 (3.7)	2,301 (5.6)
1836	1,474 (2.7)	9,901 (18.1)		7,363 (13.4)	2,908 (5.3)	1,245 (2.3)
1837	1,620 (4.0)	6,415 (16.0)		5,783 (14.4)	2,462 (6.1)	1,339 (3.3)
1838	1,938 (4.6)	6,582 (15.7)	-	3,989 (9.5)	1,195 (2.9)	1,516 (3.6)
1839	2,116 (4.3)	8,850 (18.1)	-	3,288 (6.7)	1,486 (3.0)	1,976 (4.0)
1840	1,926 (4.1)	7,150 (15.1)	-	2,052 (4.3)	1,129 (2.4)	1,723 (3.7)

ii) 全 港

	ギリシア	トルコ	モルダヴィア・ワラキア	エジプト	ロシア	教皇国家
1841	2,115 (4.7)	6,382 (14.1)	-	3,194 (7.1)	800 (1.8)	3,007 (6.6)
1842	1,252 (2.5)	6,774 (13.6)	-	2,954 (5.9)	1,083 (2.2)	3,024 (6.1)
1843	1,835 (3.2)	10,055 (17.6)	-	6,623 (11.6)	1,670 (2.9)	2,266 (4.0)
1844	1,338 (2.6)	6,225 (12.3)	875 (1.7)	4,174 (8.2)	2,535 (5.0)	3,143 (6.2)
1845	846 (1.6)	5,463 (10.1)	1,074 (2.0)	3,146 (5.8)	2,586 (4.8)	3,298 (6.1)
1846	864 (1.4)	6,039 (9.7)	3,055 (4.9)	3,415 (5.5)	1,669 (2.7)	4,038 (6.5)
1847	1,596 (2.6)	9,286 (15.2)	1,994 (3.3)	4,032 (6.6)	2,087 (3.4)	4,420 (7.2)
1851	1,792 (1.9)	11,053 (11.8)	3,753 (4.0)	8,711 (9.3)	3,846 (4.1)	5,913 (6.3)
1854	3,621 (3.7)	14,366 (14.8)	2,103 (2.2)	7,020 (7.3)	4,917 (5.1)	4,174 (4.3)
1855	3,669 (3.9)	10,960 (11.6)	3,550 (3.7)	7,770 (8.2)	297 (0.3)	5,935 (6.3)
1856	2,802 (2.7)	11,974 (11.6)	3,386 (3.3)	5,946 (5.8)	1,682 (1.6)	6,501 (6.3)
1857	3,045 (3.2)	8,903 (9.4)	2,201 (2.3)	5,158 (5.4)	2,738 (2.9)	5,345 (5.6)
1858	2,882 (2.2)	12,714 (9.8)	2,520 (1.9)	5,200 (4.0)	2,949 (2.3)	7,766 (5.9)
1859	2,482 (2.8)	10,703 (12.2)	2,825 (3.2)	3,021 (3.4)	4,180 (4.8)	4,962 (5.6)

ストリアにとって輸出版路としての機能をほとんど持っていないことが分かる。

③ 収 支

最後に収支構造を見ると(表8③)、海上貿易については一貫して輸入超過を維持し、貿易赤字は三月前期においては2,000万グルден前後で推移したのに対し、1850年代前半には4,000－5,000万グルденへと倍増、50年代後半には漸減しているが、依然3,000万グルден規模にある。

赤字の根源は1830－40年代には新大陸諸国にあり、筆頭のブラジルに合衆国を加えれば、1840年代の赤字総額は1,000万グルденに達する。だが1850年代に入るとイギリスが最大の赤字源泉となり、その規模は1,500万グルден近い。なおレヴァント市場のほとんどは例年赤字を記録しているが、なかでもモルダヴィア・ワラキアに対しては1840年代後半より200－300万グルденの収支赤字となっており、これはレヴァント・黒海世界における貿易赤字としては最高水準である。

これに対して1830－40年代を通じてほぼ唯一の出超相手は教皇国家であり、貿易黒字も150万グルден前後から200－300万グルден規模へと倍増している。またレヴァント市場が軒並み貿易赤字を示すなか、例外的にトルコだけは1840年代末・1850年代において黒字基調へと転換しており、なかでも販路として成長著しい1850年代後半には黒字総額1,000万グルденに達した。

こうした海上貿易における、一方での対イギリス輸入＝対英赤字の拡大、他方での対トルコ輸出＝対土黒字の成長は、1829年・38年の英墺通商条約における中継貿易の特権を想起する場合、オーストリア→トルコ→イギリス→オーストリアという三角貿易の存在を推定させる。⁽³⁹⁾ 対イギリス貿易の赤字を解消してためには、トルコ向け輸出の維持が死活問題であったと言えよう。

シチリア	フランス	イギリス	合衆国	ブラジル	合計
2,065 (7.1)	1,461 (5.0)	6,058 (20.9)	1,108 (3.8)	4,053 (14.0)	28,997 (100)
2,660 (9.0)	1,410 (4.7)	5,843 (19.7)	961 (3.2)	3,539 (11.9)	29,711 (100)
2,426 (8.0)	1,052 (3.5)	5,273 (17.4)	3,080 (10.2)	5,021 (16.6)	30,237 (100)
4,037 (10.5)	1,605 (4.2)	6,632 (17.2)	1,246 (3.2)	6,155 (16.0)	38,504 (100)
3,195 (8.7)	934 (2.5)	8,139 (22.1)	3,646 (9.9)	4,385 (11.9)	36,872 (100)
4,138 (10.0)	1,552 (3.7)	7,481 (18.1)	3,061 (7.4)	5,895 (14.2)	41,444 (100)
6,302 (11.5)	2,365 (4.3)	5,982 (10.9)	3,191 (5.8)	8,541 (15.6)	54,771 (100)
4,255 (10.6)	1,208 (3.0)	4,498 (11.2)	2,971 (7.4)	4,897 (12.2)	40,182 (100)
4,529 (10.8)	2,125 (5.1)	7,499 (17.9)	1,158 (2.8)	5,737 (13.7)	41,850 (100)
4,388 (9.0)	2,631 (5.4)	7,508 (15.4)	1,591 (3.3)	7,491 (15.3)	48,803 (100)
5,248 (11.1)	2,653 (5.6)	7,582 (16.1)	4,957 (10.5)	8,090 (17.1)	47,200 (100)
4,967 (11.0)	1,344 (3.0)	6,045 (13.4)	3,282 (7.3)	6,929 (15.3)	45,222 (100)
6,401 (12.9)	2,750 (5.5)	8,125 (16.3)	3,090 (6.2)	6,076 (12.2)	49,730 (100)
5,060 (8.9)	2,689 (4.7)	7,388 (13.0)	3,892 (6.8)	7,529 (13.2)	57,014 (100)
5,499 (10.9)	2,059 (4.1)	7,717 (15.2)	3,882 (7.7)	5,196 (10.3)	50,628 (100)
6,159 (11.4)	2,633 (4.9)	8,603 (15.9)	5,845 (10.8)	5,622 (10.4)	54,173 (100)
7,242 (11.6)	3,377 (5.4)	10,452 (16.7)	4,197 (6.7)	6,835 (10.9)	62,446 (100)
5,641 (9.2)	3,456 (5.7)	7,850 (12.8)	4,020 (6.6)	5,286 (8.6)	61,151 (100)
10,459 (11.2)	2,655 (2.8)	13,534 (14.5)	6,672 (7.1)	9,496 (10.2)	93,397 (100)
8,815 (9.1)	4,621 (4.8)	19,596 (20.3)	6,521 (6.7)	5,303 (5.5)	96,760 (100)
11,522 (12.2)	4,058 (4.3)	19,424 (20.5)	4,693 (5.0)	5,959 (6.3)	94,793 (100)
11,921 (11.6)	5,539 (5.4)	23,853 (23.2)	6,317 (6.1)	3,879 (3.8)	102,958 (100)
11,219 (11.8)	5,377 (5.7)	23,344 (24.6)	5,436 (5.7)	5,598 (5.9)	94,785 (100)
11,763 (9.1)	10,012 (7.7)	26,231 (20.2)	7,552 (5.8)	5,488 (4.2)	129,973 (100)
10,583 (12.1)	6,346 (7.2)	17,458 (19.9)	5,155 (5.9)	3,561 (4.1)	87,737 (100)

② 輸出

i) トリエステのみ

	ギリシア	トルコ	モルダヴィア・ワラキア	エジプト	ロシア	教皇国家
1827		3,249 (18.2)		742 (4.1)	57 (0.3)	6,851 (38.3)
1828		3,526 (18.8)		1,109 (5.9)	70 (0.4)	5,734 (30.5)
1829		4,131 (25.8)		760 (4.7)	72 (0.4)	4,875 (30.4)

1833	1,718 (8.8)	4,198 (21.4)		1,486 (7.6)	292 (1.5)	4,635 (23.7)
1834	1,714 (8.0)	5,421 (25.4)		1,327 (6.2)	287 (1.3)	3,975 (18.6)
1835	1,045 (4.6)	5,378 (23.4)		891 (3.9)	651 (2.8)	4,164 (18.1)
1836	1,373 (5.5)	6,808 (27.2)		1,305 (5.2)	328 (1.3)	2,548 (10.2)
1837	985 (4.7)	4,416 (21.1)		1,344 (6.4)	311 (1.5)	3,357 (16.1)
1838	2,850 (14.2)	4,354 (21.7)	-	1,102 (5.5)	192 (1.0)	3,283 (16.3)
1839	2,739 (10.6)	4,353 (16.8)	-	717 (2.8)	92 (0.4)	3,342 (12.9)
1840	3,367 (13.9)	4,877 (20.1)	-	768 (3.2)	140 (0.6)	2,976 (12.3)

ii) 全港

1841	3,125 (10.8)	5,019 (17.3)	-	1,420 (4.9)	27 (0.1)	5,727 (19.7)
1842	3,800 (12.4)	4,759 (15.5)	-	1,761 (5.7)	8 (0.0)	6,290 (20.5)
1843	3,698 (12.7)	5,286 (18.1)	-	1,048 (3.6)	68 (0.2)	5,959 (20.4)
1844	1,289 (3.9)	7,023 (21.5)	-	1,309 (4.0)	240 (0.7)	6,254 (19.2)
1845	1,559 (4.5)	8,064 (23.0)	73 (0.2)	1,650 (4.7)	292 (0.8)	5,567 (15.9)
1846	1,905 (4.6)	8,005 (19.5)	10 (0.0)	1,892 (4.6)	274 (0.7)	6,372 (15.5)
1847	1,887 (4.6)	9,181 (22.3)	29 (0.1)	2,143 (5.2)	394 (1.0)	6,630 (16.1)
1851	2,623 (6.3)	9,307 (22.2)	98 (0.2)	2,039 (4.9)	971 (2.3)	7,387 (17.6)
1854	2,020 (3.8)	17,370 (32.3)		2,769 (5.2)		10,597 (19.7)
1855	2,278 (3.6)	28,837 (46.0)	109 (0.2)	2,335 (3.7)	257 (0.4)	8,299 (13.2)
1856	3,280 (5.0)	23,126 (35.4)	278 (0.4)	4,689 (7.2)	363 (0.6)	10,660 (16.3)
1857	3,431 (5.3)	19,874 (30.7)	198 (0.3)	4,038 (6.2)	600 (0.9)	10,174 (15.7)
1858	3,201 (5.9)	13,863 (25.5)	77 (0.1)	2,180 (4.0)	132 (0.2)	10,583 (19.4)
1859	2,981 (6.1)	10,619 (21.6)	26 (0.1)	1,951 (4.0)	144 (0.3)	10,028 (20.4)

③ 収支

i) トリエステのみ

	ギリシア	トルコ	モルダヴィア・ワラキア	エジプト	ロシア	教皇国家
1827		-379		-1,055	-1,033	4,605
1828		-828		-2,331	-1,210	3,622
1829		791		-1,214	-152	1,671

1833	506	1,040		-2,412	-2,529	1,620
1834	558	420		-824	-1,532	1,626
1835	-89	-236		-1,558	-897	1,863
1836	-101	-3,093		-6,058	-2,580	1,303
1837	-635	-1,999		-4,439	-2,151	2,018
1838	912	-2,228		-2,887	-1,003	1,767
1839	623	-4,497		-2,571	-1,394	1,366
1840	1,441	-2,273		-1,284	-989	1,253

ii) 全港

1841	1,010	-1,363		-1,774	-773	2,720
1842	2,548	-2,015		-1,193	-1,075	3,266
1843	1,863	-4,769		-5,575	-1,602	3,693
1844	-49	798	-875	-2,865	-2,295	3,111
1845	713	2,601	-1,001	-1,496	-2,294	2,269
1846	1,041	1,966	-3,045	-1,523	-1,395	2,334
1847	291	-105	-1,965	-1,889	-1,693	2,210
1851	831	-1,746	-3,655	-6,672	-2,875	1,474
1854	-1,601	3,004	-2,103	-4,251	-4,917	6,423
1855	-1,391	17,877	-3,441	-5,435	-40	2,364
1856	478	11,152	-3,108	-1,257	-1,319	4,159
1857	386	10,971	-2,003	-1,120	-2,138	-4,328
1858	319	1,149	-2,443	-3,020	-2,817	2,817
1859	499	-84	-2,799	-1,070	-4,036	5,066

典拠) 1827 - 29 年 : Die kaiserlich-königliche Direktion der administrativen Statistik, Darstellung der österreichischen

1833 - 40 年 : Gt. Britain, Parliamentary Papers, 1839, Vol. XVI- 421 (165), p. 126; S. Becher, a. a. O., S. 228

1841 - 57 年 : Tafeln zur Statistik, "Schiffahrt und Seehandel", für die Jahre 1842, 1843, 1843, 1845- 46, 1849-

シチリア	フランス	イギリス	合衆国	ブラジル	合計
1,201 (6.7)	330 (1.8)	1,760 (9.8)	260 (1.5)	136 (0.8)	17,890 (100)
1,655 (8.8)	424 (2.3)	2,311 (12.3)	349 (1.9)	473 (2.5)	18,778 (100)
1,041 (6.5)	323 (2.0)	1,541 (9.6)	235 (1.5)	186 (1.2)	16,041 (100)
1,431 (7.3)	500 (2.6)	2,172 (11.1)	520 (2.7)	204 (1.0)	19,581 (100)
1,334 (6.3)	406 (1.9)	3,450 (16.2)	701 (3.3)	174 (0.8)	21,328 (100)
1,654 (7.2)	427 (1.9)	4,332 (18.9)	1,118 (4.9)	165 (0.7)	22,966 (100)
1,016 (4.1)	698 (2.8)	5,589 (22.3)	1,718 (6.9)	157 (0.6)	25,028 (100)
1,352 (6.5)	789 (3.8)	3,751 (17.9)	1,131 (5.4)	229 (1.1)	20,898 (100)
1,241 (6.2)	572 (2.8)	2,654 (13.2)	866 (4.3)	142 (0.7)	20,099 (100)
1,294 (5.0)	1,147 (4.4)	7,922 (30.6)	1,200 (4.6)	211 (0.8)	25,880 (100)
2,124 (8.7)	1,117 (4.6)	4,672 (19.2)	649 (2.7)	300 (1.2)	24,286 (100)
2,140 (7.4)	2,768 (9.5)	3,667 (12.6)	645 (2.2)	277 (1.0)	29,035 (100)
2,360 (7.7)	2,554 (8.3)	4,456 (14.5)	735 (2.4)	236 (0.8)	30,673 (100)
2,495 (8.5)	2,274 (7.8)	3,725 (12.8)	261 (0.9)	422 (1.4)	29,188 (100)
3,192 (9.8)	2,720 (8.3)	5,801 (17.8)	615 (1.9)	548 (1.7)	32,654 (100)
2,043 (5.8)	2,409 (6.9)	5,066 (14.5)	742 (2.1)	401 (1.1)	35,019 (100)
3,579 (8.7)	3,864 (9.4)	6,335 (15.4)	675 (1.6)	443 (1.1)	41,024 (100)
2,496 (6.1)	3,510 (8.5)	7,313 (17.7)	625 (1.5)	203 (0.5)	41,222 (100)
3,572 (8.5)	4,500 (10.7)	4,875 (11.6)	844 (2.0)	1,005 (2.4)	41,926 (100)
4,267 (7.9)	2,103 (3.9)	6,375 (11.9)	1,250 (2.3)	(0.0)	53,715 (100)
3,375 (5.4)	2,744 (4.4)	8,714 (13.9)	909 (1.5)	351 (0.6)	62,652 (100)
3,559 (5.4)	3,618 (5.5)	9,050 (13.8)	782 (1.2)	351 (0.5)	65,401 (100)
3,626 (5.6)	4,837 (7.5)	8,974 (13.8)	958 (1.5)	596 (0.9)	64,819 (100)
4,313 (7.9)	3,592 (6.6)	8,766 (16.1)	981 (1.8)	1,284 (2.4)	54,455 (100)
3,698 (7.5)	3,530 (7.2)	8,404 (17.1)	1,492 (3.0)	1,293 (2.6)	49,056 (100)

シチリア	フランス	イギリス	合衆国	ブラジル	合計
-864	-1,131	-4,298	-848	-3,917	-11,107
-1,005	-986	-3,532	-612	-3,066	-10,933
-1,385	-729	-3,732	-2,845	-4,835	-14,196
-2,606	-1,105	-4,460	-726	-5,951	-18,923
-1,861	-528	-4,689	-2,945	-4,211	-15,544
-2,484	-1,125	-3,149	-1,943	-5,730	-18,478
-5,286	-1,667	-393	-1,473	-8,384	-29,743
-2,903	-419	-747	-1,840	-4,668	-19,284
-3,288	-1,553	-4,845	-292	-5,595	-21,751
-3,094	-1,484	414	-391	-7,280	-22,923
-3,124	-1,536	-2,910	-4,308	-7,790	-22,914
-2,827	1,424	-2,378	-2,637	-6,652	-16,187
-4,041	-196	-3,669	-2,355	-5,840	-19,057
-2,565	-415	-3,663	-3,631	-7,107	-27,826
-2,307	661	-1,916	-3,267	-4,648	-17,974
-4,116	-224	-3,537	-5,103	-5,221	-19,154
-3,663	487	-4,117	-3,522	-6,392	-21,422
-3,145	54	-537	-3,395	-5,083	-19,929
-6,887	1,845	-8,659	-5,828	-8,491	-51,471
-4,548	-2,518	-13,221	-5,271	-5,303	-43,045
-8,147	-1,314	-10,710	-3,784	-5,608	-32,141
-8,362	-1,921	-14,803	-5,535	-3,528	-37,557
-7,593	-540	-14,370	-4,478	-5,002	-29,966
-7,450	-6,420	-17,465	-6,571	-4,204	-75,518
-6,885	-2,816	-9,054	-3,663	-2,268	-38,681

Monarchie in statistischen Tafeln, Wien, 1829.

; Tafeln zur Statistik der österreichischen Monarchie, Jg. 12, Wien, 1839.

51, 1852-54, 1855-57, 1858-59.

(4) 品目・市場構造

最後に上記の品目構造と経路・市場構造とを組み合わせ、主要品目の市場構造を整理しよう。

a) 農業産品の市場構造

① 輸入

農業産品の輸入は、1840年代は海路経由が中心であったが、1850年代には陸路経由が60%を超えた（表9a左）。なお海路経由が主流となったのは、1840年代の農業産品輸入だけである。

まず陸路経由の相手市場を見ると（表10①a）、1840年代前半にはイタリアが30%で最大であったが、1840年代後半にはトルコが30-40%で最大である。だがその4割（全体の10%）はモルダヴィア・ワラキアによるものである。次に海路経由の仕入れ先を見ると、当座判明する1851年・57年の場合（表11①a）、地中海世界（教皇国家・両シチリア王国）が20%を超えるほか、新大陸（合衆国・西領南米・ブラジル）も合計20%を超え、革命後も依然として舶来の熱帯産品（コーヒー・砂糖）・地中海産品に対する貴族勢力の需要が存在したことを示唆している。⁽³⁶⁾ 加えてトルコ市場も15%に達するが、その2-3割は属国モルダヴィア・ワラキアの産品である。

モルダヴィア・ワラキア農業産品の輸入は、ドナウ河を経由する陸路、及び地中海・黒海を経由する海路の両面で展開されたことが分かるが、その主要品目は土地貴族ボイエール Boyal の所領で生産される穀物・家畜と推定される。成長の背景としては、生産面では1848年ルーマニア革命の挫折によって封建的土地位所有が存続したのみならず、むしろ1849年の露土条約のもとでロシア保護体制の支持基盤となる領主特権が温存・強化され、組織的な穀物生産が促進されたこと、⁽³⁷⁾ 流通面ではドナウ河・アドリア海汽船航路の整備によって、重量貨物の迅速・安価な輸送が実現したことを探り得よう。ハンガリー南部に帝国最大の穀倉地帯が存在したとは言え、1850年代において国産穀物の国外流出が拡大するなか、新絶対主義国家の進める産業振興・賃金抑制の実現にとって、モルダヴィア・ワラキアが果たした安価な食糧供給の役割は決して小さくなかったと思われる。

なおドナウ下流の平原地帯に広がるモルダヴィア・ワラキアは、18世紀にエジプトの独立傾向が強まって以来、ナイル河口デルタ地帯に代わるオスマン帝国最大の穀倉として帝都イスタンブールへの食糧供給を支えてきたのであるが、こうしたオスマン帝国のルーマニア支配は、クリミア戦争に伴うオーストリア軍隊の進駐によってのみならず、加速するオーストリア市場のルーマニア穀物輸入によって、形式的にも実質的にも終焉を迎えたと言えよう。⁽³⁸⁾

② 輸出

農業産品の輸出は、1840-50年代を通じて70-75%が陸路経由の取引である（表9a右）。

まず陸路輸出の60-70%はドイツ関税同盟向けであり（表10②a）、1840年代には南ドイツ・ザクセンが各々20%を占めたが、1850年代にはザクセンが単独で30-40%を吸収し、最大の輸出販路に成長する一方、プロイセンの比重も20%台に上昇している。オーストリアが輸出能力を保持する農産物は、1840年代には小麦、1850年代にはライ麦であったが、ヨーロッパ東西貿易の中継拠点ザクセンとドイツ関税同盟の工業中枢プロセインがその販路として機能したことは、西エルベの工業地帯に対してオーストリアが食糧供給地帯として機能したことを含意する。

なお海路経由の輸出も1840年代末・50年代前半には30-40%に拡大している。その相手市場を見れば（表11②a）、1851年にはイギリスが単独で全体の24%を占め、海路輸出における最大の販路となっている。折しもイギリスが1846年の穀物法廃止によって穀物輸入を解禁するなか、オーストリアもイギリス穀物市場への参入を本格化したと言えよう。⁽³⁹⁾ なお1857年のイギリス向け輸出は後退するが、クリミア戦争の終結によってロシア穀物の参入が再開したためと思われる。

表9 オーストリア外国貿易：経路・品目内訳

a) 農業産品

	輸入			輸出			(1,000 fl CM)
	陸上貿易	海上貿易	合計	陸上貿易	海上貿易	合計	
1842	25,357 (49.6)	25,732 (50.4)	51,089 (100)	19,358 (72.1)	7,488 (27.9)	26,846 (100)	
1843	26,382 (47.4)	29,280 (52.6)	55,662 (100)	18,984 (72.0)	7,387 (28.0)	26,371 (100)	
1844	27,499 (48.3)	29,450 (51.7)	56,949 (100)	22,762 (74.9)	7,647 (25.1)	30,409 (100)	
1845	24,247 (44.6)	30,092 (55.4)	54,339 (100)	18,465 (71.2)	7,469 (28.8)	25,934 (100)	
1846	28,462 (47.0)	32,077 (53.0)	60,539 (100)	18,445 (71.0)	7,533 (29.0)	25,978 (100)	
1847	29,532 (47.8)	32,300 (52.2)	61,832 (100)	17,993 (67.7)	8,600 (32.3)	26,593 (100)	
1851	44,726 (57.3)	33,339 (42.7)	78,065 (100)	15,996 (58.1)	11,531 (41.9)	27,527 (100)	
1852	58,651 (63.8)	33,254 (36.2)	91,931 (100)	21,315 (67.6)	10,183 (32.3)	31,519 (100)	
1853	70,511 (64.5)	38,868 (35.5)	109,390 (100)	27,282 (67.7)	13,011 (32.3)	40,308 (100)	
1854	63,964 (66.2)	32,604 (33.8)	96,591 (100)	21,491 (69.2)	9,555 (30.8)	31,051 (100)	
1855	70,743 (70.0)	30,352 (30.0)	101,095 (100)	27,145 (73.7)	9,685 (26.3)	36,830 (100)	
1856	68,804 (66.9)	34,109 (33.1)	102,913 (100)	37,221 (74.1)	12,996 (25.9)	50,217 (100)	
1857	60,066 (66.5)	30,235 (33.5)	90,301 (100)	40,484 (74.1)	14,181 (25.9)	54,665 (100)	

b) 工業原料・半製品

	輸入			輸出			(1,000 fl CM)
	陸上貿易	海上貿易	合計	陸上貿易	海上貿易	合計	
1842	33,970 (69.4)	14,997 (30.6)	48,967 (100)	43,003 (91.1)	4,226 (8.9)	47,229 (100)	
1843	33,959 (66.9)	16,801 (33.1)	50,760 (100)	45,613 (92.3)	3,808 (7.7)	49,421 (100)	
1844	34,763 (67.9)	16,429 (32.1)	51,192 (100)	45,093 (91.0)	4,472 (9.0)	49,565 (100)	
1845	36,233 (66.4)	18,360 (33.6)	54,593 (100)	46,539 (91.8)	4,163 (8.2)	50,702 (100)	
1846	39,182 (67.6)	18,774 (32.4)	57,956 (100)	41,075 (88.4)	5,408 (11.6)	46,483 (100)	
1847	38,992 (68.6)	17,872 (31.4)	56,864 (100)	46,471 (90.7)	4,740 (9.3)	51,211 (100)	
1851	40,408 (67.9)	19,108 (32.1)	59,516 (100)	53,245 (94.0)	3,422 (6.0)	56,667 (100)	
1852	60,631 (72.1)	23,481 (27.9)	84,142 (100)	77,167 (96.1)	3,109 (3.9)	80,286 (100)	
1853	66,146 (74.2)	22,950 (25.8)	89,103 (100)	108,910 (96.9)	3,487 (3.1)	112,397 (100)	
1854	54,311 (75.7)	17,433 (24.3)	71,745 (100)	99,481 (96.5)	3,582 (3.5)	103,064 (100)	
1855	68,004 (82.3)	14,640 (17.7)	82,644 (100)	91,984 (97.1)	2,710 (2.9)	94,694 (100)	
1856	101,507 (86.2)	16,316 (13.8)	117,823 (100)	87,992 (96.8)	2,912 (3.2)	90,904 (100)	
1857	98,727 (58.1)	71,055 (41.9)	169,782 (100)	68,659 (95.6)	3,131 (4.4)	71,790 (100)	

c) 完成品

	輸入			輸出			(1,000 fl CM)
	陸上貿易	海上貿易	合計	陸上貿易	海上貿易	合計	
1842	4,262 (79.4)	1,107 (20.6)	5,369 (100)	21,255 (72.5)	8,066 (27.5)	29,321 (100)	
1843	4,057 (81.2)	942 (18.8)	4,999 (100)	19,669 (69.4)	8,653 (30.6)	28,322 (100)	
1844	5,218 (82.3)	1,126 (17.7)	6,344 (100)	21,285 (71.8)	8,359 (28.2)	29,644 (100)	
1845	6,364 (86.6)	988 (13.4)	7,352 (100)	22,261 (72.0)	8,645 (28.0)	30,906 (100)	
1846	7,038 (85.3)	1,209 (14.7)	8,247 (100)	24,465 (73.3)	8,895 (26.7)	33,360 (100)	
1847	7,057 (75.9)	2,244 (24.1)	9,301 (100)	25,678 (74.6)	8,726 (25.4)	34,404 (100)	
1851	11,419 (90.1)	1,260 (9.9)	12,679 (100)	31,278 (69.3)	13,850 (30.7)	45,128 (100)	
1852	22,285 (96.2)	3,484 (15.0)	23,173 (100)	50,816 (68.3)	20,556 (27.6)	74,353 (100)	
1853	28,498 (83.3)	5,016 (14.7)	34,209 (100)	64,391 (67.0)	27,901 (29.0)	96,078 (100)	
1854	36,763 (91.6)	3,347 (8.3)	40,126 (100)	61,618 (73.8)	21,899 (26.2)	83,520 (100)	
1855	48,421 (93.0)	3,647 (7.0)	52,068 (100)	75,283 (74.5)	25,776 (25.5)	101,059 (100)	
1856	61,693 (94.1)	3,893 (5.9)	65,586 (100)	84,008 (75.9)	26,672 (24.1)	110,680 (100)	
1857	67,460 (92.8)	5,195 (7.2)	72,655 (100)	79,737 (76.7)	24,282 (23.3)	104,019 (100)	

典拠) *Tafeln zur Statistik, "Handel des österreichischen Zollgebietes"*, für die Jahre 1842, 1843, 1843, 1845- 46, 1849- 51, 1852- 54, 1855- 57.

b) 原料・半製品の市場構造

① 輸入

原料・半製品の輸入は、1840 - 50 年代を通じて、陸路経由が過半の 60 - 70 %を占める。海路経由は 1850 年代前半を通じて減少するが、戦後 1857 年には 40 %に達している（表9 b左）。

まず陸路輸入の市場内訳を見れば（表10 ① b）、ドイツ関税同盟が全体として 60 %を占め、うちプロイセンが 1851 年の関税引下を画期として上昇しているほか、ザクセンが単独で 30 - 40 %を占める最大の供給地帯となっている。ところで、前述の如く 1840 - 50 年代におけるオーストリア原

料・半製品輸入の最大品目は綿花・綿糸であって（前掲表3 i ① ii ①）、これらを全く、あるいは十分生産しないザクセンが最大の供給地帯になっている事実は、同国があくまで中継地点として機能したことを意味する。ザクセン経由の具体的な品目としては、イギリスから直接・間接に流入するアメリカ綿花、イギリス綿糸、あるいはプロイセンの工業拠点ライン・ヴェストファーレンの半製品=綿糸が推定されよう。

表10 オーストリア陸上貿易：市場・品目内訳

(1) 輸入

a) 農業産品

	ドイツ関税同盟				ロシア	トルコ
	南ドイツ	ザクセン	プロイセン	小計		
1842	3,755 (14.8)	1,823 (7.2)	1,505 (5.9)	7,083 (27.9)	2,551 (10.1)	6,032 (23.8)
1843	3,385 (12.8)	2,064 (7.8)	1,508 (5.7)	6,957 (26.4)	2,729 (10.3)	7,184 (27.2)
1844	3,925 (14.3)	2,313 (8.4)	2,255 (8.2)	8,493 (30.9)	2,827 (10.3)	6,832 (24.8)
1845	4,308 (17.8)	2,540 (10.5)	2,181 (9.0)	9,029 (37.2)	1,139 (4.7)	5,678 (23.4)
1846	4,041 (14.2)	2,888 (10.1)	1,899 (6.7)	8,828 (31.0)	1,930 (6.8)	8,230 (28.9)
1847	4,304 (14.6)	4,531 (15.3)		8,835 (29.9)	4,041 (13.7)	7,959 (27.0)
1851	7,509 (16.8)	4,814 (10.8)	4,048 (9.1)	16,371 (36.6)	2,983 (6.7)	13,388 (29.9)
1852	7,933 (13.5)	9,531 (16.3)	4,803 (8.2)	22,267 (38.0)	5,938 (10.1)	17,063 (29.1)
1853	12,733 (18.1)	14,104 (20.0)	6,085 (8.6)	32,922 (46.7)	6,210 (8.8)	19,575 (27.8)
1854	7,629 (11.9)	11,488 (18.0)	4,937 (7.7)	24,054 (37.6)	7,443 (11.6)	22,357 (35.0)
1855	8,942 (12.6)	13,474 (19.0)	4,980 (7.0)	27,396 (38.7)	4,247 (6.0)	29,400 (41.6)
1856	11,186 (16.3)	16,404 (23.8)	5,773 (8.4)	33,363 (48.5)	5,786 (8.4)	10,965 (15.9)
1857	10,811 (18.0)	14,074 (23.4)	5,792 (9.6)	30,677 (51.1)	4,518 (7.5)	7,091 (10.3)
						5,494 (9.1)

b) 原料・半製品

	ドイツ関税同盟				ロシア	トルコ
	南ドイツ	ザクセン	プロイセン	小計		
1842	4,427 (13.0)	13,621 (40.1)	4,376 (12.9)	22,424 (66.0)	1,268 (3.7)	5,405 (15.9)
1843	4,806 (14.2)	12,080 (35.6)	4,638 (13.7)	21,524 (63.4)	1,306 (3.8)	5,966 (17.6)
1844	5,847 (16.8)	11,799 (33.9)	4,461 (12.8)	22,107 (63.6)	1,674 (4.8)	6,253 (18.0)
1845	6,459 (17.8)	10,836 (29.9)	3,875 (10.7)	21,170 (58.4)	1,426 (3.9)	7,487 (20.7)
1846	7,004 (17.9)	12,979 (33.1)	3,858 (9.8)	23,841 (60.8)	1,356 (3.5)	7,317 (18.7)
1847	6,663 (17.1)	16,806 (43.1)		23,469 (60.2)	1,318 (3.4)	7,372 (18.9)
1851	5,805 (14.4)	12,549 (31.1)	7,505 (18.6)	25,859 (64.0)	2,233 (5.5)	6,830 (16.9)
1852	6,888 (11.4)	20,037 (33.0)	13,544 (22.3)	40,469 (66.7)	2,919 (4.8)	8,269 (13.6)
1853	8,639 (13.1)	20,587 (31.1)	14,711 (22.2)	43,937 (66.4)	2,492 (3.8)	8,823 (13.3)
1854	5,614 (10.3)	21,129 (38.9)	8,830 (16.3)	35,573 (65.5)	5,377 (9.9)	7,353 (13.5)
1855	6,508 (9.6)	31,538 (46.4)	10,230 (15.0)	48,276 (71.0)	5,457 (8.0)	6,195 (9.1)
1856	7,972 (7.9)	37,450 (36.9)	37,649 (37.1)	83,071 (81.8)	3,291 (3.2)	2,863 (2.8)
1857	9,638 (9.8)	44,121 (44.7)	24,159 (24.5)	77,918 (78.9)	3,623 (3.7)	3,064 (3.1)
						4,801 (4.9)

c) 完成品

	ドイツ関税同盟				ロシア	トルコ
	南ドイツ	ザクセン	プロイセン	小計		
1842	1,199 (28.1)	432 (10.1)	152 (3.6)	1,783 (41.8)	465 (10.9)	901 (21.1)
1843	1,100 (27.1)	391 (9.6)	151 (3.7)	1,642 (40.5)	411 (10.1)	836 (20.6)
1844	1,651 (31.6)	878 (16.8)	129 (2.5)	2,658 (50.9)	464 (8.9)	776 (14.9)
1845	2,477 (38.9)	1,344 (21.1)	196 (3.1)	4,017 (63.1)	314 (4.9)	1,041 (16.4)
1846	2,887 (41.0)	1,742 (24.8)	264 (3.8)	4,893 (69.5)	408 (5.8)	837 (11.9)
1847	3,133 (44.4)	2,003 (28.4)		5,136 (72.8)	274 (3.9)	573 (8.1)
1851	2,865 (25.1)	3,304 (28.9)	2,165 (19.0)	8,334 (73.0)	195 (1.7)	1,304 (11.4)
1852	3,774 (16.9)	8,124 (36.5)	3,920 (17.6)	15,818 (71.0)	3,176 (14.3)	1,004 (4.5)
1853	5,842 (20.5)	12,406 (43.5)	5,065 (17.8)	23,313 (81.8)	299 (1.0)	1,026 (3.6)
1854	7,649 (20.8)	15,472 (42.1)	5,435 (14.8)	28,556 (77.7)	1,492 (4.1)	1,408 (3.8)
1855	8,240 (17.0)	21,735 (44.9)	6,294 (13.0)	36,269 (74.9)	3,209 (6.6)	1,250 (2.6)
1856	11,074 (18.0)	30,765 (49.9)	9,017 (14.6)	50,856 (82.4)	1,673 (2.7)	325 (0.5)
1857	11,584 (17.2)	37,439 (55.5)	8,180 (12.1)	57,203 (84.8)	1,216 (1.8)	391 (0.6)
						468 (0.7)

なおトルコ市場も繊維産業向け染料・薬品の供給地帯として重要であり、1840年代には陸路輸入の15-20%を占めた。1850年代後半に入るとトルコ原料・半製品の比重はクリミア戦争によって10%未満まで下落しているが、その過半はモルダヴィア・ワラキア産品である。その実態は主に畜産に伴う羊毛・皮革と考えられるが、いずれにせよ両公国は、前述の食糧=穀物・食肉の供給においてのみならず、工業原料の供給においても、宗主国トルコを上回る役割を果たしたのである。

また海路経由の仕入れ先を見ると（表11①b）、1851年・57年とも、陸路経由での劣勢とは対照的に、レヴァント市場（トルコ・エジプト）が30-40%で最大であり、レヴァント産品の輸入経路が海上貿易に移行したことを示している。加えてアメリカ・イギリスの比重も高く、1857年にはイギリスが単独で全体の30%を占め、首位にあった。その細目としては、それぞれ1840-50年代を通じて高い需要を維持した綿花・綿糸を想定するのが妥当であろう。

② 輸出

原料・半製品の輸出は、1840-50年代を通じて実に90%が陸路経由に集中しており、海路経由の役割は低い（表9b右）。

まず陸路経由の販路編成であるが（表10②b）、その中心はスイスであって、単独で全体の30-40%を占める。上述の如く原料輸出の80%は繊維原料、なかでもイタリア北部の生糸であったが（前掲表3 i②・ii②）、その多くは隣国スイスに流出したと推定される。スイス繊維産業の成長の背後には、オーストリア支配下イタリアの生糸供給が存在したのである。⁽⁴⁰⁾

他方、1853年の普墺通商条約を契機として、プロイセンの比重が5%から10%へと増大している。逆に南ドイツ諸邦は1840-50年代を通じて20%から5%前後まで減少したが、ザクセンは15%前後を保ち、ドイツ関税同盟全体としては30-40%を維持した。オーストリアはドイツ関税同盟に対して、食糧だけでなく、工業原料の供給地帯としても機能したのである。

また海路経由の販路については（表11②b）、トルコ・教皇国家が各々20%を占め、両シチリア王国・イギリスも年度によつては15%に達する。イギリスには繊維原料・染料が、地中海諸国には半製品も供給されたと思われる。

(1,000 fl. CM)		
イタリア	スイス	合計
8,755 (34.5)	929 (3.7)	25,357 (100)
8,536 (32.4)	971 (3.7)	26,382 (100)
8,529 (31.0)	818 (3.0)	27,499 (100)
7,431 (30.6)	966 (4.0)	24,247 (100)
8,500 (29.9)	974 (3.4)	28,462 (100)
7,794 (26.4)	903 (3.1)	29,532 (100)
10,547 (23.6)	1,437 (3.2)	44,726 (100)
11,534 (19.7)	1,849 (3.2)	58,651 (100)
10,531 (14.9)	1,273 (1.8)	70,511 (100)
9,143 (14.3)	967 (1.5)	63,964 (100)
8,492 (12.0)	1,208 (1.7)	70,743 (100)
9,175 (13.3)	2,424 (3.5)	68,804 (100)
9,405 (15.7)	1,770 (2.9)	60,066 (100)

イタリア	スイス	合計
4,673 (13.8)	726 (2.1)	33,970 (100)
4,791 (14.1)	958 (2.8)	33,959 (100)
4,380 (12.6)	1,014 (2.9)	34,763 (100)
4,894 (13.5)	1,248 (3.4)	36,233 (100)
5,602 (14.3)	1,066 (2.7)	39,182 (100)
5,721 (14.7)	1,112 (2.9)	38,992 (100)

イタリア	スイス	合計
4,497 (11.1)	989 (2.4)	40,408 (100)
6,577 (10.8)	2,397 (4.0)	60,631 (100)
9,051 (13.7)	1,843 (2.8)	66,146 (100)
4,715 (8.7)	1,293 (2.4)	54,311 (100)
7,055 (10.4)	1,021 (1.5)	68,004 (100)
7,542 (7.4)	1,624 (1.6)	101,507 (100)
8,131 (8.2)	1,190 (1.2)	98,727 (100)

イタリア	スイス	合計
450 (10.6)	135 (3.2)	4,262 (100)
440 (10.8)	143 (3.5)	4,057 (100)
454 (8.7)	194 (3.7)	5,218 (100)
708 (11.1)	280 (4.4)	6,364 (100)
674 (9.6)	226 (3.2)	7,038 (100)
811 (11.5)	263 (3.7)	7,057 (100)

イタリア	スイス	合計
989 (8.7)	597 (5.2)	11,419 (100)
1,267 (5.7)	1,020 (4.6)	22,285 (100)
2,319 (8.1)	1,541 (5.4)	28,498 (100)
3,613 (9.8)	1,694 (4.6)	36,763 (100)
5,907 (12.2)	1,786 (3.7)	48,421 (100)
5,277 (8.6)	2,811 (4.6)	61,693 (100)
4,883 (7.2)	3,298 (4.9)	67,460 (100)

② 輸出

a) 農業産品

	ドイツ関税同盟				ロシア	トルコ
	南ドイツ	ザクセン	プロイセン	小計		
1842	3,097 (16.0)	4,596 (23.7)	2,203 (11.4)	9,896 (51.1)	4,228 (21.8)	1,113 (5.7)
1843	4,014 (21.1)	3,668 (19.3)	3,036 (16.0)	10,718 (56.5)	3,046 (16.0)	1,182 (6.2)
1844	6,433 (28.3)	4,602 (20.2)	3,116 (13.7)	14,151 (62.2)	3,495 (15.4)	1,188 (5.2)
1845	4,508 (24.4)	4,371 (23.7)	2,296 (12.4)	11,175 (60.5)	2,075 (11.2)	1,082 (5.9)
1846	4,139 (22.4)	5,062 (27.4)	2,269 (12.3)	11,470 (62.2)	2,136 (11.6)	933 (5.1)
1847	3,851 (21.4)			7,542 (41.9)	11,393 (63.3)	1,539 (8.6)
						1,007 (5.6)
1851	1,962 (12.3)	4,822 (30.1)	1,705 (10.7)	8,489 (53.1)	1,070 (6.7)	1,503 (9.4)
1852	2,800 (13.1)	5,643 (26.5)	2,613 (12.3)	11,056 (51.9)	3,155 (14.8)	2,087 (9.8)
1853	3,067 (11.2)	7,781 (28.5)	3,930 (14.4)	14,778 (54.2)	3,757 (13.8)	2,677 (9.8)
1854	2,788 (13.0)	8,075 (37.6)	4,774 (22.2)	15,637 (72.8)	2,294 (10.7)	1,156 (5.4)
1855	2,924 (10.8)	11,258 (41.5)	6,606 (24.3)	20,788 (76.6)	1,575 (5.8)	1,654 (6.1)
1856	3,271 (8.8)	13,055 (35.1)	9,517 (25.6)	25,843 (69.4)	3,734 (10.0)	514 (1.4)
1857	4,719 (11.7)	16,333 (40.3)	6,176 (15.3)	27,228 (67.3)	3,378 (8.3)	924 (2.3)
						1,075 (2.9)
						2,322 (5.7)

b) 原料・半製品

	ドイツ関税同盟				ロシア	トルコ
	南ドイツ	ザクセン	プロイセン	小計		
1842	9,231 (21.5)	6,351 (14.8)	2,041 (4.7)	17,623 (41.0)	1,747 (4.0)	713 (1.7)
1843	9,175 (20.1)	5,270 (11.6)	1,861 (4.1)	16,306 (35.7)	1,587 (3.5)	649 (1.4)
1844	9,787 (21.7)	7,351 (16.3)	1,961 (4.3)	19,099 (42.4)	1,397 (3.1)	891 (2.0)
1845	9,170 (19.7)	7,362 (15.8)	1,929 (4.1)	18,461 (39.7)	1,318 (2.8)	921 (2.0)
1846	7,316 (17.8)	5,545 (13.5)	1,603 (3.9)	14,464 (35.2)	1,253 (3.1)	1,033 (2.5)
1847	7,536 (16.2)			9,613 (20.7)	17,149 (36.9)	1,349 (2.9)
						1,374 (3.0)
1851	6,556 (12.3)	4,354 (8.2)	3,378 (6.3)	14,288 (26.8)	1,286 (2.4)	1,219 (2.3)
1852	11,268 (14.6)	10,792 (14.0)	4,102 (5.3)	26,162 (33.9)	1,893 (2.5)	4,476 (5.8)
1853	11,822 (10.9)	27,703 (25.4)	5,774 (5.3)	45,299 (41.6)	2,939 (2.7)	5,283 (4.9)
1854	4,058 (4.1)	12,346 (12.4)	8,666 (8.7)	25,070 (25.2)	1,165 (1.2)	5,439 (5.5)
1855	3,582 (3.9)	13,210 (14.4)	10,206 (11.1)	26,998 (29.4)	1,141 (1.2)	5,387 (5.9)
1856	6,057 (6.9)	16,336 (18.6)	8,741 (9.9)	31,134 (35.4)	1,020 (1.2)	4,438 (5.0)
1857	5,296 (7.7)	12,946 (18.9)	13,652 (19.9)	31,894 (46.5)	969 (1.4)	915 (1.3)
						1,469 (1.7)
						2,685 (3.9)

c) 完成品

i) 全体

	ドイツ関税同盟				ロシア	トルコ
	南ドイツ	ザクセン	プロイセン	小計		
1842	3,000 (14.1)	4,212 (19.8)	1,849 (8.7)	9,061 (42.6)	1,843 (8.7)	6,897 (32.4)
1843	2,740 (13.9)	4,191 (21.3)	1,413 (7.2)	8,344 (42.4)	1,858 (9.4)	6,086 (30.9)
1844	2,732 (12.8)	4,640 (21.8)	1,486 (7.0)	8,858 (41.6)	2,122 (10.0)	7,059 (33.2)
1845	2,749 (12.3)	5,539 (24.9)	1,618 (7.3)	9,906 (44.5)	2,157 (9.7)	7,283 (32.7)
1846	2,538 (10.4)	6,830 (27.9)	1,728 (7.1)	11,096 (45.4)	2,127 (8.7)	8,092 (33.1)
1847	2,722 (10.6)			8,039 (31.3)	10,761 (41.9)	1,961 (7.6)
						10,159 (39.6)
1851	3,359 (10.7)	5,225 (16.7)	3,018 (9.6)	11,602 (37.1)	2,890 (9.2)	12,227 (39.1)
1852	3,531 (6.9)	9,402 (18.5)	6,191 (12.2)	19,124 (37.6)	4,868 (9.6)	20,485 (40.3)
1853	7,105 (11.0)	13,889 (21.6)	6,269 (9.7)	27,263 (42.3)	7,681 (11.9)	23,060 (35.8)
1854	4,346 (7.1)	26,454 (42.9)	7,549 (12.3)	38,349 (62.2)	2,477 (4.0)	18,143 (29.4)
1855	3,180 (4.2)	28,266 (37.5)	6,290 (8.4)	37,736 (50.1)	3,750 (5.0)	29,941 (39.8)
1856	2,853 (3.4)	32,149 (38.3)	5,105 (6.1)	40,107 (47.7)	6,463 (7.7)	6,809 (8.1)
1857	3,059 (3.8)	28,195 (35.4)	5,665 (7.1)	36,919 (46.3)	5,976 (7.5)	7,436 (9.3)
						27,933 (33.3)
						26,233 (32.9)

ii) 繊維製品

	ドイツ関税同盟				ロシア	トルコ
	南ドイツ	ザクセン	プロイセン	小計		
1851	1,030 (7.2)	1,212 (8.5)	2,108 (14.8)	4,350 (30.5)	1,440 (10.1)	6,326 (44.4)
1852	834 (4.3)	2,079 (10.6)	4,369 (22.4)	7,282 (37.3)	1,345 (6.9)	8,257 (42.3)
1853	2,887 (11.5)	4,750 (19.0)	4,146 (16.6)	11,783 (47.1)	2,132 (8.5)	8,950 (35.8)
1854	1,484 (7.1)	5,527 (26.3)	2,533 (12.0)	9,544 (45.3)	924 (4.4)	9,571 (45.5)
1855	849 (3.6)	4,265 (18.0)	1,367 (5.8)	6,481 (27.4)	1,369 (5.8)	14,789 (62.5)
1856	424 (1.7)	5,783 (22.8)	1,582 (6.2)	7,789 (30.7)	1,530 (6.0)	3,245 (12.8)
1857	495 (2.0)	6,909 (28.3)	2,267 (9.3)	9,671 (39.6)	1,497 (6.1)	2,589 (10.6)
						9,809 (40.2)

典拠) *Tafeln zur Statistik, "Handel des österreichischen Zollgebietes"*, für die Jahre 1842, 1843, 1843, 1845- 46, 1849- 51,

(1,000 fl. CM)

イタリア	スイス	合計
2,656 (13.7)	1,483 (7.7)	19,358 (100)
2,533 (13.3)	1,498 (7.9)	18,984 (100)
2,102 (9.2)	1,829 (8.0)	22,762 (100)
2,315 (12.5)	1,812 (9.8)	18,465 (100)
2,169 (11.8)	1,737 (9.4)	18,445 (100)
2,180 (12.1)	1,874 (10.4)	17,993 (100)

3,312 (20.7)	1,622 (10.1)	15,996 (100)
3,494 (16.4)	1,523 (7.1)	21,315 (100)
4,826 (17.7)	1,244 (4.6)	27,282 (100)
1,604 (7.5)	800 (3.7)	21,491 (100)
2,220 (8.2)	908 (3.3)	27,145 (100)
4,747 (12.8)	1,308 (3.5)	37,221 (100)
5,354 (13.2)	1,279 (3.2)	40,484 (100)

イタリア	スイス	合計
7,825 (18.2)	15,642 (36.4)	43,003 (100)
11,339 (24.9)	16,257 (35.6)	45,613 (100)
8,684 (19.3)	15,565 (34.5)	45,093 (100)
9,411 (20.2)	16,422 (35.3)	46,539 (100)
8,451 (20.6)	15,874 (38.6)	41,075 (100)
7,935 (17.1)	18,664 (40.2)	46,471 (100)

9,680 (18.2)	26,772 (50.3)	53,245 (100)
14,607 (18.9)	30,029 (38.9)	77,167 (100)
16,184 (14.9)	39,205 (36.0)	108,910 (100)
18,406 (18.5)	49,401 (49.7)	99,481 (100)
12,918 (14.0)	45,540 (49.5)	91,984 (100)
16,029 (18.2)	33,900 (38.5)	87,992 (100)
8,246 (12.0)	23,950 (34.9)	68,659 (100)

イタリア	スイス	合計
2,200 (10.4)	682 (3.2)	21,255 (100)
1,993 (10.1)	857 (4.4)	19,669 (100)
2,076 (9.8)	618 (2.9)	21,285 (100)
2,254 (10.1)	656 (2.9)	22,261 (100)
2,428 (9.9)	721 (2.9)	24,465 (100)
2,259 (8.8)	538 (2.1)	25,678 (100)

3,950 (12.6)	609 (1.9)	31,278 (100)
5,377 (10.6)	962 (1.9)	50,816 (100)
5,851 (9.1)	536 (0.8)	64,391 (100)
2,464 (4.0)	185 (0.3)	61,618 (100)
3,636 (4.8)	220 (0.3)	75,283 (100)
2,377 (2.8)	320 (0.4)	84,008 (100)
2,784 (3.5)	390 (0.5)	79,737 (100)

イタリア	スイス	合計
1,764 (12.4)	362 (2.5)	14,242 (100)
2,193 (11.2)	446 (2.3)	19,523 (100)
1,956 (7.8)	186 (0.7)	25,007 (100)
932 (4.4)	75 (0.4)	21,046 (100)
956 (4.0)	83 (0.4)	23,678 (100)
681 (2.7)	91 (0.4)	25,379 (100)
747 (3.1)	114 (0.5)	24,428 (100)

1852-54, 1855-57.

c) 完成品の市場構造

① 輸入

完成品の輸入は 80 - 90 %が陸路経由に集中し、海路経由は僅少である（表 9 c 左）。

まず陸路輸入の場合（表 10 ①c）、1840 年代には南ドイツが 30 - 40 %を占めるが、関税改革の進む 1850 年代にはザクセンが 40 - 50 %を占めて筆頭である。「世界の工場」イギリス、あるいはドイツ最大の工業国家プロイセンを押さえてザクセンが首位にあったことは、ザクセン経由で流入した工業製品の実態がプロイセン製品、あるいはイギリス製品であった可能性を示唆している。いずれにせよ工業製品の仕入れ先としてはドイツ関税同盟が最大であり、その比重は 1840 年代の 40 %から 1850 年代には 80 %へと倍増している。上記した食糧・原料輸出と重ね合わせる場合、陸路貿易に関しては、ドイツ関税同盟=オーストリア間に明白な農工分業体制が存在したと言えよう。

他方、トルコ市場の比重は低く、1840 - 50 年代において 20 %から 5 %未満へと急落、モルダヴィア・ワラキアは 1 %にすら満たない。

また海路経由の相手市場については（表 11 ①c）、判明する 1851・57 年の数値を見る限り、イギリスが 70 %近い水準を保ち、ほぼイギリス製品の独壇場である。前述したイギリス向け穀物・原料輸出を想起する場合、海上貿易においてはイギリス=オーストリア間で農工分業関係の形成を認めることができよう。

② 輸出

完成品の輸出は（表 9 c 右）、陸路経由が 70 - 75 %の範囲で上昇傾向、海路経由は 20 - 30 %の範囲で減少傾向にある。

まず陸路輸出の販路から見ると（表 10 ②c i ii）、1840 - 50 年代を通じてトルコ市場が首位を占め、絶対額で 700 万グルденから 3,000 万グルденへと 4 倍に拡大、相対比で 30 %から 40 %へと上昇しており、しかも繊維製品に限定すれば、トルコ市場の比重は 40 - 60 %に達する。その際注目すべきことに、モルダヴィア・ワ

表 11 オーストリア海上貿易：市場・品目内訳 1851・57 年

① 輸入

a) 農業産品

	ギリシア	トルコ	モルダヴィア・ワラキア	エジプト	ロシア	教皇国家	シチリア
1851	2,570 (5.7)	4,346 (9.7)	2,953 (6.6)	962 (2.1)	1,694 (3.8)	2,068 (4.6)	7,610 (17.0)
1857	2,108 (5.6)	3,901 (10.4)	1,255 (3.3)	450 (1.2)	494 (1.3)	725 (1.9)	8,242 (21.9)

b) 原料・半製品

1851	732 (2.4)	5,842 (19.0)	67 (0.2)	6,903 (22.5)	1,029 (3.4)	817 (2.7)	557 (1.8)
1857	756 (2.4)	4,502 (14.0)	5 (0.0)	4,764 (14.8)	1,587 (4.9)	2,097 (6.5)	619 (1.9)

c) 完成品

1851	318 (2.8)	333 (2.9)	1 (0.0)	97 (0.8)	6 (0.1)	978 (8.6)	64 (0.6)
1857	146 (1.4)	231 (2.1)	0 (0.0)	30 (0.3)	34 (0.3)	1,154 (10.7)	87 (0.8)

② 輸出

a) 農業産品

	ギリシア	トルコ	モルダヴィア・ワラキア	エジプト	ロシア	教皇国家	シチリア
1851	191 (2.1)	1,168 (13.0)	79 (0.9)	80 (0.9)	71 (0.8)	1,386 (15.4)	583 (6.5)
1857	281 (2.6)	1,748 (16.0)	84 (0.8)	244 (2.2)	175 (1.6)	2,318 (21.2)	426 (3.9)

b) 原料・半製品

1851	515 (4.3)	1,379 (11.6)	34 (0.3)	846 (7.1)	36 (0.3)	2,560 (21.5)	1,977 (16.6)
1857	993 (6.0)	3,428 (20.8)	30 (0.2)	1,406 (8.5)	60 (0.4)	3,425 (20.7)	1,597 (9.7)

c) 完成品

1851	1,008 (5.4)	9,687 (52.3)	29 (0.2)	1,397 (7.5)	352 (1.9)	2,845 (15.4)	1,088 (5.9)
1857	1,789 (6.7)	14,209 (53.3)	75 (0.3)	1,975 (7.4)	149 (0.6)	2,802 (10.5)	742 (2.8)

典拠) *Tafeln zur Statistik, "Schiffahrt und Seehandel", für die Jahre 1849- 51, 1855- 57.*

ラキアがトルコ向け輸出の 8 割、すなわちオーストリア完成品輸出の 30 %以上、織維製品の 40 %以上を、単独で吸収しているのである。⁽⁴¹⁾

他方、ドイツ諸邦を見ると、南ドイツは 15 %から 5 %未満へと急落するものの、ザクセンは 20 - 30 %の比重を維持し、ドイツ関税同盟全体としては 40 - 50 %に達するオーストリア最大の輸出圏を形成する。それでも織維部門に限定すれば、関税同盟の割合は概ね 30 - 40 %で推移し、トルコ向け輸出の水準には及ばない。また三月前期において 10 %の比重を占めていたイタリア諸国は、1850 年代には 5 %未満まで半減している。

また海路経由の輸出を見ても（表 11 ②c）、1851・57 年とも最大販路はトルコ市場であり、その市場は 50 %を超えており、その中核は消費市場イスタンブールを抱えるトルコ本土であって、属国モルダヴィア・ワラキアへの輸出は、陸路での成長とは対照的に、海路では僅少にとどまる。またイタリア（教皇国家・両シチリア王国）は、陸路での減少と同様、海路での比重も 20 %から 10 %強へと減少している。製品販路としてのイタリア市場の縮小は、何よりもサルディニア王国ピエモンテにおける工業生産の成長をしている。

新絶対主義時代における陸路・海路両面を通じたトルコ向け製品輸出の成長は、前述した陸路・海路経由でのトルコ一次産品輸入の伸張とともに、新たなオーストリア＝トルコ間における工農分業関係の生成を示唆していると言えよう。なかでも陸路＝ドナウ河経由のモルダヴィア・ワラキア向け製品輸出の躍進は、ドイツ関税同盟に対抗的な独自の輸出市場を創出する手段として、あるいはイギリスに従属性的な農業国家の機能を相殺する梃子として、さらにはイタリア諸国の離脱傾向を補填する代替市場として、極めて重要な意味をもったと思われる。オーストリア織維産業の将来にとって、モルダヴィア・ワラキア市場の確保は至上命題であったと言えよう。

(1,000 fl. CM)					
フランス	英 領	イギリス	合 衆 国	ブラジル	合 計
1,393 (3.1)	89 (0.2)	1,234 (2.8)	1,153 (2.6)	7,573 (16.9)	44,830 (100)
1,909 (5.1)	178 (0.5)	898 (2.4)	1,044 (2.8)	5,989 (15.9)	37,676 (100)

1,098 (3.6)	172 (0.6)	5,293 (17.3)	5,485 (17.9)	248 (0.8)	30,674 (100)
951 (3.0)	759 (2.4)	10,148 (31.6)	2,762 (8.6)	0 (0.0)	32,126 (100)

282 (2.5)	530 (4.6)	7,766 (67.9)	82 (0.7)	28 (0.2)	11,435 (100)
484 (4.5)	40 (0.4)	7,373 (68.4)	60 (0.6)	9 (0.1)	10,773 (100)

(1,000 fl. CM)					
フランス	英 領	イギリス	合 衆 国	ブラジル	合 計
900 (10.0)	166 (1.9)	2,152 (24.0)	636 (7.1)	282 (3.1)	8,971 (100)
692 (6.3)	165 (1.5)	1,436 (13.1)	369 (3.4)	275 (2.5)	10,937 (100)

566 (4.7)	248 (2.1)	1,718 (14.4)	543 (4.6)	27 (0.2)	11,925 (100)
452 (2.7)	580 (3.5)	1,315 (8.0)	549 (3.3)	35 (0.2)	16,508 (100)

168 (0.9)	284 (1.5)	177 (1.0)	212 (1.1)	58 (0.3)	18,508 (100)
106 (0.4)	421 (1.6)	3,114 (11.7)	39 (0.1)	31 (0.1)	26,650 (100)

だが成長するトルコ向け輸出の背景としては、前述した制度的基盤、すなわち列国が1838年の英土通商条約を契機として対土通商条約の改正=関税引上を認めるなか、オーストリアだけは条約改正を拒否し、従来通り3%低率関税を維持したという事情も踏まえておかねばならない。⁽⁴²⁾ 対トルコ貿易の躍進がこうした特権的な優遇措置に依存する限り、オーストリア工業製品は、レヴァント市場をめぐるイギリス製品との競争関係において、大きな限界を抱えていたと言えよう。

註

(1) 官庁発行の統計史料としては、主に『帝国統計年鑑』*Tafeln zur Statistik der österreichischen Monarchie*を使用した。当該資料は1820年代には不定期・変則的に刊行されたが、1841年版からほぼ毎年・概ね定型の形式で刊行された。しかし革命後の「新シリーズ」*Neue Folge*では3年間隔で3年分（1858・59年版は2年分）一括して公表する形式に変わり、また3年分のうち最初の2年分は簡略版、最終年度分のみ従来の定型に沿った数値を開示しているため、項目によっては経年調査が困難となっている。したがって形式は年度によって微妙に異なるが、各号とも基本的に第一・第二分冊Theil 1・2から成り、うち第二分冊において「オーストリア関税領域の貿易」*Handel des österreichischen Zollgebietes*、「海運・海上貿易」*Schiffahrt und Seehandel*の項目が設定されている（なお原本には頁数の記載が無く、引用箇所の明示が困難となっている）。

当該資料は R. Jones (ed.), *European Official Statistical Serials on Microfiche, 1841- 1970*, Cambridge, 1975, のオーストリア編、Statistische Zentral-Kommission, *Tafeln zur Statistik der österreichischen Monarchie 1842- 1859*, として公刊されている（一部脱落もあるので注意を要する）。なお貿易統計を含む第二分冊に関しては、管見の限り、国内では一橋大学付属図書館、あるいは北海道大学「スラヴ・ユーラシア研究センター」が、1842・1849- 51・1855- 57年版（1846・1858・1861年刊）を原本、あるいはマイクロ形態で所蔵しているほか、近年進む原本スキャナ・データの公開・製本販売によって、1843・1844・1845- 46年版（1847・1848・1851年刊）は一般入手可能である。

他に簡便な統計資料としては、J. Springer, *Statistik des österreichischen Kaiserstaates*, 2Bde., Wien, 1840; S. Becher,

Statistische Uebersicht des Handels der österreichischen Monarchie mit dem Auslande während der Jahre 1829 bis 1838, Stuttgart, 1841; J. Hain, *Handbuch der Statistik des Österreichischen Kaiserstaates*, 2Bde., Wien, 1852- 53.

オーストリア貿易統計の問題に関しては、M. Kutz, *Deutschlands Außenhandel von der Französischen Revolution bis zur Gründung des Zollvereins: Eine statistische Strukturuntersuchung zur vorindustriellen Zeit* (Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beihefte Nr. 61), Wiesbaden, 1974, S. 171- 175.

- (2) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 516- 519.
- (3) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 589- 592.
- (4) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 586- 589.
- (5) 対ハンガリー貿易に関しては、御園生眞「19世紀前半のオーストリア=ハンガリー間貿易——ハプスブルク帝国内の経済的統合に関する一考察——」獨協大学『経済学研究』第51巻1988年、佐藤勝則「オーストリア・ハンガリー二重帝国とハンガリー経済（1848—1914年）——共通関税体制下におけるハンガリーの経済発展とその特質——」『茨城大学政経学会雑誌』第44号1981年。
- (6) オーストリア公式統計の三分類では、「農業産品」・「原料・半製品」のいずれに属するべきか、微妙なものも少なくなく（なかでも染料・油脂・皮革・木材など、農業産品=植物・動物に由来する工業原料）、現に同一品目が年度によって異なる区分に移動する場合もあり、正確な経年分析は困難な状況にある。また完成品は一括して記載され、具体的な細目は欠如している。H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 95, 97- 98.
- (7) ガリツィア製糖業については、J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 360- 361, 541- 543; H. Matis/ K. Bachinger, "Österreichs industrielle Entwicklung", A. Brusatti (Hg), *a. a. O.*, S. 205- 206.
- (8) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 540- 541, 543- 545, 552- 554.
- (9) ガリツィア酒造業については、H.- H. Brandt, *a. a. O.*, S. 383- 384, 387, 392- 393. ブルックの自由貿易路線に対する反対勢力の一翼はほかならぬガリツィア製糖業・酒造業であり、1859年の「砂糖・火酒アンケート」を通じて1854年の関税改革・普墺通商条約の弊害を訴えることになる。Ebenda, S. 414- 415.
- (10) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 545- 551. オーストリア農業・土地制度の再編=マグナーテン経営の成立については、K. Dinklage, "Die landwirtschaftliche Entwicklung", A. Brusatti (Hg), *a. a. O.*, S. 410- 415; 佐藤、前掲書、第四章。
- (11) ハンガリー農業・土地制度の再編については、K. Dinglage, *a. a. O.*, S. 417- 427; I. T. Berend/ G. Ranki, "Ungarns wirtschaftliche Entwicklung 1849- 1918", A. Brusatti (Hg), *a. a. O.*, S. 487- 499; 佐藤、前掲書、第三章、南塚信吾『東欧経済史の研究——世界資本主義とハンガリー——』ミネルヴァ書房1979年、第二部・第一章。
- (12) H.- H. Brandt, *a. a. O.*, S. 382- 383.
- (13) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 561- 564.
- (14) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 573- 575; H.- H. Brandt, *a. a. O.*, S. 390- 392.
- (15) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 569- 570.
- (16) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 301- 308; H. Matis/ K. Bachinger, *a. a. O.*, S. 201- 203; H.- H. Brandt, *a. a. O.*, S. 400- 401; 佐藤「三月革命後の普墺間関税・貿易政策論争」、43—44頁。
- (17) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 577- 582; H. Matis/ K. Bachinger, *a. a. O.*, S. 151- 159, 165- 167; H.- H. Brandt, *a. a. O.*, S. 396- 397.
- (18) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 309- 311; H. Matis/ K. Bachinger, *a. a. O.*, S. 204- 205.
- (19) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 319- 325; H. Matis/ K. Bachinger, *a. a. O.*, S. 194- 196; H.- H. Brandt, *a. a. O.*, S. 401- 413.
- (20) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 325- 330.
- (21) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 311- 318; H. Matis/ K. Bachinger, *a. a. O.*, S. 196- 199.
- (22) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 226- 232, 256- 259; H. Matis/ K. Bachinger, *a. a. O.*, S. 159- 165; H.- H. Brandt, *a. a. O.*, S. 393- 398; 佐藤「三月革命後の普墺間関税・貿易政策論争」、46—47頁。
- (23) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 289- 291, 583- 585; H. Matis/ K. Bachinger, *a. a. O.*, S. 187- 189.
- (24) J. Hain, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 520- 521.
- (25) H. Pavelka, *a. a. O.*, S. 99- 100.

- (26) 独墳貿易の展開に関しては、K. Mamroth, *Die Entwicklung der österreichisch-deutschen Handelsbeziehungen vom Entstehen der Zolleinigungsbestrebungen bis zum Ende der ausschließlichen Zollbegünstigungen (1849- 1865)*, Berlin, 1887; 佐藤「1860年代の普墳間関税・貿易政策論争」、28-33頁。
- (27) 三月前期における中部ドイツ、なかでもザクセンの商業都市ライプツィヒを経由する英墳貿易に関しては、W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 97-99; 諸田、前掲書、15-18、130-145頁。
- (28) G. Zane, "Die österreichischen und die deutschen Wirtschaftsbeziehungen zu den rumänischen Fürstentümern 1774-1874", *Weltwirtschaftliches Archiv: Chronik und Archivalien*, Bd. 26, 1927, S. 275-276.
- (29) G. Zane, a. a. O., S. 267-268, 269-270.
- (30) H. Pavelka, a. a. O., S. 96-97, 98-99.
- (31) H. Pavelka, a. a. O., S. 137-140. 三月前期における英墳海上貿易については、E. v. Schwarzer, *Österreichs Land- und Seehandel mit Hinblick auf Industrie und Schiffahrt*, Triest, 1846, S. 5-20.
- (32) E. v. Schwarzer, a. a. O., S. 144-160.
- (33) ルーマニア穀物貿易に対するロシアの警戒は既に三月前期から存在する。黒海貿易の拠点オデッサを管轄する「新ロシア総督府」通商官僚の著作として、J. de Hagemeister (T. T. Triebner, tr.), *Report on the Commerce of the Ports of New Russia, Moldavia, and Wallachia, made to the Russian Government in 1835*, London, 1836. またロシア経済学者のオーストリア貿易分析として、L. V. Tegoborski, *Uebersicht des österreichischen Handels in dem eilfährigen Zeitraume von 1831-1841*, Wien, 1844.
- (34) E. v. Schwarzer, a. a. O., S. 161-168.
- (35) H. Pavelka, a. a. O., S. 65-70, 111-112; 拙稿「イギリス航海条令とオーストリア海運」、46-47頁。
- (36) イタリア半島南部・シチリアにおける大農場經營=「ラティフォンド」latifondo (粗放的耕作・牧羊) の展開、及び海岸地帯における集約的果樹栽培 (ブドウ・オリーブ・柑橘類) の散在については、堺憲一『近代イタリア農業の史的展開』名大出版会 1988年、第四章。
- (37) 1848年のルーマニア三月革命はロシア軍の侵攻によって鎮圧されるが、続く1849年4月24日の露土条約 [バルタ・リーマン条約] は、①露土両国による公国君主の指名、②公国君主の指名する「評議会」divans ad hoc の新設、③ロシア軍の領内進駐 (-1851年) を確認し、事実上のロシア支配体制が成立した。また1851年の土地法は領主直営地の賦役日数を拡大、1848年の革命で動搖したボイエールの土地所有・農民支配を再建している。B. Jelavich, *Russia and the Formation of the Romanian National State 1821-1878*, Cambridge, 1984, pp. 41-43; A. オツェニア編 (鈴木四郎・鈴木学共訳)『ルーマニア史』[全二巻] 恒文社 1977年、第二巻・第三章。
- (38) オスマン帝国の経済的・政治的ルーマニア支配に関しては、拙稿「オスマン帝国の黒海穀物貿易独占とモルダヴィア・ワラキア」『鳥取大学・教育地域科学部紀要』[地域研究] 第4巻第2号・第5巻第1号 2003年、黛秋津『三つの世界の狭間で——西欧・ロシア・オスマンとワラキア・モルドヴァ問題——』名大出版会 2013年。
- (39) H. Pavelka, a. a. O., S. 135-136.
- (40) スイス織維産業の成長、なかでも北イタリア製糸業と連動する絹工業については、黒澤隆文『近代スイス経済の形成——地域主権と高ライン地域の産業革命——』京大出版会 2002年、146-147、174-175頁。
- (41) J. Hain, a. a. O., Bd. 2, S. 571. ルーマニア市場におけるオーストリア製品の優位については既に当時からイギリス通商官僚が指摘しており、またプロイセン、フランス領事も1840年代からオーストリア製品の優越を警戒するとともに、自國製品の参入を画策している。J. MacGregor(ed.), *Commercial Statistics*, 1850, London, Vol. 2, p. 59; T. Forester, *The Danube and Black Sea*, London, 1857, pp. 127-128. G. Zane, a. a. O., S. 268-271. オーストリアにとって生命線であったルーマニア市場は、他の主要列強にとっても重大な関心の対象であったのであり、オーストリアの排他的なルーマニア進出には多大な困難が待ち受けていると言えよう。
- (42) ャッキー駐在イギリス領事ガードナー Gardner の報告 (1841年8月) は、モルダヴィア輸入総額の3分の2はオーストリア製品から成るとし、その要因としてオーストリア政府の対土通商条約不更新を指摘している。Gt. Britain, *Parliamentary Papers*, 1842, Vol. XLV-261(418), "Correspondence respecting the Operation of the Commercial Treaty with Turkey of August 16, 1838", pp. 25-26, 33-34.

むすび

最後に新絶対主義時代の外国貿易の動向を整理し、クリミア戦争外交の経済基盤を展望しよう。

まずオーストリア輸入貿易においては、商相ブルックの自由貿易政策に伴う 1850 年代の禁止制度の廃止と保護制度の採用、さらには 1853 年の普墺通商条約と自由貿易への転換を背景として、一方の陸上貿易においてはドイツ関税同盟からの工業製品輸入、なかでもザクセン経由のプロセイン製品輸入が加速することになった。他方の海上貿易においては、ブルックの經營するアドリア海拠点の汽船事業が成長するなか、イギリス工業製品（綿糸・機械・鉄道資材）の輸入が上昇し、着実にイギリス産業資本（マンチェスター綿工業・バーミンガム重工業）の輸出市場に組み込まれることになった。その反面、輸入原料・資材を梃子として工場制度・運輸体系が生成するとともに、イギリス商業資本の新大陸貿易によって支配階層の嗜好品需要も充足されたと言えよう。

並行して、新絶対主義国家の農民解放事業・殖産興業政策に伴い、工場労働向け食糧・国内産業向け原料の需要が上昇するなか、1850 年における境界関税の廃止とオーストリア＝ハンガリー関税同盟の形成は、ライタ河以東ハンガリー・トランシルヴァニアからの安定的・効率的な食糧・原料調達を保証した。だが 1850 年代に入ると、ドナウ河経由の陸上貿易、アドリア海経由の海上貿易を通じて、ルーマニア・トルコ市場からの食糧（穀物・家畜）・原料輸入が急速に上昇する。禁制貿易の廃止によって工業国家で需要の高い一次産品が国外流出が加速するなか、オーストリアはもはやハンガリー产品だけでは必要物資を充足できず、隣接するオスマン帝国領域に食糧・原料の新たな供給地帯を求めねばならなかったと言えよう。

またオーストリア輸出貿易においては、1854 年の普墺通商条約＝農業関税の相互引下を背景として、陸上貿易を通じてドイツ関税同盟への食糧・原料供給が進み、ドイツ連邦内における一次産品供給地帯としての地位を強めることになった。また海上貿易においては 1846 年のイギリス穀物法廃止を契機として、1850 年代にはイギリス向け食糧輸出が上昇し、オーストリア農業は安価な食糧供給＝労働賃金の低減を通じてイギリス再生産軌道の一角に編入されつつあったと言えよう。

並行して、絶対主義国家の殖産工業政策と綿糸・機械の輸入を梃子として、ライタ河以西ベーメン・下部オーストリアにおいて綿業部門の機械制生産が成長するなか、1850 年における境界関税の撤廃はライタ河以東ハンガリー・トランシルヴァニアをその域内販路として位置付けることになった。だが 1850 年代には陸路・海路の両面を通じてトルコ市場への工業製品の輸出、なかでもルーマニア市場に対する繊維製品の輸出が急速に成長している。このことは、一連の関税改革・通商条約によって国内市場を外国製品に開放するなか、帝国領内の製品需要は既に飽和状態に達しつつあり、ドナウ河を通じて直結するルーマニア市場が国産製品の新たな販路として、さらには対独・対英赤字を相殺する貴重な黒字源泉として、注目されていたことを示唆している。

以上のようにクリミア戦争前夜のオーストリア外国貿易は、研究史上重視されてきたドイツ連邦内の関税同盟との貿易関係、あるいはハプスブルク帝国内のハンガリーとの域内貿易と並行し、新絶対主義の自由貿易路線を契機として、対外的には一種の二重経済を形成したと言えよう。すなわち、一方では「世界の工場」イギリスを中心とする資本主義世界市場において農業国家として位置し、穀物・原料を輸出、綿糸・機械を輸入したとすれば、他方で「ヨーロッパの病人」トルコに対しては工業国家として対応し、繊維製品を輸出、穀物・原料を輸入したのである。その際、トルコ本土よりもむしろ衛星国家モルダヴィア・ワラキアが製品販路・食糧供給の両面で有望な成長を示す以上、1853 年のロシアのモルダヴィア侵攻・ドナウ河口スリナ水道の封鎖は重大な脅威だったのであり、1854 年の外相ボオルの外交方針＝ワラキア出兵にとって重要な背景をなしたと言えよう。

〔付記〕本稿は平成 26 年度鳥取大学学長経費（教育・研究改善推進費）に基づく研究成果の一部である。